

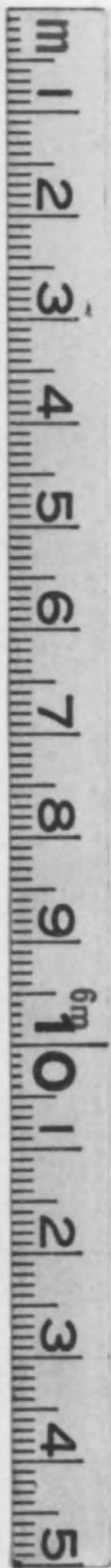
339-690



1200501397252

339

690



始





339

690

ELECTRICAL  
YEAR-BOOK  
1936

# 電氣年鑑

第二十一回 (昭和十一年)

東京

合資會社 電氣工業社發行



## マツダランプ

製品

電動機 發電機 回轉變流機 變壓器  
配電盤 其他電力・電燈諸機械

東京市品川區東大崎 電話高輪(44) 四四〇、四四一、四四二  
(大崎停車場) 一二一〇、一二一一、一二四九  
五九五三、六〇九九

# 株式會社 明電舎

奉天出張所 滿洲國奉天千代田通三四 電話四一一八  
名古屋工場 名古屋市外西枇杷島町 電話西 五二六一  
四七〇四

東京市日本橋區吳服橋二丁目三番地ノ一 電話日本橋(24) 自三二五一番至三二五六番

代理店 株式會社 守谷商會

右代理店ノ 大阪、名古屋、小倉、金澤、仙台  
支店及出張所 札幌、臺北、高雄、京城、スラバヤ



商工一覽中變更

三八頁 小糸製作所組織變更  
株式會社 小糸製作所  
品川區東品川四丁目二六  
社長 小糸淳介 專務 山本素久  
常務 小糸啓介 加藤眞一  
監査役 池田貞介 森 勝吉  
五五頁 澁谷慶治郎商店ハ東葉電機工業所ト變更  
(營業品目 蓄電池製作電機器具販賣)  
八三頁 東京太田電機製作所 地番變更  
品川區東品川四丁目一〇〇及一〇一番地

官廳電氣職員一覽中變更

一〇頁 鐵道省電氣局電化課長 永田 盛三  
同 同 通信課長 魚住 朝治  
同 東京電氣事務所長 鈴木愉之助  
電氣學校一覽中變更  
三一頁 廣島高等工業學校長 長 俊一  
三二頁 濱松高等工業學校長 安達 績  
四一頁 京都工科學校電氣科  
京都市下京區西九條島町八(電話下八二五)  
(イ)昭和三年 (ロ)高小卒 (ハ)二ヶ年  
(ニ)一學年一八圓 校長(工)飯田正

679

昭和十一年電気年鑑

# 電線

鉛管、鉛釘



# 電纜

工ボナイト製品

新製品

- NGフォーム線
- エボナイト電線
- オールエボナイト電線
- 金属補強入
- キャブタイヤーケーブル
- 特殊高圧ゴム線
- メニセンチャイ入
- 電話ケーパー
- 大日合金鉛管
- 鍍装電線



## 大日電線株式会社

本社 尼崎市

特一

大日電線株式会社  
 本社 尼崎市  
 電話 二五八三



# Y.E.W. ELECTRICAL INSTRUMENTS

## 營業科目

携帶用及配電盤用電氣計器、積算電力計  
各種溫度計、ブリッジ類、オツシログラフ類  
電位差計類、記録計器、フローメーター  
CO<sub>2</sub>レコーダー、電氣廻轉計、抵抗器類  
高周波用測定装置、物理測定用計器及装置



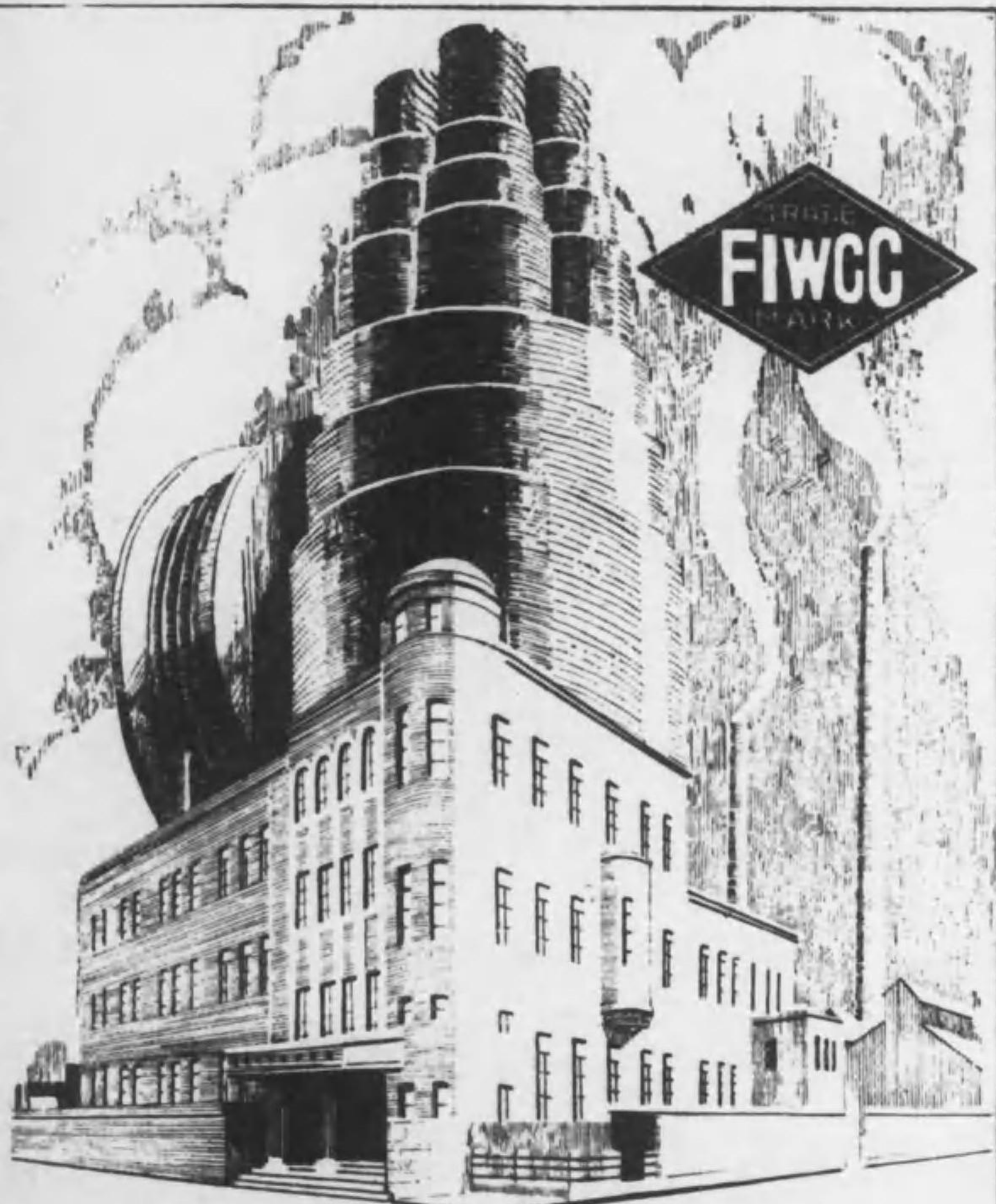
株式 横河電機製作所

東京營業所 東京市麹町區丸ノ内ノ二仲二十八號館

電話 代表丸ノ内四三四一番(五)

本社・工場 東京府武藏野町吉祥寺三千番地

電話 代表荻窪三九〇一番(五)



## 品用續接と纜電線電 社會式株線電倉藤

川深・京東・社本  
海上・連大・屋古名・所張出・岡福・阪大・店賣販  
社會式株産物井三・店理代

材種鋼鐵及板鐵氣電外內  
 種各板鋼磨及板力鋁外外  
 棒接銘斯瓦及板氣電外外  
 鋼殊特磁ニ並イ酸耐外外  
 金合性磁ニ並イ酸耐外外  
 紙フーロドツレドーボスレブ用緣絶氣  
 種各一パイハフ紙ラニマ紙ルブ一ケ  
 種各類板クルコトイラク一ベ  
 材鋼鐵般一外内他其

株式會社日本電解製鐵所代理店  
 特種製紙株式會社代理店  
 日本製鐵株式會社代理店  
 日昭製鐵株式會社代理店  
 八幡製鐵株式會社代理店  
 同美製鐵株式會社代理店  
 同美製鐵株式會社代理店  
 日本製鐵株式會社代理店  
 日本製鐵株式會社代理店  
 アムコ鐵特約販賣店



# 高島屋飯田株式會社

本社 東京市京橋區銀座西二丁目一  
 支社 大阪市東區橫堀一丁目十一番地  
 出張所 名古屋市中區新柳町(住友ビル)  
 八幡市北本町三丁目  
 奉天淺間電話奉天二番地  
 新東京豐樂路一〇五(一)群ビル  
 倫敦、紐育、ブエノスアイレス、シドニー、メルボルン等

# 電線電纜



# 東京製線株式會社

海内唯一最新式豎型被鉛機据付完了

製品特長

繼目絶無  
 停止點稀少  
 強度均等  
 針孔皆無

本社 東京市麴町區丸ノ内  
 出張所 大阪市北區絹笠町  
 川崎工場 川崎市古川通  
 エナメル工場 川崎市新川通

鐵管內徑 十尺 落差 四三〇尺

### 大井川電力株式會社殿大井川發電所



出力六萬四千キロ

### 最近ノ重ナル納入先

電弧銲接工事  
鐵塔、橋梁、鐵槽、  
水壓鐵管制水門  
營業種目

臺灣電力株式會社殿日月潭第二發電所  
新潟電力株式會社殿伊南川發電所  
大同電力株式會社殿  
第二富士電力株式會社殿  
大井川電力株式會社殿  
熊本電氣株式會社殿  
山口縣電氣局殿小瀬川發電所  
吳海軍工廠殿

## 株式會社 酒井鐵工所

營業所 大阪市港區抱月町四丁目十三番地 電話西 二〇二一番  
第二工場 大阪市港區抱月町四丁目十番地 電話西 一三七五番  
出張所 東京市芝區田村町一ノ三 電話銀座 57八九五番

## NEIC 信賴出来る METER

# 日本電氣計器株式會社

MPm型  直流電流用特別精密級 mV, V, A, mA, A	MP-5型  直流電流用精密級 mV, V, A, mA, A	SP-1型  交流電流用精密級 V, mA, A
M-25型  直流小ボルト用小型 mV, V, A, mA, A	DPw-3型  攜帶用三相電力計 マグネティック・シー・エド付 W, kW	M-3型  直流配電盤用小型 mV, V, A, mA, A
DOw-4型  配電盤用電力計 (文字板被白) W, kW	TRX-55型  攜帶用セット アナライザー 八種類使分け、萬能試験器 (型錄御請求下さい)	CM-25型  交流小ボルト用小型 (整流型) mA, V, V

本社及工場 京都市左京區夷川通川端東入秋葉町 電話上 5622番  
東京出張所 東京市神田區小川町三丁目七番地 電話神田 754番  
大阪出張所 大阪市北區宗室町10中之島ビル本館 電話土佐堀 58, 59

特許龜山式碍子型スキツチ  
特許サイト式絶対防水外燈  
關西一手販賣店

株式會社日立製作所  
東海電線株式會社  
東洋フューズ株式會社  
松下電器株式會社  
東京電氣株式會社  
特約販賣店

製 品

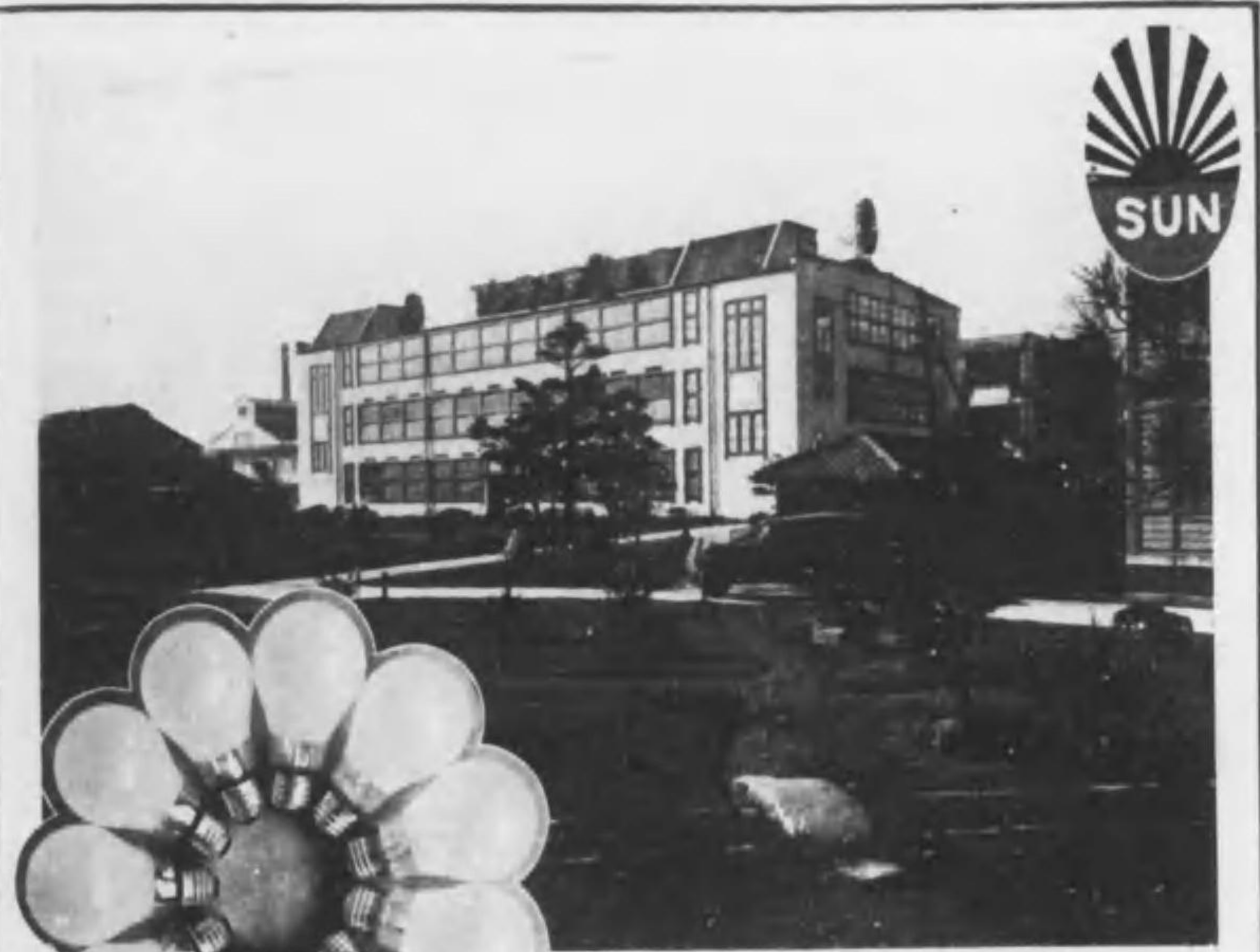
營業科目  
電氣諸機械器具  
電線及材料販賣  
電氣工事請負  
設計・監督

株式會社 松西電機商店

本店 大阪市東區船越町二丁目  
電話東(91)294・295・536・7470番

出張所 大阪市住吉區天下茶屋二丁目  
電話天下茶屋4126番

三重縣上野町  
電話上野292番



一番  
良の  
電球!  
サンランプ

大阪電球株式會社

電話福島  
(三五五二番)  
(三六五一番)  
(6)(4)

大阪市西淀川區大仁東二丁目



# ジーエス蓄電池

## 天晴れ王者

品質と謂ひ耐久力と謂ひ  
 斷然他品の端倪を許さず  
 天晴れ斯界の王者の風格  
 を備ふ



- 据置用 各種
- 移動用



日本電池株式會社

## OK型ボールベアリングカムアロン 齋藤電機の特許架線工具

PAT No. 124069  
 " No. 142241

コッター部内部に  
 ボールベアリング  
 を装備す



OK型ボールベアリングカムアロン  
 に就て

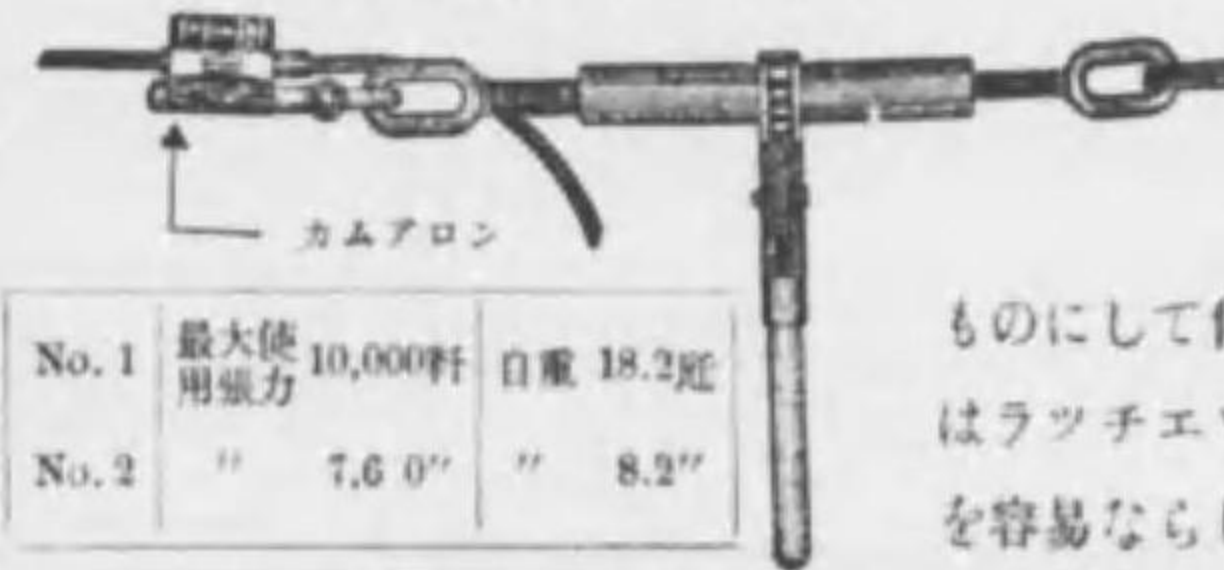
PAT No. 142241

本器はターンバツクルと併用するもの  
 にして従來のカムアロンの如く電線に

大キサ	最大使用張力	適度電線外徑 mm		自重 斤
		最大	最小	
No. 1	3,500 軒	13.0	7.8	3.65
No. 2	3,500 #	13.0	9.6	3.65
No. 3	3,500 #	15.0	12.0	3.65
No. 4	5,000 #	23.4	16.1	4.70

咬傷を與ふる事なく。ボールベ  
 アリングを用ひてコッターの移  
 動を圓滑ならしめ電線のスベリ  
 を絶無ならしむ。輕量にして構  
 造堅牢なり。

## OH型二重ターンバツクル



OH型二重ターンバツクルに就て  
 PAT No. 124069

No. 1	最大使 用張力	10,000 軒	自重	18.2 斤
No. 2	"	7.6 0"	"	8.2"

本器は従來の凡ゆる不便を除去したる  
 ものにして伸縮は外筒の長さの二倍迄なし得。把手  
 はラッチエツト式として取換ひ至便なるを以て操作  
 を容易ならしめ所要時間を短縮す。

## 特許防塵防濕燈具 30W—500W用各種



最も進歩せる密閉  
 装置による燈具です。

## 特許アジャスタブル燈具 30W—1,000W用各種



最も理想的工場照明  
 (上下左右に廻轉自在)

サイト式照明器具 齋藤電機株式會社 東京・芝・新堀  
 製造販賣元 電話三田 4031  
 關西一手販賣 株式會社松重電機商店  
 大阪・東・船越町 電話東 294・295

# 「フオイト」カプラン型水車 (日本帝國特許權所有)



上記ノ外「フオイト」供給ニ係ル著名ノ「カプラン」水車  
○リーブルグ、シユウオースタツト發電所 二臺  
落差 三九尺。三九、五〇〇馬力。

○マイセニツク發電所 二臺  
落差 六五尺。一二、一五〇馬力。

○スケンスフォルテン發電所 二臺  
落差 六四・五尺。一八、四〇〇馬力。

○グレーンフォルワス發電所 一臺  
落差 七四尺。二〇、五〇〇馬力。

○ラマイア發電所 一臺  
落差 二七尺。一九、〇〇〇馬力。

○ダイシヨイ發電所 一臺  
落差 一〇一尺。三六、〇〇〇馬力。

「フオイト」製造所代表者

株式會社 **エル、レイホルド商館**

東京市日本橋區吳服橋三ノ七  
電話日本橋 一三二一—一三二四

遞信省  
海軍省  
鐵道省

指定工場

電線工場

京都府八幡町

電話八幡八番

銅線工場

京都市伏見區京町

電話伏見 一〇八番



創業明治四十年

# 津田電線株式會社

本社

京都市東山區問屋町五條南

電話 特長 紙團(6)六四七番  
長 紙團 六四八番  
三五二七番

東京出張所

東京市芝區濱松町二丁目七

電話芝 三、〇八〇番

大阪出張所

大阪市北區信保町一丁目二一

電話堀川 二、六八〇番



# 昭和十一年電氣年鑑

電氣之友社編纂

合資會社 電氣之友社發行



大阪此花区青島南/十六番地  
**任友電綫製造所** 株式會社  
 大阪中央郵便局私書箱第八十六号

各種電綫  
 電纜及其附屬品  
 丹 礬



昭和十一年  
電氣年鑑

電氣之友社編纂

合資會社  
電氣之友社發行



大阪府花区南島番十六番地  
株式會社 友友電線製造所  
大阪中央郵便局私書箱第八十六号

各種電線  
電纜及其附屬品  
丹 礬

露光量違いの為重複撮影

昭和十一年電氣年鑑

# 日立製作所



**主要製品概目**

- 送電用機軸 船舶用機軸
- 電機用機軸 礦山用機軸
- 建築用機軸 工業用機軸
- 土木用機軸 家庭用電製品

**株式 日立製作所**

東京・丸の内

大阪營業所 大阪市西區土佐堀通一ノ一

九州營業所 福岡市博多片上居町四一

大連營業所 大連市紀伊町八五番地

新京出張所 新京豐榮路六一二

奉天出張所 奉天淀町一二

京城營業所 京城府黃金町二ノ一九五

名古屋販賣所 名古屋市中區南大津町二〇

札幌販賣所 札幌市南二條西一三ノ二九

特一五

明治二十二年四月



株式會社

# 電友社

工事部

都市建築附帶電氣設備工事  
送電線路、配電線路、發電所工事  
電話電鈴避雷針、家庭電化工事  
内外一般電氣工事設計監督請負

販賣部

電氣機械器具製造輸入販賣  
特許屋井乾電池特約卸賣店  
森式照明器具特約代理店  
ダイヤモンド印テーパー發賣店

本社 東京市京橋區銀座八丁目一(新橋際)

電話銀座二番四・番八五七

出張所 大阪 名古屋 仙臺

# 日立製作所



**主要製品概目**  
 船舶用機械  
 礦山用機械  
 工場用機械  
 家庭用電氣品  
 土木用機械

## 株式 日立製作所

大阪營業所 大阪市西區土佐堀通一ノ一  
 九州營業所 福岡市博多片土居町四一  
 大連營業所 大連市紀伊町八五番地  
 新京出張所 新京豐樂路六一二  
 奉天出張所 奉天淀町一二  
 京城營業所 京城府黃金町二ノ一九五  
 名古屋販賣所 名古屋市中區南大津町二〇  
 札幌販賣所 札幌市南二條西一三ノ三九

昭和十一年電氣年鑑

特一五

明治二十二年四月



株式會社

# 電友社

工事部

都市建築附帶電氣設備工事  
 送電線路、配電線路、發電所工事  
 電話電鈴選雷針、家庭電化工事  
 内外一般電氣工事設計監督請負

販賣部

電氣機械器具製造輸入販賣  
 特許屋井乾電池特約卸賣店  
 森式照明器具特約代理店  
 タイヤモンド印テープ發賣店

本社 東京市橋區銀座八丁目一番(新橋際)

電話銀座二番四・番五八七

出張所 大阪 名古屋 仙臺



# 三菱電機株式会社

## 目種作製

電氣鐵道用機械器具  
 水力發電所用機械器具  
 火力發電所用機械器具  
 變電所用機械器具  
 航空機用電機器具  
 船舶用マグネツト各種  
 工場電力電氣設備一式  
 紡績紡績用電氣設備一式  
 電車用閉装置

ウ社型自動密着連結機  
 ウ社型エヤーブレーキ  
 電氣ドリル・電氣グラインダー  
 各種積算電機力計  
 農業用電氣機械器具  
 家庭用電氣機械器具一式  
 エレベーター及戸閉装置  
 電氣自動階段  
 フリクシヨンドラフトキヤー

一手販賣店

三

菱商事株式会社

本社、東京支店、支店、出張所、特約店、全国各地

本店  
 神戸製作所  
 長崎製作所  
 名古屋製作所  
 東京工場

東京市麴町區丸ノ内二丁目  
 神戸市兵庫區和田崎町三丁目  
 長崎市平小屋町  
 名古屋市中區矢田町  
 東京市芝區海岸通二丁目

# 所業互田蘆 株式會社

主ナル製品

絶縁抵抗試験器

記録電氣計器

積算電力計



M-55型



AW型

大阪市西淀川區穴仁西一丁目  
 電話郵局(45)3055・3056・3057・3059

東京支店  
 東京市麴町區丸ノ内二丁目十番地  
 電話丸ノ内(24)2926・2929

九州支店  
 福岡市平尾向區六五  
 電話 2186

A-2型



新製品

チオナイト電線（特殊耐油護線）  
 ニスライト電線（難燃性護線）  
 モエナイト電線（難燃性護線）  
 超高圧用油入式電線  
 古河電機水道熱線及合金鉛線  
 古河電機熱線及合金鉛線  
 古河電機熱線及合金鉛線  
 古河耐摩耗性パンビス及パンプレート  
 古河耐摩耗性パンビス及パンプレート



古河電氣工業株式會社

本社 東京 日本橋 室町

營業主要品目

電線・電纜  
 銅・眞鍮製品  
 輕合金製品  
 蓄電池

販賣店及出張所

大阪、名古屋、門司  
 仙臺、札幌、京城  
 臺北、大連、上海  
 新京、奉天、哈爾濱

序

電氣が現代文化の華として燦たる發達を示顯し、一にも電氣、二にも電氣、今や電氣の世の中と呼ばれるは近代の盛観である。而も輓近、經濟機構の複雑多岐なる我が電氣界にも反映して日常吾人の生活に直面する電氣事業界も亦複雑にして、其變轉旦夕を待たず、分業的交渉の繁激なる所要の一面を摘握する事容易にあらず、多端繁忙の中に簡明直截に有効なる羅針盤を得て、敏速優勝者たらんことは萬人の冀望する所、苟も袖手偷安を許さざるは云ふ迄もなし。近年各種の年鑑簇出せるは、如何に一般社會が新聞雜誌と共に日常の糧として年鑑の利用を益々必要視するに至りたるかを窺ふに足るべく、蓋し自然の要求に出づるものとして年鑑の使命また重大なりと云ふべきなり。

弊社は夙に視る所あり電氣事業一覽の名稱にて毎年改訂讀者に頒ちたるが、大正五年に至り、其名稱を電氣年鑑と改め、掲載事項を増加し、逐年改版、大正十一年には更に擴張して電氣年鑑編輯部を新設し係員十數名を常置して専ら内容の刷新に努め、兩來逐年發展茲に第二十一回を發行するに至れり。

電氣年鑑が過去の歴史的存在と、現在の狀況報告的現況とを併せ斜觀縱觀、以て正視せる本邦全電氣界の紙上表現として遺憾なきを期するは弊社同人の不斷努力の目標たるなり。然りと雖内容の充實と記事の正確とに加ふるに材料の最新を期するは容易の業にあらずして、多大の犠牲を拂ひつゝも、未だ完璧せるものと云ふ能はざるは勿論なり、増加すべき項目、又は改良すべき事項は逐年改善の實を擧げ、有益なる材料をより多く列記登載し電氣年鑑として名實共に、斯界關係者の好伴侶たらしめんことを期せり。

339-690

編者識

〔第二十一回電氣年鑑〕



# 昭和十一年

## 本邦電氣界

○電燈、電力	1
○電氣鐵道	13
○電氣化學	132
○農事電化	157
○電氣商工業	174
○有線無線電信電話	171
○特許及實用新案	194
○學事會合並に電氣界人事	102
○電氣關係法令	115
○電信電話、電氣事業果年統計比較表	135

## 電氣事業一覽

○目次 (五十音別)	1
○東京及大阪に本社、支社、出張所設置の他府縣電氣會社表	10
○電燈電力料金一覽	1
○電燈電力電氣鐵道	1
○電氣化學	131

(昭和十一年五月刊行)

# 氣年鑑要目

## 電氣商工業一覽 (會社工場商店)

○目次	1
○京濱(東京、神奈川)	1
○京阪神(京都、大阪、兵庫)	161
○地方	276
○樺太、臺灣、朝鮮、滿洲	287

## 電氣關係一覽

○官廳電氣に關する職員一覽	1
○電氣に關する學校一覽	25
○電氣に關する學會協會一覽	44
○電氣に關する試驗所研究所一覽	49
○電信電話會社一覽	51
○電氣に關する組合一覽	55
○全國商工會議所一覽	57
○電氣雜誌及新聞一覽	60

凡例

本邦電氣界は昭和十年中に於ける本邦電氣界に起れる主要事項を電氣之友誌上より抄録し、又は更に調査せるもの、電燈電力、電氣鐵道、電氣化學工業、電氣機械器具製造並に販賣業、特許及實用新案、ラヂオ、電信、電話、學府、會合、人事、及法令、其他昭和十年に於ける電氣界の大勢を知るべき一切の事項を網羅す。更に各種の統計表は朝鮮、臺灣、樺太を加へ、累年比較表を掲載す。

電氣事業一覽は昭和十一年三月末日迄の回答に依れるものなり、尙原稿締切迄に回答を得ざりし一小部分は遺憾ながら前年度電氣年鑑に依り掲載す。

電氣商工業一覽は全國に亘りて照會をなし、東京市内は一々調査をなし、配列を全部各府縣毎に五十音とせり。

電氣に関する官廳職員、學校、學會、協會並組合、試驗所、研究所其他の各一覽昭和十一年四月末現在調査せり。

昭和十一年四月末後印刷中に於ける移動及變更は翌年の電氣年鑑に之を訂正すべし。

本書は最も精確を期せるも中には誤記脱漏あるやも計り難し、御氣付の點は御一報を乞ふ。

昭和十一年五月

廣告目次

(ア)安智電熱工業所……………	二二	(イ)今井陽弘社……………	二九	(カ)神谷電機製作所……………	四八	(シ)敷島電機製作所……………	三四
淺野物産株式會社礦油部……………	五四	今中工場……………事業會社目次一五	三五	柏山電機製作所……………	四〇	信濃電氣株式會社……………	三
麻布電機製作所……………	三四	石渡電機株式會社……………	三七	龜山商店……………商工	四〇四	昭和電機株式會社……………	三五
旭工業合名會社……………	二五	乾電氣商會……………	特三〇	共同電氣株式會社……………	特二二	城東製作所……………	三五
蘆田工業所……………	一七	(ウ)内田電氣商會……………	四九	京三電線製造所……………	二四	菅原電氣商會……………	表紙ノ三
(エ)英電社……………	二一	エル・レイホルト商館……………	特一一	協立興業社……………	一八	住友電線製造所……………	特一四
(フ)小穴製作所……………	二〇	小栗製作所……………	二八	(ク)桑野製作所……………	三九	(セ)整電社製作所……………	二七
小野送三商店……………	四二	及川電氣商店……………	二二	黒崎電機製作所……………	特二〇	(タ)大日電線株式會社……………	特一
沖電氣株式會社……………	五三	岡田商店……………	四三	(コ)ふじは屋電機製作所……………	特二七	大有社電機製作所……………	二六
大阪電球株式會社……………	特八	大阪陶業株式會社……………	一一	江東電機製作所……………	三〇	高島屋飯田株式會社……………	特四
				光源社……………	二九	高梨製作所……………	特二〇
				小糸製作所……………	二五	高柳電氣工業所……………	三三
				江東電機製作所……………	三〇	橋硝子店……………	三〇
				佐藤製作所……………	四一	(チ)中央電氣株式會社……………	一
				佐竹ゴム商店……………	四三	(ツ)津田電線株式會社……………	特一三
				齊藤電機株式會社……………	特一〇	(テ)帝國電線株式會社……………	一三
				櫻井電機製作所……………	三八	帝國電線製造所……………	特一九
				酒井鐵工所……………	特七	寺岡製作所……………	特二六
				三陽社製作所……………	五二		
				(ク)大和和力カーボン工業所……………	四〇		
				王子製紙株式會社……………	三	三立社山田商店……………	三二
				(カ)神谷電機製作所……………	四八	山光社……………	五〇
				柏山電機製作所……………	四〇		
				龜山商店……………商工	四〇四		
				共同電氣株式會社……………	特二二		
				京三電線製造所……………	二四		
				協立興業社……………	一八		
				(ク)桑野製作所……………	三九		
				黒崎電機製作所……………	特二〇		
				(コ)ふじは屋電機製作所……………	特二七		
				小糸製作所……………	二五		
				江東電機製作所……………	三〇		
				光源社……………	二九		
				佐藤製作所……………	四一		
				佐竹ゴム商店……………	四三		
				齊藤電機株式會社……………	特一〇		
				櫻井電機製作所……………	三八		
				酒井鐵工所……………	特七		
				三陽社製作所……………	五二		

次 目 告 廣

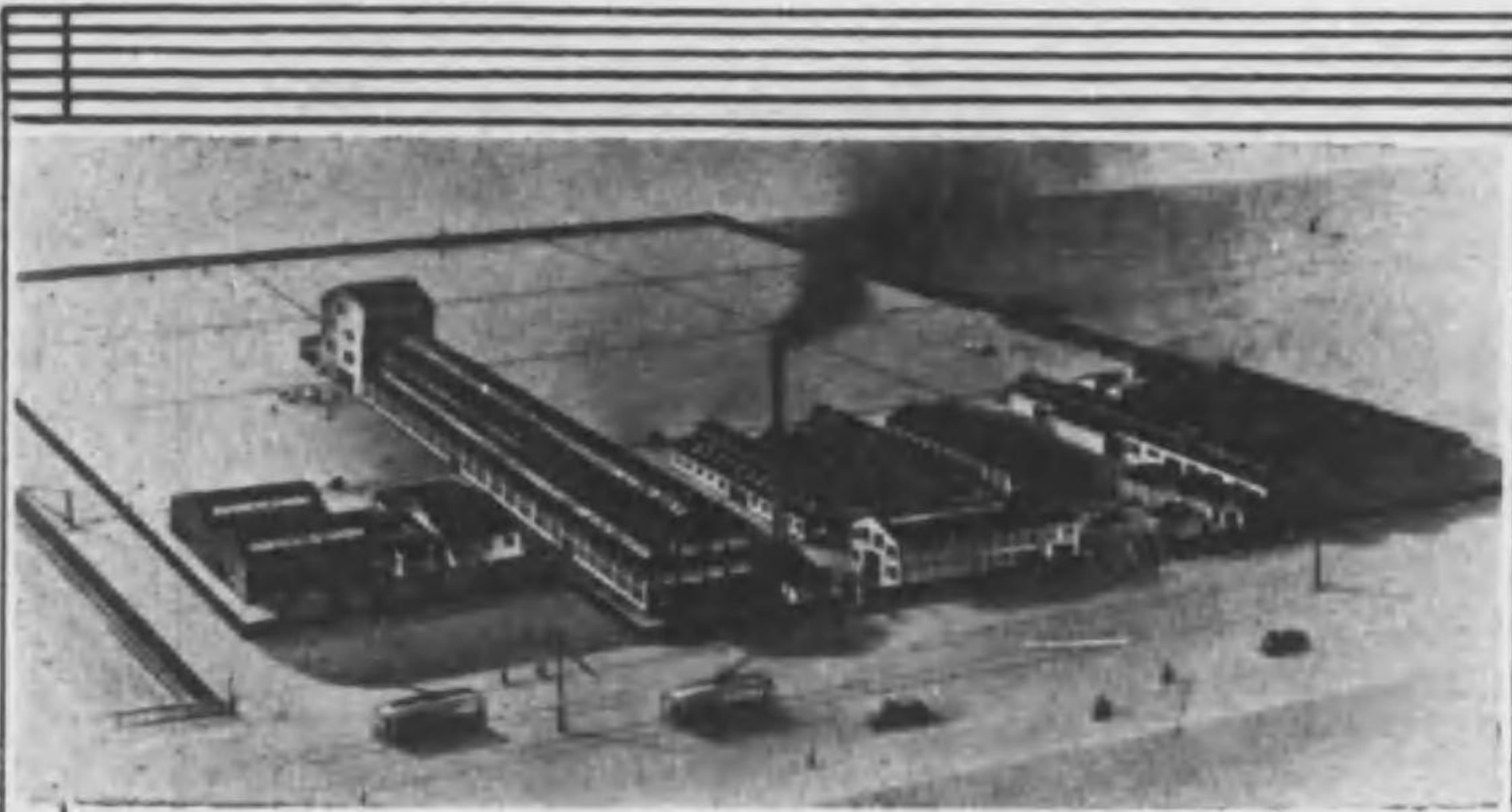
廣 告 目 次

電業社原動機製造所……………	特二三
電友社……………	中扉(電氣年鑑)
(ト)東京ハーモニ―商會無線研究部……………	三一
東京太田電機製作所……………	四四
東京中央放送局……………	三
東海電極製造株式會社……………	一四
東海電線株式會社……………	五
東京イー・シー工業株式會社……………	一〇
東京鉸工業所……………	四五
東京製線株式會社……………	特五
東京電氣株式會社……………	表紙ノ一
東京電機製造株式會社……………	二三
東西電球株式會社(電燈電力料金表對抗)	一八
東京パイプ製造所……………	一八
東邦電力株式會社……………	一
東洋コムバウンド製造所……………	四六・四七
東洋電機製造株式會社……………	八
東京パブコック株式會社(本邦電氣界扉)	三六
東洋パイプ製作所……………	三六
東洋フアイバー株式會社……………	一二
東和電材株式會社……………	五〇
(ナ)中電機製作所……………	二七
永江鐵工所……………	特二四
長野電燈株式會社……………	二
(ニ)新潟電力株式會社……………	二
日新電機株式會社……………	一九
日進日製製作所……………	三七
日本碍子株式會社……………	六
日本興業銀行……………	四
日本S K F興業株式會社……………	五一
日本起重機製作所……………	商工目次四
日本金屬工業株式會社……………	一五
日本電氣株式會社(電氣商工業一覽扉裏)	一
日本電氣計器株式會社……………	特六
日本電線株式會社……………	特六
日本電池株式會社……………	特一一
日本電力株式會社……………	一
日本特殊鋼合資會社……………	一六
新田商店……………	三九
(ハ)早川電機蓄電池製作所……………	三一
長谷川利彦商會……………	九
(ヒ)日立製作所……………	特一五
平野電氣電話商店……………	四一
(フ)藤倉電線株式會社……………	特二
古河電氣工業株式會社……………	特一八
富士電機製造株式會社……………	七
(ホ)北越水力電氣株式會社……………	二
(マ)松下電器産業株式會社……………	特二八特二九
松重電機商店……………	特九
(ミ)三菱重工業株式會社……………	表紙ノ四
三菱電機株式會社……………	特一六
水谷商店……………	二四
宮木電機製作所……………	特二一
ミツワパイプ製造所……………	商工目次三
(メ)明電會……………	表紙ノ二
(モ)森廣商店……………	三八
(ヤ)屋井乾電池株式會社(官廳用電氣扉裏)	二八
八木商會……………	二八
山武商會……………	一七
(ヨ)横河電機製作所……………	特三
(リ)利昌洋行……………	二六

(昭和十一年電氣年鑑)

本 邦 電 氣 界

(自昭和十年一月・至十二月)



横濱本社及工場  
目下擴張中



製作品種目

- バブコック水管式汽機
- 燃炭機及過熱器
- 節炭器及空氣預熱器
- ツュージョン・ウエルド高圧容器
- 高低蒸気水管及一般配管工事
- 鋸鋼製、鑄鋼製、砲金製、各種バルブ
- フラウ式微粉炭製造
- 輪送貯蔵燃機裝置
- ベイレイ式水冷爐及懸垂爐
- 煤灰抽出裝置及果糖裝置
- 重油燃機裝置一式
- 廢熱利用裝置一式
- コンベンヤ一式
- クレーン一式
- 汽機附屬品一式
- 其他一般汽機

東洋バブコック株式會社

臺灣出張所 臺灣高雄街三井物産支店內  
 門司支社 門司市内濱町三一〇二  
 大阪支社 大阪市東區北濱三ノ四七  
 東京支社 東京市麹町區丸ノ内三ノ一〇  
 本社及工場 横濱市磯子區磯子町一番地

本邦電氣界目次

第一篇 電燈電力

概説……………一

第一章 發電所、送電線建設豫定計畫書……………二

第二章 阿賀川水系外五水系の昭和九年冬期流量測定書……………八

第三章 發電及送電豫定計畫案(東北、北海道、信越、北陸)……………三

第四章 本邦中央部河川冬期流量調査……………六

第五章 四國九州地方夏期洪水流量調査……………三

第六章 建議陳情……………三

第七章 昭和十年月別電力量調査……………三

第八章 許可發電水力統計一覽……………五

第九章 發電水力用堰堤……………六

第十章 内地電氣事業統計……………七

第十一章 昭和十年電氣事業一覽……………六

第二篇 電氣鐵道

概説……………一

第一章 地方鐵道現況……………一

第二章 軌道現況……………一

第三章 地方鐵道の異動表……………一

第四章 軌道の異動表……………一

本邦電氣界目次

第三篇 電氣化學工業

第一章 昭和十年の電氣化學工業……………一

第二章 電氣化學工業用電力と自家發電……………一

第三章 輕金屬製造工業の將來……………一

第四章 人絹工業……………一

第五章 苛性曹達、電極等の盛況……………一

第六章 電力使用量統計一覽……………一

第四篇 農事電化

概説……………一

第一章 農林省が獎勵する地方農村工業……………一

第二章 農村共同作業場の配電設備……………一

第三章 電照栽培……………一

第四章 水稻の温床苗代……………一

第五章 春露期、養蠶電流磁場飼育試驗……………一

第六章 電氣器具の發達……………一

第五篇 電氣商工業

概説……………一

第一章 昭和十年中の代表的電機製品……………一

本邦電氣界目次

第二章 電氣機械器具材料製作高……………一八〇

第六篇 有線無線電信電話……………一八一

概 説……………一八一

第一章 ラ、ヂ、オ……………一八二

第二章 電信電話……………一八九

第七篇 特許及新案……………一九九

第一章 電氣工業關係の特許並實用新案趨勢……………一九九

第二章 電氣特許及實用新案内容……………二〇〇

第三章 特許實用新案等に關する統計一覽表……………二〇二

第八篇 學界及業界の會合と電界人事……………二〇九

第一章 學會及業界の諸會合……………二〇九

第二章 各學校電氣科卒業生並電氣關係檢定試驗合格者……………二一〇

第三章 電界人事……………二一三

第九篇 電氣關係法令……………二二三

概 説……………二二三

第一章 河川堰堤規則……………二二六

第二章 發電用高堰堤規則……………二二八

第三章 堰堤主任者技能認定に關する件……………二三〇

第四章 電氣工事人取締規則……………二三〇

第五章 電氣用品取締規則……………二三四

第十篇 累年比較統計表……………二三五

内地電信電話局所數……………二三五

電 報 通 數……………二三五

内地電話加入者……………二三六

内地陸上電信線路及線條……………二三八

内地電話線路及線條……………二三七

電氣事業、事業別數……………二三七

電氣事業資本金及社債、借入、積立金……………二三八

電氣事業原動力別事業數……………二三九

電氣事業資本金別事業數……………二三九

電氣力別事業數……………二四〇

經營主體別電氣事業數……………二四〇

原動力別發電力……………二四一

原動力別發電所數……………二四一

發 電 力……………二四二

出力別發電所數……………二四三

電 線 路……………二四三

電燈需用狀況……………二四四

電氣事業者從業者……………二四四

電力需用家數、裝置數及電氣力……………二四五

電 氣 鐵 道……………二四六

電氣事業收支及利益……………二四七

燃料消費量及價格……………二四八

電氣機器及材料品製作高……………二四八

電氣化學及電氣冶金工業製作高(其一)……………二四九

同 上 (其二)……………二五〇

臺灣電氣事業……………二五二

樺太電氣事業……………二五三

朝鮮電氣事業……………二五三

滿洲電氣事業……………二五五

〔昭和十一年電氣年〕

本邦電氣界

(昭和十一年一月一日起至十二月三十一日)

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

時勢は日進月歩變々として止る所を知らず、我が國運の發展は最近殊に顯著にして經濟界の情勢は前年來の好景氣を享けて躍進の一途を辿り、電燈電力界をも潤してゐる。元來好況と不況とは波狀を爲しつゝ進展七絛を爲して事業界に顯はれるものであるが、昭和十年は政治的經濟的に可なり大なる波瀾を含んだ年であつた。滿洲事變は全く鎮靜し王道樂土の建設が急がれ、北支の狀勢又大亂なく東洋の禍雲漸くおさまるの觀があつたに對し東阿に起つたエチオピア・イタリヤ間の紛争は、全歐離巴を異常なる興奮裡に置き、ナチス獨逸の勃興と共に軍擴は事實に於て進行し、武裝的平和が僅に保たれるの觀があつた。

我國産業界も之を反映する所あり、軍需工業を根幹として、製造工業界は稀有の繁忙を現出し、電燈電力の供給電氣鐵道の輸送亦激増を來し、過剰電力の消失、發電所開發が盛に企圖せらるゝに及んだが、過去に於ける若き經驗は飽く迄堅實なる道を選ばしめつゝあるから、今後波狀に現はる事あるべき不況來に對しても、充分なる抵抗力を具備せるものと觀する事が出来る。

第一篇 電燈電力

昭和十年中に竣工した主要發電所は、第二富士電力陽山發電所二四、〇〇〇キロ、安曇電氣飯川第二發電所一二、〇〇〇キロ、大同電力笹戸發電所九、〇〇〇キロ等であるが、十一年早々完成するものも尠くない。水力發電方面に於ては發電能力三二〇、〇〇〇キロを目標す長津江水電を始めとして、臺灣日月潭も第二期工事に入り、大同電力亦三浦貯水池建設に邁進せんとして居るなど益盛なるものあるに拘らず火力發電所の建設も關西共同火力の増設、東京電燈鶴見發電所の新設九州共同火力、朝鮮電力等の新計畫など相當賑はひを見せて居るに加へ、電力需要増加に基く料金値上を牽制する意味も含まれた化學工業會社の自家發電計畫も、日本曹達、旭電化工業、宇部塗料等夫々認可を得て、著工したものも尠くない。

發電設備の建設、増設は事業者をして必然的に資金の必要を感ぜしめた結果、未拂込金の徴收を行ふもの或は増資を行ふもの相當多數に上つた。即ち前者の例としては東邦電力、大日本電力、矢作水力、京都電燈、關東水力、中國合同電氣、廣島電氣、東部電力、中部電力、群馬水電等があり、後者の例として、臺灣電力、山陽中央水力、關西共同火力、關東水力、出雲電氣、揖斐川電氣、日立電力等がある。尤も是等の中には資金需要よりは寧ろ株主優遇を目的としたものもないではない。

斯く電力需要の増進は一般産業の發展によることは勿論であるが、電燈事業者自身の努力による需要開拓も亦充分に認めなければならぬ。其最大なるものは明視論に基礎を置く明燈明視運動であつて、視力愛護の目的に高燭勸誘を兼ねた電燈の正しい使用法を教へんとすることと極めて有意義なる試みであつて、本年も更に一段の活躍が期

〔昭和十一年電氣年〕

待せられることは、明かである。低金利の普通化が事業會社を潤したことも少くはない。即ち前年來の傾向たる社債の低利借換は續いて行はれ、其主要なるもののみでも次の如く多數を算するが、下期に至ると流石出盡しの感があり、當分低利借換による利益はこれ以上期待されぬを呈した。

Table with columns: 會社名, 社債金額, 年利, 期限. Lists companies like 東邦電力, 廣島電力, 九州電力, etc.

斯くて電氣供給事業者は電力需要の増加と金利負擔の輕減と兩々相俟つて、一齊に好成績をあげ配當を復活し或は増配を行ふもの相繼いで起つた。其主なるものは東京電燈、東邦電力、日本電力、大同電力合同電氣、揖斐川電氣、關西共同火力、昭和電力等である。電氣供給事業者として新に創立せられた會社は比較的少い、即ち朝鮮に於ける共同發電會社として起された朝鮮電氣興業、大同電力及び東邦電力兩社の共同出資に成る愛岐水力等が主要なるもので、此の外東北振興の目的を以て東北振興電力會社の創立計畫がある。合作による解散會社は富士電力に合併の第二富士電力、大日本電力に併合せらるゝ東部電力の二社があるが、其實施は何れも昭和十一年に入つてからである。是に依つて大日本電力は資本金一〇八、〇八六、〇〇〇圓、内拂込八〇、九八六、〇〇〇圓といふ大電力會社として北海道の本據より内地に優秀な地盤を得たことは注目し得る。電氣供給事業に關聯して注意すべき事は、改正電氣事業法の實施によつて、現在の料金制が其儘容認せられて居る期間も剩す所僅に二年になり、昭和十二年十二月からは供給料金の認可が必要なることであつて、逓信省當局は目下其準備を急いで居る様であるが、民間事業

者としても其對策に關心して居る迹が見える。是に依つて電氣事業の社會的意義も檢討さるべく、事業統制は更に強化せられることであらう。既に高率配當に對しては警告的注意を與へられたと因聞する、吾人は是が電氣事業の投資的興味を失はしむる原因とは考へたくない、寧ろ是に依つて事業の堅實性を増し、事業永遠の幸福を招來するものであると考へたいのである。

第一章 發電所、送電線建設豫定計畫書

〔本計畫書の説明〕

- 一、本計畫書は自昭和九年至同二十八年に亘る關東、中部、近畿三地帯に於ける主要水力發電所（同系事業者に付出力一萬キロワット以上又は一水系を纏めて此程度に達するもの、但し發電所合算が上記の程度に達するも各發電所出力少にして且つ其の完成が著しく長年に亘るものは記載を省略したり）建設豫定計畫を總括したるものにして實際に於ては更に右に満たざる小出力發電所及火力發電所の建設に依り各年の電力需用に應ぜらるゝものとす。尚北陸、信越二地帯に付ては同時に相當考慮を爲したるが同地帯に於ては單獨に開發せらるゝ發電所もあるべし。二、昭和九年、十年は大體に於て既設及既定發電所建設計畫實施によりて各年需用を満たし得るものと假定し本計畫は主として昭和十一年以後に重きを置きたり。三、本計畫に示せる開發水力發電力中其の性質に於て尖頭負荷用にして季節的に運轉せらるゝものあり、右は本表集計より除外せり。其の外三浦野水池（木曾川水系）に依る増加出力は機械設備に變更なく單なる補給用火力發電所代用と見做すべきものに付本計畫書に掲せざり、馬淵川（木曾川水系）久々野（同）兩發電所は全部特殊出力に付、本計畫書常時出力には算せず。四、大井川發電所（大井川水系）は昭和十一年末若しくは十二年初に落成を見るべきも昭和十三年末迄は鐵道省に供給せらるゝ豫定なるを以て其の期間は發電力に加算せず昭和十四年より新規發電力として

計畫す。五、火力發電所建設豫定計畫は水力發電所建設豫定と共に考究せられたるが其の結果は發電所豫定計畫末項に各年建設豫定計畫を記載したり。

六、本項資料として補給用火力建設限度の算出に就ては關東、中部、近畿三地帯合計毎年の電力需用豫定數字の七五%に對して新設水力發電所常時發電力の不足する分を火力發電所出力にて補給せんとする趣旨により自昭和十一年至同二十年迄も算出したり、但右常時發電力中には常時尖頭出力も一部合算す。七、將來の電力需用の實狀によりは本計畫書豫定年次（從て送電線路建設年次も）を變更せらるゝことあるべし。（電氣協會）

イ 水力發電所建設豫定計畫

備考 ※印發電所は「補給火力代用」の性質を有するものなり。既設變更出力増加は記載省略

Table with columns: 會社名, 最大出力, 常時出力, 特殊用, 備考. Lists companies like 矢作川, 水野, 利根川, etc.

本邦電氣界 第一篇 電燈電力

Table with columns: 會社名, 最大出力, 常時出力, 備考. Lists companies like 矢作川, 木曾川, 利根川, etc.

熊野川	十津川	水津川	豐岡	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用
1,600,000	6,300,000	5,600,000	1,215,000	1,800,000	730,000	—	補給用
(昭和十三年落成豫定)							
水	利根川	天龍川	矢作川	木曾川	神通川	水津川	阿賀野川
東小川	爲栗	矢作川二	杉原	高尾山	高尾山	高尾山	高尾山
8,000,000	4,000,000	3,000,000	3,000,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000
4,000,000	1,500,000	900,000	900,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
(昭和十四年落成豫定)							
水	大井川	木曾川	庄川	黒部川	川口川	富田川	計畫發電力總計
大井川	王滝川	庄川	黒部川	黒部川	黒部川	黒部川	1,300,000
2,600,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,300,000
2,600,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,300,000
(昭和十五年落成豫定)							
水	阿賀野川	利根川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用
阿賀野川	阿賀野川	阿賀野川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
3,300,000	3,300,000	3,300,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—

本曾川	王滝川	庄川	飯島	黒部川	黒部川	手取川	北山	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用
1,700,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,300,000	1,000,000	—	—	
(昭和十九年落成豫定)												
水	阿賀野川	利根川	天龍川	庄川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用	特殊用	特殊用	
阿賀野川	阿賀野川	阿賀野川	阿賀野川	阿賀野川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	—	—	
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	—	—	
(昭和二十年落成豫定)												
水	利根川	天龍川	九頭龍川	神通川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用	特殊用	特殊用	
利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	—	—	
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	—	—	
(昭和二十一年落成豫定)												
水	利根川	天龍川	九頭龍川	神通川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用	特殊用	特殊用	
利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	—	—	
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	—	—	

神通川	大無雁	九頭龍川	北山	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用	
5,200,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—	—	
(昭和二十二年落成豫定)									
水	信濃川	天龍川	信濃川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用	特殊用
信濃川	信濃川	信濃川	信濃川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	—
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	—
(昭和二十三年落成豫定)									
水	利根川	天龍川	九頭龍川	神通川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用
利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
(昭和二十四年落成豫定)									
水	利根川	天龍川	九頭龍川	神通川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用
利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
(昭和二十五年落成豫定)									
水	利根川	天龍川	九頭龍川	神通川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用
利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
(昭和二十六年落成豫定)									
水	利根川	天龍川	九頭龍川	神通川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用
利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—

利根川	幸知	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用			
利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—			
4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—			
(昭和十八年落成豫定)									
水	信濃川	天龍川	信濃川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用	
信濃川	信濃川	信濃川	信濃川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—	
(昭和十七年落成豫定)									
水	利根川	天龍川	九頭龍川	神通川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用
利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
(昭和十六年落成豫定)									
水	利根川	天龍川	九頭龍川	神通川	計畫發電力總計	最大出力	常時出力	補給用	特殊用
利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,300,000	1,300,000	1,000,000	—	—

水	系	發電所名	最大出力	常時出力	摘要			
阿賀野川	系	叶津川	三、一〇〇	八、〇〇〇	摘要			
		白戸川	六、〇〇〇	一、三〇〇				
		清津川	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇				
		大島	二、六〇〇	一〇、〇〇〇				
		計費電力總計	二、九六六	四七、八〇〇				
		(昭和二十七年落成豫定)						
		水	系	大津		一七、〇〇〇	六、二〇〇	摘要
				袖		五、〇〇〇	一、八〇〇	
				北ノ		一〇、一〇〇	三、三〇〇	
				内ノ		一、九〇〇	一、六〇〇	
計費電力總計	三、八〇〇			一〇、〇〇〇				
(昭和二十八年落成豫定)								
相模川	系			相模川一	八、五〇〇	五、五〇〇	摘要	
				相模川二	四、三〇〇	二、七〇〇		
				相模川三	三、六〇〇	一、三〇〇		
				計費電力總計	三、一六〇	一七、〇〇〇		
		(昭和二十八年落成豫定)						
		富士川	系	松野	三、一六〇	一、七〇〇		摘要
				計費電力總計	五、八七〇	三、八六五		

備考 (發) (變) は計費發電所、變電所 (既發) (既變) は既設發電所、變電所 (開) は開閉所

竣工豫定年 送電線路の經過地、區間の概要 電壓  
昭和十年 大井川水系(上流)湯山(發)より天龍川水系(水窪川)西渡(既發)に至るもの... 七〇KV  
天龍川水系南信地方各發電所より名古屋附近天白(變)に至るもの... 一五〇KV  
木曾川水系讀書(既發)より天龍川水系南向(既發)に至るもの... 一五〇KV

昭和十一年 及奉阜(發)に至るもの... 一五〇KV  
木曾川水系(既發)より津津(既變)に至るもの... 一五〇KV  
猪苗代第一、第二(既發)より東京方面に至るもの... 一三〇KV  
一〇KV送電線(既設線)を一三〇KVに改修  
木曾川水系(本流)大井(既發)笠置(發)より名古屋附近大山(既變)に至るもの... 一五〇KV  
黒部川水系黒部川第二(發)より既設線黒部(開)に至るもの... 一五〇KV  
大井川水系上流大井川(發)より東海道島田(既變)に至るもの... 一五〇KV  
Vに改修... 六六KV  
熊野川水系長殿(發)より既設線天川(開)に至るもの... 七〇KV  
木曾川水系(飛騨川)上麻生(既發)より名古屋附近岩倉(既變)に至るもの... 一五〇KV  
木曾川水系各(發)より名古屋方面に至る既設線須原(既變)より上流方面西野川(發)に至るもの... 七〇KV  
熊野川水系長殿(發)より下流十津川(發)に至るもの... 七〇KV  
木曾川水系(長良川)内ヶ谷(發)より既設線麻生(既發)に至るもの... 七〇KV  
秋元(發)(猪苗代湖附近)より猪苗代新線に至るもの... 一五〇KV  
北方(開)より既設線に並行し阪神方面に至るもの... 一五〇KV  
庄川水系庄川第一(發)より庄川祖山(既發)に至るもの... 一五〇KV  
津津(變)より既設線に並行し黒部(開)に至るもの... 一五〇KV  
田代線甲信線の連絡線... 一五〇KV  
大井川水系(上流)新設發電所より天龍川(中流)中部(發)を経て名古屋附近岩倉(既變)に至るもの... 一五〇KV

本邦電氣界 第一篇 電燈電力

昭和十五年 利根川上流尾瀬沼附近より南下東京方面に至るもの(上州線)... 一五〇KV  
甲信線橋本附近より分岐し片山附近に東京外輪線及同外輪線より和田堀に至るもの... 一五〇KV  
阿賀野川水系(中流)谷花(發)より猪苗代新線に至るもの... 一五〇KV  
大井川水系平谷(發)より田代線に連絡するもの... 一五〇KV  
神通川水系(高原川)高原川各(發)より既設線に至るもの... 七〇KV  
同右新設線起點より變凡(既變)に至るもの... 一五〇KV  
信濃川水系(犀川)犀川第一(發)より既設甲信線大町附近に連絡するもの... 一五〇KV  
庄川水系小白川(發)より既設線に至るもの... 一五〇KV  
手取川水系尾添(發)より既設線に連絡するもの... 一五〇KV  
黒部川水系黒部川第三(發)より東京送電幹線に並行し青梅(開)に至るもの... 一五〇KV  
庄川水系飯島(發)より同川に沿ひ大山(變)に連絡し更に大阪に至るもの... 一五〇KV  
阿賀野川水系(中流)野澤(發)より東京に至るもの(東北線)... 三〇KV  
利根川水系尾瀬第一(發)より既設上州線に至るもの... 一五〇KV  
後津(變)より北方に至るもの... 三〇KV  
猪苗代新線と東北線との連絡線(野澤(發)附近にて連絡)... 一五〇KV  
大井川水系(上流)大井川第一、第二(發)より同下流方面の既設線に連絡するもの... 一五〇KV  
九頭龍川水系花房(發)より松岡附近にて既設線に連絡するもの... 七〇KV  
信濃川水系(中流)信濃川(發)より長野野井澤附近

昭和十五年 近を経て既設線に沿ひ東京方面に至るもの(信越線)... 一五〇KV  
信越線と既設上越線との連絡線(信濃川(發)附近にて連絡)... 一五〇KV  
東北線沼澤沼(發)附近より只見川上流各發電所に至るもの(東北支線)... 三〇KV  
東北支線と上州線との連絡線(只見川第六(發)附線にて連絡)... 一五〇KV  
附記 一、本表には各發電所開發に依り附近既設發電所に至る線路互長短小なる連絡線は之を省略す。  
二、昭和二十五年以降は幹線的送電線の建設豫定計費なきに付之を掲げず

計費未定線  
一、名古屋附近より天龍川中流を経て濱松附近に至り之より東海道に沿ひ京濱方面に至るもの。  
二、豊尻より輕井澤高崎附近を経て東京方面に至るもの。  
三、「上麻生」より甲信線に接続するもの。  
四、「信越線」井附近より犀川第一(發)經由青海方面に至るもの。  
希望線  
一、猪苗代(發)より郡山方面既設線に連絡するもの(新設)。  
二、阿賀野川水系既設發電所より五泉、長岡を経て信濃川に沿ひ長野、鹽尻經由、木曾川水系桃山附近に至るもの(新設及改修)。



第二章 阿賀野川水系外五水系の昭和九  
年冬期流量測定書

一、總 説

發電水力の企畫設計に當り、使用水量の決定は技術的にも亦經濟的にも重要なことと爲すを要せざる所なるが、其の使用水量は一に其の河川の自然流量の多寡によりて左右せられ且其の基調は濁水量に置かる。本邦に於ては現在全國主要河川につき三百五十有餘の測水所を常設し、十數年前より繼續して毎日の流量を調査しつゝあるを以て夫等河川の年々の流量變化は相當詳細に窺知し得らるゝなり。然れども測

逓信省直轄臨時測水所一覽表

Table with columns: 水系 (Water System), 河川 (River), 測水所 (Gauging Station), 縣 (Prefecture), 郡 (County), 村 (Village), 大字 (Township), 字 (District), 測水設備 (Gauging Equipment), 水位觀測者 (Water Level Observer), 流域面積 (Basin Area), 調査期間 (Survey Period). The table lists various rivers and gauging stations across different prefectures like 野尻川, 濃谷川, 新谷川, etc.

本邦電氣界

第一編 電燈電力

Table with columns: 天龍川, 黒川, 御所平, 長野, 上伊那, 宮田, 御所平, 徒, 唐澤, 善八, 一八・四, 自一月二十三日至三月三十一日. The table lists rivers and gauging stations across different prefectures like 天龍川, 黒川, 御所平, etc.

本調査は昭和九年一月下旬より同三月下旬河川が渇水期を脱するまでを期とし、此の間に於ては毎日の流量を知らんがため河岸に簡單なる量水標を建て附近の住民に囑託して毎日一回午前十時水位観測をなさしめ別に本省よりは數回更現場に出張して測水を行ひて水位對流量の關係(流量曲線)を求め夫よりして毎日の水位に對する流量を算出せり。而して其の調査の結果より該期間中の最小渇水量、五日渇水量及十日渇水量(五日渇水、十日渇水とは最小流量より順に數へて五日目、十日目に相當する流量を謂ふ)並之が流域面積百方尺當りの流量を求め別に右最小渇水量の起りし月日、五日渇水及十日渇水以下に降りし日數等を月別流況一覽表中に計上せり。尙今回の冬季流量調査に際しては一日中の水位の時間的變化の有無と之に伴ふ流量とを檢せんがため測水所に於て五日目毎に各一時間の水位観測を行ひ之に對する流量を調査せり。而して一日中の流量の變化は主として流域内氣温の變化に基因するものと認め主要なる河川に於てはU字型最高最低寒暖計を設置して氣温の昇降を觀測せしめたり。以下調査せし水系河川につき各別に敘述する所あらんとす。

備考 本調査に於て使用する單位は流域面積は方尺、流量は毎秒立方尺、流域單位面積當り流量は百方尺に付毎秒立方尺を以てす。流域面積 一五・四方尺は一方里に相當す。流域百方尺當り毎秒一立方尺は三五・〇九個に相當す。流域百方尺當り毎秒一立方尺は一方里當り五・五四個に相當す。

二、阿賀野川水系

一、調査河川 阿賀野川水系に屬する河川中、今回逋信省に於て臨時直轄測水所を設置して冬期間の渇水調査を行ひたるは、支流新谷川及支流只見川に屬する野尻川及瀧谷川の三河川並に東京電燈に依頼して調査せる白戸川なりとす。

その調査は一月下旬に開始して三月末日まで之れを繼續せり。前記諸河川の流域は降雪特に多き地方に屬し積雪量は河川の上下流部によりて異なるれども、下流の平坦部にて一米五十種位、上流部にありては四米乃至五米に達せり。阿賀野川水系に屬する流域は會津平野を除くの外悉く山間部にして殊に今回調査を行ひたる白戸川、野尻川、瀧谷川、新谷川の諸川の流域は、全部山間部にして森林よく繁茂し、他河川に比較して渇水量大なり、水位観測は毎日午前十時の定時観測を行ふの外、五日目毎に午前七時より午後五時に至る間、一時間毎に觀測をなし朝夕に起る水位の變動に注意し、且調査の一助として各測水所に積雪標を設置して毎日之れを觀測し、別に野尻川及新谷川には特に最高最低寒暖計を設置して氣温の調査をも行へり。

(1) 新谷川

水位観測設備として右岸に末口一〇種、左岸に打込み之に長さ五〇種、目盛板を打ち付け最高一米まで観測せしむることとし、測水設備としては本地點が兩岸傾斜極めて緩にして水深淺く測水の誤差を生じ易き懼ありたるを以て、河岸に土俵を積み水深を三十種以上ならしめ、土俵間に卷尺を張りて測水位を明示することとし、測水は股下に達するゴム長靴を穿ち徒渉法によることとし、氣温の調査としては觀測者住宅の屋外にて日光の直射を受けざる場所を選びてU型最高、最低寒暖計を設置し別に積雪標を測るため二米まで観測し得る積雪標を設置したり。

(2) 瀧谷川

水位観測設備としては本川右岸に末口一〇種、長二米位の杉丸太を打ち込み之れに一米まで刻みたる目盛板を附せり。測水設備としては左岸の逆流を除かんがため土俵を積み、更に測水作業に障害を與ふる河中の大玉石を除去する等河床の整理をなせり。測水は新谷川と同様ゴム長靴を穿ちて徒渉によることとし尙右岸には二米迄観測し得る積雪標を設置せり。

(3) 野尻川

水位観測には末口一〇種、長二米位の杉丸太を右岸に打ち込み之れに一米迄刻みたる目盛板を附し、又測水設備には四本の杉丸太を組合せて假橋を架設せり。當所にも積雪標を設置すべく測水所より約五〇米距りたる右岸の比較的平坦なる場所を選び更に氣温調査のため觀測者住宅の屋外日光の直射を受けざる所にU型最高最低寒暖計を設置せり。

三、氣象狀況 氣温の調査を行ひたるは二月一日より三月末日に至る二ヶ月間なりしが、其の間の最低寒暖計示度は上流部野尻川にありては二月上旬及中旬に於て低く、二月下旬に於て稍々高温を示し、三月に入りては更に低下して二月初旬よりも一層の低温を示し三月半頃より稍々氣温上昇せり。右期間に於ける氣温は殆んど零度以下にして、零度以上に上昇せる日は僅かに二月中に三回、三月中に五回ありしのみなり。而して調査期間中低下の甚しかりしは一月二十九日の零下十四度乃至三月十二日の零下九度半なりき。

次に下流部の新谷川は野尻川に比較しては一般に氣温高く、最低氣温にても殆んど零度以上を示し零度以下に下りたるは二月中に八回ありしのみなり。三月の初旬に於ては野尻川と同様に著しく低下し

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

三月八日及三月十二日の如きは何れも零下四度を示せり。右によれば下流部の河川より上流部に至るに従ひて漸次氣温低下するを知るべく、而して昭和九年の冬季温度は二月に比較して三月上旬が著しく低下せしを見る。

四、河川の流出狀況 本水系に屬する諸河川の渇水期は年によりて多少の相異なるも、一般に流量は前年十一月頃より漸次減少し二月下旬より三月初旬に亘りて最渇水となる。今回の調査にありても野尻川、瀧谷川並に電氣事業調査の只見川は何れも三月初旬に於て渇水せしが、支流飯坂川及白戸川はその時期を異にし一月下旬に於て渇水せり。而して各測水所を通し三月半よりは日中氣温の上昇により一流域内の積雪漸次融解し各河川共著しく増水して渇水期を脱せり。左に月別流況一覽表を掲記す。

河川	測水所	最小流量の起りし日	五日渇水以下に降りし日數	十日渇水以下に降りし日數	備考
只見川	田子倉	三月三日	一	一	ハ事業者常設測水所
白戸川		一月二七	一	一	ハ事業者臨時測水所
		二月二四	一	一	ハ事業者臨時測水所
只見川	井	二月二四	一	一	ハ事業者常設測水所
野尻川		三月二二	一	一	ハ逋信省臨時測水所
瀧谷川		三月二二	一	一	ハ逋信省臨時測水所
飯坂川	赤谷	二月二二	一	一	ハ事業者常設測水所
新谷川		三月五日	一	一	ハ逋信省臨時測水所

次に各河川の流域一〇〇方軒當り流量につきて比較すれば左記冬季流量比較表並冬季流量比較圖(省略)に示せるが如く、白戸川を最大として只見川(田子倉測水所)、飯豊川、新谷川等之れに次ぐ。只見川本流(川井測水所)、瀧谷川、野尻川、等は白戸川の約半分に相當し、前記四河川に比較して格段の相違を見るも、之を他地方の一般の河川に比較する時は流量の多き部に屬せり。

冬季流量比較表

河川	測水所	流域面積(平方軒)		流量		備考
		最小	五日	五日	十日	
只見川	田子倉	7,200	1,580	1,670	2,200	事業者常設測水所
白戸川		7,400	2,170	2,170	2,960	臨時測水所
只見川	川井	21,500	3,900	5,400	5,100	事業者常設測水所
野尻川		10,300	2,770	2,530	3,100	臨時測水所
瀧谷川		13,400	1,910	2,020	2,440	臨時測水所
飯豊川	赤谷	11,200	2,170	2,270	2,840	事業者常設測水所
新谷川		13,600	2,260	2,940	1,880	臨時測水所

五、一日中に於ける流量の變化 一日中に於ける流量變化は五日目毎に午前七時より午後五時に至る十時間に涉りて一時間毎に水位観測をなし、之れを流量曲線に適用して毎時間の流量を求めたり。之に上れば二月初旬より三月初旬までは何れも多少の變化を示せるも其の差大ならず、稍々大なる變化を示せるものと雖も野尻川の二月十日に約二五パーセント、新谷川の三月五日に二〇パーセントの差ありしに過ぎず、三月中旬以後は前記期間に比較すれば著しき變化を

月別流況一覽表

河川	測水所	最小流量の起りし日		五日湯水以下十日湯水以下に降りし日数		備考
		月	日	計	計	
只見川	川井	三月	六日	一	一	臨時測水所
入道野川		三月	六日	一	一	臨時測水所

冬季流量比較表

河川	測水所	流域面積(平方軒)		流量		備考
		最小	五日	五日	十日	
只見川	川井	7,200	1,580	1,670	2,200	事業者常設測水所
白戸川		7,400	2,170	2,170	2,960	臨時測水所
只見川	川井	21,500	3,900	5,400	5,100	事業者常設測水所
野尻川		10,300	2,770	2,530	3,100	臨時測水所
瀧谷川		13,400	1,910	2,020	2,440	臨時測水所
飯豊川	赤谷	11,200	2,170	2,270	2,840	事業者常設測水所
新谷川		13,600	2,260	2,940	1,880	臨時測水所

本邦電氣界 第一篇 電燈電力

三 鮫川水系

示せるも已に湯水期を脱せし後なるを以て前記比較表より控除せり

- 一、調査河川 本水系に屬する河川の主なものは鮫川本流並に支流四時川及入道野川の三河川にして、この内本流及四時川には事業者の常時測水所設置せられあるも入道野川のみは未調査なりしを以て、今回は入道野川に付きて調査することとせり。其の期間は一月下旬より三月末日までにして、此の間に於て本省より出張調査を行ふことと五回、測水回数に達せり。
- 二、調査の設備 量水標は右岸に末口一〇〇、長さ一米二〇〇位の杉丸太を立て、之れに一米まで一割毎に刻める目盛板を打ち付け、測水設備としては、兩岸に數條の鐵線を架し之れに丸太を結び吊橋様の假橋を架設せり。
- 三、氣象狀況 本水系の流域に於ては毎年冬期間雨量少なく積雪五〇〇以上に達すること稀なれども、気温は比較的低下するを常とす。今回の調査の結果によれば二月に気温最も低く三月半頃より漸次上昇せり。而して此の間に於て零度以上に昇りたるは一月に一回、二月に三回、三月に十回にして最も低下せるは三月六日に零下九度を示したり。
- 四、河川の流出狀況 本水系に屬する諸河川の冬季最湯水は一般に二月下旬より三月上旬までの間に起るを通例とす。今回調査せし入道野川にありても三月初旬に最も湯水し、三月六日の如きは今冬期間の最小流量を示せり。三月半頃よりは日中の気温漸次上昇し且つ時々降雨を見たるため流量著しく増加し漸く湯水期を脱するに至れり。

四 安倍川水系

- 一、調査河川 安倍川は山梨縣界より發して南走し、中流部駿橋村油島に於て右岸に大河内川を入れ、下りて靜岡市西端にて同じく右岸に瀧谷川を合し駿河灣に注ぐ。河長五十餘軒にして河流の沿岸は、水源より中河内川合流點附近迄は耕地極めて少きも其より下流は兩岸平坦にして耕地多し。河流は大河内村宇渡村地内より以下河幅頗る大となり三百餘米に達する所あり。河床は殆んど砂礫にして岩層を見ず流水は其の間を流るゝを以て流路一定せず増水の都度河床の變化を見る。本水系に於て冬季流量の調査を行ひしは安倍川本流に二箇所、支流中河内川及瀧谷川に各一個所にして選信省直轄の臨時測水所を設けたり。尙ほ本流及瀧谷川には各一個所の気温観測所を設置し、一月中旬より三月三十一日迄観測を繼續せり。
- 二、調査の設備 河岸適當の位置に末口三寸乃至四寸の丸太杭を垂直に建て、之に簡單なる目盛板を取付け一米迄水位の観測をなし得ることとせり。而して気温観測にはU字型の最高最低寒暖計を用ひ、日光の直射を受けざるやう人家の軒下に懸垂し、毎日午前十時之が観測をなせり。測水設備としては安倍川入道野川、同横山測水所及瀧谷川赤澤測水所に於ては、水位観測所の上流又は下流約十米以内の地點に設けられたる假橋を利用し、中河内川奥之原測水所にては長ゴム靴を穿ちて徒渉測水なせり。
- 三、氣象の狀況 本水系は気温高く降雪少なきを例とするが、本年(昭和九年)冬期の調査期間に於ては、三月八日入道野川測水所にて僅に一割の積雪あり、瀧谷川赤澤測水所にては殆んど積雪を見ざる状態なりき。降雨は二月三日本水系流域全部に亘りて之を見、瀧谷川にては降雨のため前日に比して流量に於て約五立方メートルの増水を來し、三

月二十一日の降雨にては流量に於て九・二二立方メートルに達せり。之れ同所に於ける調査期間中の最大流量とす。気温は赤澤観測所にて二月三日に最低温度零下六度五分、三月二十一日最高温度二十三度を示し、入嶋観測所にては最低温度は一月二十四日に於て零下八度五分を示し最高温度は三月二十一日に於て十九度一分を示せり。

四、河川流況 本流及支流共一月中旬本調査開始當時より漸次減水せしが二月三日降雨のため増水し、入嶋測水所にて水量五・六三立方メートル、横山測水所七・四四立方メートル、奥ノ原測水所四・七六立方メートル、赤澤測水所六・四八立方メートルに昇りたるが五、六日後には殆んど降雨前に復し、之より多少の高低ありしも日を逐うて減水し三月十日頃には各河川共最小流量を見るに至れり。今全期間を通して求めたる結果を表示すれば次の如し。

水系	河川	測水所	流量		備考
			最小	最大	
安倍川	入島	入島	五日	十日	赤澤測水所
			五日	十日	
			五日	十日	
			五日	十日	
中河内	奥ノ原	奥ノ原	五日	十日	赤澤測水所
			五日	十日	
赤澤	赤澤	赤澤	五日	十日	赤澤測水所
			五日	十日	
月別流況一覽表					
水系	河川	測水所	最小流量の起りし日		備考
			一月	二月	
安倍川	入島	入島	三月五日	三月五日	赤澤測水所
			三月五日	三月五日	
中河内	奥ノ原	奥ノ原	三月五日	三月五日	赤澤測水所
			三月五日	三月五日	
赤澤	赤澤	赤澤	三月五日	三月五日	赤澤測水所
			三月五日	三月五日	

前表によれば調査河川中本流横山測水所に於ける流量が其の上流約十五軒の地點にある入嶋測水所の流量に比し、寧ろ減少せるは奇異の現象なるが、二月一日入嶋測水所及下流横山測水所に於ける小溪流の實測總流量は〇・四七四立方メートルにして同日入嶋測水所の午前十時の流量は一・九五立方メートルにして合計流量は二・六九立方メートル、流域單位面積に割當れば一・九五立方メートルとなる。之れ即ち横山測水所の流量たるべき管なるに同日横山測水所の流量は二・〇〇立方メートルにして流域百方軒當流量は一・四五立方メートルとなり約三割の減少を來せり。

之が原因に就ては的確に知ることは能はざるも、既に述べたるが如く本川河床は山地の崩壊により流出せし多量の砂礫より成るものなれば、比較的上流の入嶋測水所と、砂礫を河床とする横山測水所との間には、流出量に相當の差違あるべきは想像に難からず、恐らく兩測水所の流量の差の大部分潛流として流下するものならん。

五、一日中に於ける流量の變化 中河内川に於て一日中の流量變化の最も大なりしは二月五日午前六時の流量毎秒一・五四立方メートルに對し同日午後四時には一・三二立方メートルとなり〇・二二立方メートルを減水せり。而して其の他の日に於ては概して變化少く入嶋測水所及横山測水所も亦殆んど同様なりき。然るに櫻科川赤澤測水所は右と異なり常に變化を生じ二月十五日午前七時の流量二・〇二立方メートルに對し午後五時は〇・六九立方メートルに減水し、三月十五日午前九時の二・九四立方メートルに對し同十時には〇・八六立方メートルを示せり。

五天龍川水系

一、調査河川 本水系に屬する調査河川を上流より列挙すれば大田切川支流黒川、阿知川支流黒川及本谷川、和知野川支流知合川及賣木川並蓮山川及早木戸川の七ヶ河川にして何れも逓信省直轄として臨時測水所を設置したり。右七河川の外に事業者に命じて資料の提示をなされたるものに支流松川、支流水窪川の上流戸中川及白倉川支流氣田川、及支流石切川の五河川あり合計十二河川とす、本水系は流域狹長にして大なる支流川なく、流域は概ね山地なるを以て流路の殆ど全部は溪谷を形成せり。

前記諸河川に對しては一月下旬より三月末日迄毎日定時の水位観測を行ひ、尙大田切川支流黒川、本谷川、和合川及蓮山川の四河川には気温の調査を行はむがために最高最低寒暖計を設置せり。

二、調査の設備 水位観測用計水標は多くは丸太杭を河岸に打ち込み或は牛杵を組立て之に一米の目盛板を附せり、測水は賣木川のみは丸太を束ねたる假橋上より之を行ひ他はゴム長靴を履きて河中に入り徒渉法によりて行ひたり。

三、氣象狀況 本流域内に於ける降水の狀況は流域狹長なるため北方上流部と南方下流部とは稍々其の趣を異にし、本年の降雪は近年稀に見る多量にして黒川、御所平測水所に於て一〇〇種、黒川本谷川測水所は三〇種内外其の他の測水所に於ては微量なり、又本年冬季間の降雨量は平年に比して甚だ少なく二月三日及十八日、三月十三日の三回に降雨ありたれども其の量は僅少なりき、三月二十一日の強風雨には各河川共五、六十種の増水を見全く冬季の濁水を脱せり本年の気温は一般に低く數十年來の記録と稱せられ其の繼續日數も甚だ長く三月二十日頃迄は各測觀所とも零度以上に昇りたることな

本邦電氣界

かりき、調査期間に於ける最低気温は黒川筋御所平觀測所に於ては一月二十四日の零下十一度半を最低とし二月二十一日の同十一度、二月六日の同九度半之に次ぐ、又黒川本谷川筋觀測所に於ては一月二十七日前後の零下十度最も低く二月二十日の同九度、三月六日の同八度之に次ぐ、和合川筋觀測所にては一月二十八日及三月三日の零下十度を最低とし之に次ぐは二月十六日同二十日、三月六日の零下八度内外なりとす。

蓮山川筋和田觀測所は二月初旬より觀測を開始せしを以て一月中の気温は不明なれども帶川觀測所と大差なきもの、如く二月二十日の零下九度最も低く二月十六日、同二十四日及三月五日の零下八度を次位とす。北信大田切川支流黒川、御所平觀測所と南信和合川筋帶川觀測所に於ける冬季平均最低気温を比較すれば前者は零下四・八度、後者は二・六度にして北信は南流より二・二度低し。

四、河川の流出狀況 流出量變化の狀況は例年各河川共略同一にして一月より漸次減少し濁水を見るは二月又は三月なり、而して流量増減の範圍はさのみ大ならず。然るに本年冬季は降雨少なく調査開始當時に於て既に相當減水し居りしが二月三日の降雨にて僅かに増水しこれより逐日減水せり。流量變化の最も著しかりしは蓮山川にして其の他の河川に於ても気温の昇降により水源地の凍結又は融解等により相當の變化を示せり。河水の最も濁濁せしは三月六日より同月十二日の間に於て各河川共最小流量は此の期間に起れり、賣木川白倉川、氣田川石切川に於ては二月二十日前後に發生せり。左に月別流況一覽表を示す。

月別流況一覽表

Table with columns for river names (e.g., 大田切川, 御所平, 支流黒川), measurement periods (e.g., 自三月四日, 至四月十二日), and flow data. Includes a '備考' (Notes) column.

石切川 釜 湖 自二月廿日 至三月廿七日 三月九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十日 九一五二四 九一五二四 (事業者臨時測水所)

次に各河川に於ける五日満水に就きて流域百方軒當流量を比較するに松川の毎秒二・四〇立方米を最大とし大田切川支流黒川の一・九三立方米に次ぎ一・七〇立方米内外を算するものに阿知川支流黒川及本谷の二川あり之に次ぐものは和合川、早木戸川及戸中川の二川、四〇立方米内外とす、又一・二〇立方米を上下するものには賣木川、遠山川及白倉川の諸川あり最も少なきは石切川の〇・九五立方米とす、之を常設測所と對比するに阿知川支流黒川及本谷川は波合川に酷似し和合川、賣木川、早木戸川、戸中川及白倉川の諸川は大體に於て小澁川に近似するもの、如く、又遠山川は本流佐久間と大體なし。石切川の流量が本流氣田川に比し著しく小なるは同川の流域に比し良好ならざるに因るべく又水窪川の特小なるは背崩方面より流下する、支川の流域状態の不良なるに基因するもの、如し。左に冬季流量調査表を掲ぐ。

冬季流量調査表

Table with columns for river names (e.g., 河川測水所, 大田切, 川支流), measurement periods (e.g., 五日, 十日), and flow data. Includes a '備考' (Notes) column.

波合川 波合 三・二〇・四二八〇・四九七〇・五七四一・三七一・五九〇一・八八〇 事業者臨時測水所  
賣木川 帶川 七・八〇・七〇・八〇・八〇・一・〇〇一・〇〇一・一・〇〇一・三三〇 事業者臨時測水所  
早木戸 早木戸 四・八〇・六〇・六〇・六〇・七・八一・二〇〇一・四〇一・四〇一 事業者臨時測水所  
遠山川 和田 二・八〇・二・三〇・二・六〇・二・七〇・二・七〇・九〇一・〇三〇一・一〇一 事業者臨時測水所  
戸中川 戸中川 五・九〇・七・七〇・八・五〇・八・五〇・一・三〇一・三〇一・四〇一・四〇一 事業者臨時測水所  
白倉川 白倉川 五・五〇・六・二〇・六・五〇・七・三〇・一・八〇一・二〇一・二〇一・二〇一 事業者臨時測水所  
水窪川 水窪 一・八〇・一・六〇・一・七〇・一・九〇・一・九〇・一・四〇一・四〇一・四〇一 事業者臨時測水所  
氣田川 石切渡 一・〇〇・一・一〇・一・一〇・一・一〇・一・一〇・一・一〇・一・一〇 事業者臨時測水所  
石切川 釜 湖 一・〇〇・一・〇〇・一・〇〇・一・〇〇・一・〇〇・一・〇〇・一・〇〇・一・〇〇 事業者臨時測水所  
氣田川 田門湖 一・〇〇・一・一〇・一・一〇・一・一〇・一・一〇・一・一〇・一・一〇 事業者臨時測水所  
天龍川 佐久間 〇・〇〇・〇・〇〇・〇・〇〇・〇・〇〇・〇・〇〇・一・〇〇一・一・〇〇 事業者臨時測水所  
小澁川 桶 谷 三・七〇・〇・二・九〇・三・一〇〇・三・一〇〇・三・一〇〇・三・一〇〇 事業者臨時測水所

五、一日中に於ける流量の變化

一日中に於ける流量の變化 日中に於ける流量變化の狀況を知るため大田切川支流黒川、阿知川支流黒川及本谷川、和合川、賣木川、遠山川及早木戸川の七河川に付五日目毎に午前七時より午後五時迄十時間に涉りて一時間毎に水位の観測を行ひたり。右によれば各河川共日中に於ける流量は相當の變動あり而も其の變化は川によりて異なるもの、如く、變化の最も大なりしは賣木川にして日中の最小流量は午前九時前後に起り夫れより漸次流量を増加して午後二時乃至三時頃に最大に達す、而して其の變化の範圍は非常に大にして最大流量は最小流量に比し四割乃至六割方大にして二月二十日の如きは殊に著しく約三倍に達せり。同日は夜間気温急降せしものが日中に於て比較的上昇せしため各河川を通し増減の度特に顯著なりき。阿知川支流黒川並和知野川支流和合川は賣木川に比し變動の範圍は

稍々小なれども二月二十日に於ける日中の最大流量は最小流量の凡一倍半に達せり。又同所に於ける二月十五日、二十日、二十五日、二十八日及三月二十日は二割五分乃至四割の増加を示し其の他の日に於ても一割内外の變化ありたり。最大最小流量の起る時刻は日によりて異なるれども最小は概ね九時又は十時頃に起りこれより次第に増加して黒川に於ては午後二時、和合川に於ては午後五時頃に最大に達する傾向ありたり。次に大田切川支流黒川、本谷川、遠山川及早木戸川の諸川は前記河川に比すれば其の範圍小なれども尙二月二十日は三割の増加を示し通常の日に於ては一割以下なりき。早木戸川の三月中に於ける變化は木材流送のため堰めたる水を一時に放流せしため生じたるものにて特異のものなとす。黒川、本谷川及遠山川に於ける最小流量の起れる時刻は朝の七、八時に於て早木戸川は十二時頃なり、最大流量は本谷川は午後一時後他は三時より五時の間に起ること多かりき。而して午前十時の観測が一日中の平均流量に對し如何なる程度にあるやは本調査に於て試みたる時間的流量が日中のもの、よみにして一晝夜を通じたるものならざるを以て其の詳細は明かならざれども十時の観測水位に對する流量は一般には日平均流量よりも稍々小なるものと想像せらる。

六 本會川水系

一、調査河川 本會川水系は本會川本流の外飛騨川、長良川及揖斐川の三大支流より成る。今回調査せしは飛騨川及長良川の二支流に屬する小支流にして、飛騨川筋にては飛騨川本流の左岸に流入する白川及赤川の二支流並支流馬瀬川の右岸に流入する弓掛及和良の二川なり。而して長良川筋にては其の上流に於ける上ノ保及吉田の本流二川並長良川の右岸に流入する龜尾島川とす。是等調査河川總數は

本邦電氣界

七河川にして調査のため各河川に臨時測水所各一ヶ所を選定し一月廿四日より二月二日迄に假量水標を設け測水の設備をなし即日調査を開始せり。

但し前記測水所中弓掛川のみは比較的僻村の地に位置し積雪のため冬期交通至難なる且適當なる水位観測者を選定し能はざりしため毎日の観測は之を行はず巡回の序を以て流量のみ測定をなせり。

二、調査の設備 量水標は假杭を打込み或は岩磐を利用して一米迄讀み得る目盛板を取付け、測水は各所とも深ゴム靴を履ちて徒渉によりて作業を行へり。

三、氣象狀況 調査期間中降雨を見たるは各河川とも二月二日、同十八日及三月十二日にして何れも少量の降雨なりしに不尙多少の増水をなしたり。其後三月二十一日には大雨に加ふるに強風を以てし且融雪を伴ひたれば毎年超るが如き春季出水を來し各測水所其假量水標にての水位観測は不能に陥りたり。

四、河川の流出狀況 今回調査せし河川の流況を常設測水所の設ある飛騨川及長良川各本流のそれと比較せしが、飛騨川筋にては益田川下呂測水所及馬瀬川祖師野測水所、長良川筋にては上田測水所をとりて對照するに、飛騨川筋のものと長良川筋のものと自ら異なるものあり、飛騨川筋にありては流量の減少せる期間は一月二十八日

乃至三月十一日迄にして此の間屢々濁水を生じたるも長良川筋に於ては前年十二月中既に減水を來し其の後降雨による出水ありたるも一月末及二月末より三月初旬に亘り兩度の濁水狀況を示せり。而して是等濁水の十二月の濁水は其の程度二月末のものに比し甚しかりしが此の狀況は毎年超る現象にあらざりて之を既往の調査に徴するに十二月に最小濁水を生じしことは稀にして多くは二月乃至三月初旬に生ずるを普通とせり。

月別流況一覽表

Table with columns for river names (河川), measurement dates (測水所), and flow volumes (流量). It lists data for various rivers like 白川, 赤川, 和良川, etc., across different months.

冬季流量調表

Table with columns for river names (河川名), measurement dates (測水所), and flow volumes (流量). It provides detailed data for rivers like 白川, 赤川, 和良川, etc., during the winter season.

注 上田常設測水所にて調査期間を二様にとり計上せるは一は長良川筋各臨時測水所と同一調査期間と比較し、他は冬季全期間のものに區分して比較せり。

各測水所に於ける最小流量、五日目流量、十日目流量及之れが流域百方軒當り流量は前表によれば飛騨川筋と長良川筋とは百方軒當り流出量に於て相當の差異あり且つ各種流量に於ても前者は後者の殆んど半分なり。

本邦電氣界

板を取付け實測には深ゴム靴を穿ちて徒渉測定を爲せり。

三、氣象の狀況 本調査期間中降雨の狀況は各河川とも略々同様にして二月二日に小量の降雨ありて水位十種乃至十八種に昇り三月十二日には二十九種乃至四十五種に昇り三月二十一日には調査期間中に於ける最多量の降雨を見加水位四十種乃至九十五種に達し之れがため量水標の流失又は量水標の移動を來し遂に調査不能に陥りたり當地方の降雪は從來比較的少なく水源地方を除くの外積雪の爲め車馬の交通村絶せしこと稀なるも本年(昭和九年)は特に多く二十數年來の記録と稱せられ一月下旬より二月上旬迄十有餘日に亘り交通杜絶するに至れり、寒暖計を最上流の天ノ川及其下流の神納川の二ヶ所に設備し、氣温の觀測を行ひたるに一月中旬より三月二十日頃迄毎日の最低氣温は天ノ川に於て零度以上を示したるもの二月に二回、三月に一回あるのみ他は全部零度以下にして零下八・二度を最低とし神納川は天ノ川に比し稍々高氣温なりしも零度以上に昇りたるもの二月に五回、三月に二回あるのみ他は零度以下にして零下五度を最低とす、三月二十日以後は兩河川共零度以上のもの多し。

四、河川の流出狀況 十津川筋は木材流送盛なる處にて今回調査したる河川も毎年相當多量の流材行はれしが今冬期に於ては河水の枯渇甚しく流送困難なりしため割合に少なく從て流材の爲め調査に影響を來したること少なかりき。今各支川に於ける流出狀況を見るに一月中旬の調査開始當時は未だ濁水に至らず次第に減水し二月初めの降雨にて稍々増水したるが再び減少し三月十日前後に於て今期間中に於ける最低濁水を見るに至れり。三月十三日の降雨は融雪を加へたるため著しく増水し二十一日には更に多く例年春季に起る如き高水に達せり。左に各川別に流況を示す。

月別流況一覽表

水系河川	河川名	最小濁水		五日濁水		調査期間	備考
		起りし月日	以下の日數	起りし月日	以下の日數		
熊野川	天ノ川	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
	和田	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
同	十津川支	三月六日	一	三月六日	一	三月六日	臨時測水所
	舟ノ川	三月九日	一	三月九日	一	三月九日	臨時測水所
同	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
同	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
同	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
同	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
同	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所
	同	三月十日	一	三月十日	一	三月十日	臨時測水所

舟ノ川 六〇・〇・二七五〇・二九〇・三九〇・四八〇・五三〇 三月三日 逕信省臨時測水所  
旭川 五・五〇・一九〇・二二五〇・二五〇・三〇〇・四〇〇 三月十日 臨時測水所  
神納川 一〇・〇・一七五〇・二〇〇・二五〇・三〇〇・四〇〇 三月十日 臨時測水所  
十津川 六〇・〇・一七五〇・二〇〇・二五〇・三〇〇・四〇〇 三月十日 臨時測水所

前記諸表は昭和九年のものにて是等が毎年同一の比を保つかは今冬期の調査資料のみにては遽に判定し得ざるも神納川と舟ノ川及旭川の例に徴すれば左右岸より流入する支川は流出量に著しき相異なることを知る。

五、一日中に於ける流量の變化 一日中に於ける流量の變化は舟ノ川旭川、神納川は一日中全く變化無き日もあり又變化したる月に於ても其増減割合は僅に五%乃至一〇%なるに對し天ノ川は稍々大にして九%乃至二十四%の差を生じたり。

八 結 尾

以上阿賀野川水系外諸水系に屬する支流に於ける昭和九年冬季の流量及其の變化につき大要を述べたるが抑本年の冬季濁水が如何なる程度のものなりしやを既往の冬季濁水に徴するに、利根川、阿賀野川及信濃川の各水系に屬する河川は大正十四年最も濁水し、昭和四年に次ぎ、昭和九年は第三に位し、天龍川、木曾川の流域に屬する中部地方の河川は、同じく大正十四年に最大濁水を生じ、之に次ぐは昭和九年にして昭和四年は第三位にあり、又熊野川流域に於ては昭和九年冬季に最大濁水起り之に次ぐは昭和七、八年にして大正十四年も亦昭和七、八年に劣らざる濁水を生じたり。

本邦電氣界

二月下旬より三月中旬迄の間に於て最大濁水を生ずるも、本年は平年に比し氣温低く、早天繼續日數長かりしため、最大濁水の時期稍々遅れ木曾川水系一、二の河川を除きては、三月初旬より中旬にかけて起りし處多し。

めには日記記録計を設置し、夜間に於ける水位の變化をも知悉するこ  
と必要なり。而して此の流量の時間的變化の生ずる原因は、種々複雑  
なるものあるべきも、冬季に於ては氣温に左右せらるゝこと其の主因  
なるが如し、即ち夜間氣温著しく降り日中温暖なるときは、變動の程  
度特に大なるものゝ如く、又測水所上流の降雪が漸次に融雪流下して  
流量に變化を與ふことも其の一因と思惟せらる、然れども是等變化の  
原因に關しては、氣温、流域内の地質、森林狀態及上流部結凍の状況  
をも詳細に調査研究するの要あるべし。尚流量の時間的變化は發電能  
率と密接不離の關係にありて發電計畫に當り頗る重要な事項なれば、  
前述の變動大なる河川に於ては特に日記記録計を設置し、水位の變化  
を日働的に記録せしめ、これによりて的確なる日々の平均水位及平均  
流量を見出し以て、時間的變化に對する對策を講ずる必要を認む。

### 第三章 發電及送電豫定計畫案 (東北、北海道)

附需用電力想定 (同上地域)

本發電及送電豫定計畫案に需用電力想定は、昭和十年十二月十八日通信大  
臣官邸に於て開會せられたる、電燈委員會に於て審議可決ありたるものなり

#### 自昭和十一年度至昭和十五年度

#### 發電及送電豫定計畫案 (東北、北海道)

發電計畫は想定せる需用電力に對し本計畫期間中に増加せらるべき  
發電力の基礎たる計畫電力並に之に對應すべき水力發電所及火力發電  
所の豫定發電力を示すものとし、送電計畫は發電計畫に伴ふ送電幹線  
に對する計畫送電容量並に其の豫定線路を示すものとする

#### 發電計畫

1. 發電豫定電力は本計畫期間中に當該方面より新に送電せら  
るることあるべき電力の限度を示すものとする
2. 單位はキロワットとする
3. 主要送電幹線の最大電壓の限度は左記に依るものとする  
東北地帯 六六、〇〇〇ヴォルト  
北海道地帯 一一〇、〇〇〇ヴォルト  
信越及北陸地帯 七七、〇〇〇ヴォルト
4. 線路の互長は概數を示すものとする
5. 單位は電壓をヴォルト、互長を料とする

#### 東北

#### 第一、發電計畫

年度	計畫電力	豫定供給力	想定需用電力
昭和九	—	一五五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
一〇	—	一五五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
一一	一〇、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
一二	一〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
一三	一〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
一四	一〇、〇〇〇	一九五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
一五	一〇、〇〇〇	二〇五、〇〇〇	一三三、〇〇〇
計畫電力合計	五〇、〇〇〇		

二、豫定發電力

發電地點	原動力	發電力	落成年度
既設發電所	水力(出力増加)	六〇、〇〇〇	昭和一一
木戸川・龍田	水力	九、〇〇〇	一一
最上川・落合	水力	二〇、〇〇〇	一一

#### 本邦電氣界

第一篇 電燈電力

#### 第二、送電計畫

#### 一、計畫送電容量

線路方向	計畫送電容量	既設線路餘裕	計畫	送電豫定電力
木戸川方面—平方	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
阿武隈川方面—仙臺方面	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
田澤湖方面—盛岡	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
釜石方面—盛岡	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
青森方面—八戸	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
田澤湖方面—秋田	一〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
二、豫定送電幹線				
線路方向	電壓	互長	線路數	備考
木戸川方面—平方	六六、〇〇〇	五	一	新設(五五、〇〇〇)に於て使用

1. 計畫電力の欄には各年度に充實することを要する供給力の概數を示すものとする
  2. 豫定供給力中昭和九年及十年は既定の供給力に依るものとする
  3. 信越及北陸地帯の供給力は豊水期に於けるものを示す
  4. 想定需用電力中昭和九年は実績に依るものとする
  5. 數値は總て需用地換算に依り、單位はキロワットとする
- 二、豫定發電力
1. 發電地點未定のものは適當と認むる候補地點中より選定するものとする
  2. 發電力は水力地點の選定、發電所の設計等に依り相當變更を來すものなるを以て其の概數を示すものとする
  3. 發電力には他地帯に供給する分を含むものとする
  4. 需用地換算合電容量が計畫電力と相違せるは他地帯との間に於ける豫定受給電力を加減したるに依るものとする
  5. 數値は發電地點に於ける最大出力(豫備出力を含まず)に依り、單位はキロワットとする
- 送電計畫
1. 計畫送電容量
    1. 電壓四萬ヴォルト未満の送電幹線は新に施設を要するもの外之を含まざるものとする
    2. 送電容量は發電地點の選定、需用地との關係等に依り相當變更を來すものなるを以て其の概數を示すものとする
    3. 計畫送電容量は發電地より需用地に至る送電幹線の施設又は改造に依り新に増加せしむべき送電容量を表すものとする



阿武隈川方面—仙臺方面  
田澤湖方面—盛岡  
釜石方面  
盛岡方面—八戸—青森方面  
田澤湖方面—秋田方面

計畫送電容量、送電線定電力概數及豫定送電幹線の電壓は東北興業株式會社の施設すべき肥料工場の計畫に依り變更することあるべきものとす

第一、發電計畫

昭和九年度	計畫電力	豫定供給力	想定需用電力
一〇	一〇〇,000	一〇〇,000	九六,000
一一	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一二	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一三	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一四	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一五	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000

第二、送電計畫

線路方向	電壓	長	線路數	備考
只見川方面—新潟方面	三〇,000	三〇,000	三〇,000	二〇,000
注 需用地換算合成電力が前表の計畫電力に比し大なるは關東地帯の發電力より補充せられ居る電力中本計畫期間中に於て約二五〇,〇〇〇キロワットを還元すべき豫定あるに依るものとす				

第二、送電計畫

線路方向	電壓	長	線路數	備考
石狩川上流方面—旭川—石狩炭田方面	一〇,000	一〇,000	一〇,000	二〇,000
石狩川方面—札幌—石狩炭田方面	一〇,000	一〇,000	一〇,000	二〇,000

第一、發電計畫

昭和九年度	計畫電力	豫定供給力	想定需用電力
一〇	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一一	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一二	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一三	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一四	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一五	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000

[昭和十一年電氣年鑑]

第一、發電計畫

昭和九年度	計畫電力	豫定供給力	想定需用電力
一〇	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一一	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一二	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000

第二、送電計畫

線路方向	電壓	長	線路數	備考
只見川方面—新潟方面	三〇,000	三〇,000	三〇,000	二〇,000
注 需用地換算合成電力が前表の計畫電力に比し大なるは關東地帯の發電力より補充せられ居る電力中本計畫期間中に於て約二五〇,〇〇〇キロワットを還元すべき豫定あるに依るものとす				

[昭和十一年電氣年鑑]

第一、發電計畫

昭和九年度	計畫電力	豫定供給力	想定需用電力
一〇	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一一	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000
一二	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

第二、送電計畫

線路方向	電壓	長	線路數	備考
黒部川方面—富山方面	一〇,000	一〇,000	一〇,000	二〇,000
常願寺川、神通川方面—富山、高岡方面	一〇,000	一〇,000	一〇,000	二〇,000
庄川方面—高岡方面	一〇,000	一〇,000	一〇,000	二〇,000

[昭和十一年電氣年鑑]

東北、北海道  
信越、北陸 發電及送電豫定計畫説明書

今回の計畫は全國中未だ計畫の設定せられざる東北、北海道、信越及北陸の四地帯に對するものにして、之が樹立に關しては需用の想定原動力、計畫電力、豫定發電力及豫定送電幹線の決定等總て發電及送電豫定計畫要綱に示す所に則りたるも、唯信越及北陸の兩地帯に在りては需用電力中特殊の需用（濁水等に依り發電力の減退するに隨ひ供給制限を爲すことを條件とし低廉なる料金を以て供給せらるるもの）特に多く、而も其の需用の状況を精ふるに春秋の豐水期に於て最高値に達するを常とし、全國他地帯に於けるが如く通常の需用が十二月に於て最高値を生ずると事情を異にするものあるを以て、右兩地帯に限り計畫要綱に拘らず特殊電力の需用をも適當に想定したる豐水期に於ける需給關係に就き審査することとせる外、尙次に述ぶるが如き當該地帯固有の特殊事情を考慮したるものとす

東北

東北地帯の包蔵する發電水力は約百四十萬キロワットなるも、其の中本地帯内の需用に充つべきものは凡そ其の半にして、他は主として阿賀野川水系（猪苗代、楡原、小野川の諸湖を含む）に屬し他地帯の需用に充てらるべきものなり。而して本地帯の需用に充てらるべき主たる水力地帯は阿武隈、北上、宮古、奥入瀨、雄物、最上等の諸川に屬し、其の未開發水力約六十萬キロワットを算せり。斯くの如く水力地帯の各地方に散在せる關係より一般に火力發電に依るもの多く警城炭田地方に於ても尙且水力の利用せらるる現狀に在り。本地帯に於ける主たる需用地は福島・若松、郡山・平、仙臺・石巻、釜石、青森・弘前、山形の諸地方に分散し、其の間の送電連絡不充分なるのみならず、周波数は五十サイクルの廣く採用せらるるに對し、郡山・平、盛

岡・釜石、青森・弘前の諸地方には六十サイクルに存する爲兩者相互に交錯し電力融通の圓滑を缺けり  
然れば本地帯の發電原動力は水力を基調とし、優秀なる地帯は特に其の開發規模を大にして單に其の所在地方の需用に應ずるに止めず送電幹線の整備と相俟て廣く之を利用せしむべく、特に田澤湖は貯水池の利用に依り水力發電の調節を行ふと共に補給用火力發電の機能をも發揮せしむるの要あり。而して水力の比較的豊富なるに鑑み之が利用に關しては豐水期に於ける特殊電力の需用に對しても考慮すべく、濁水期に於ける補給用火力は原則として相當容量を有するものに取置めて之を施設せしめ、以て發電經濟の向上を圖るべきものとす。尙周波數に關しては水力の全地帯的開發利用の必要性並に水力資源及需用分布の狀勢に照し五十サイクルに依るを原則とし、漸次之が統一を期すべく、又本地帯の送電幹線の電壓は差向六萬六千ヴォルトを標準とし之が整備統一を圖るべきものとす

北海道

本地帯の包蔵する發電水力は五十餘萬キロワットにして、その中未開發のもの四十餘萬キロワットを算し、其の多くは石狩川、十勝川等主として中央部以東に在るに對し、主たる需用地は函館、小樽、札幌、石狩炭田、苫小牧、室蘭の諸地方にして、寧ろ中央部以西に偏在せり一方水力利用上必要な送電設備は本地帯に於ける需用の比較的低きに依り未だ普及するに至らず、又周波數に關しては札幌を境として東部は五十サイクル、西部は室蘭地方をき除六十サイクルを採用せり。火力發電所は主として石狩炭田地方及室蘭地方に在り  
然れば本地帯の發電原動力は水力を基調として廣く之が開發利用を圖り、特に地勢上貯水池又は調整池の利用し得るものあるに鑑み之が施設並に利用増進に努むべく、一方火力發電に關しては石狩炭田地方

に於ける其の有利なる事情を考慮し、同方面に施設せらるべき火力は適當なる規模に依り發電の合理化を圖ると共に水力の有効なる利用に資すべきものとす。而して之が爲には周波數及送電幹線の統一整備を圖るを緊要とすべし。即ち周波数は五十サイクルに依るを原則とし、特に札幌及小樽兩地方に對する周波數の變更に關しては之が促進を圖るべく、送電幹線は十一萬ヴォルトを最高電壓とし、漸次其の完備を期すべきものとす

信越・北陸

信越及北陸兩地帯は本邦に於ける發電水力最も豊富なる地域にして夙に水力の開發著しく進み、就中新潟、長野、富山の三縣に所在する大水力地帯は關東、中部及近畿三地帯の發送計畫に關するものとす  
信越地帯の發電水力は包蔵水力約百八十萬キロワット中既開發水力約七十萬キロワット（内約五十萬キロワットは他地帯へ送電せらるる）にして未開發のもの約百三十萬キロワットあり。而して信濃川、天龍川木曾川等に存する大水力地帯の開發は概々關東、中部及近畿の三大需用地に送電し以て之が消化を圖るべきものなるが、比較的大ならざる水力地帯亦廣く諸地方に分布し其の發電水力は優に地帯内の需用に應ずるに足るものあり。信越地帯に於ける主たる需用地は新潟、長岡、鹿瀬、高田・直江津、青梅、長野、松本の諸地方にして、就中鹿瀬、直江津、青梅、松本の諸地方は電氣化學工業に對する特殊電力需用の中心を爲せり。又本地帯は本州中央部に於ける五十サイクル地域と六十サイクル地域との中間に介在し、新潟、鹿瀬、松本の諸地方は五十サイクル、長岡、高田・直江津、長野の諸地方は六十サイクルを採用し、兩周波數相互に交錯せり  
北陸地帯の發電水力は包蔵水力約百萬キロワット中開發水力約五十萬キロワット（内約三十萬キロワットは他地帯へ送電せらるる）にして

未開發のもの約五十萬キロワットを存し、其の多くは富山縣内に在り而して庄川、常願寺川、黒部川等に存する大水力地帯は主として中部及近畿の二大需用地に送電せらるべきものなるが、地帯内の需用に應ずべき水力も亦尠ならず。北陸地帯に於ける主たる需用地は富山、高岡・伏木、金澤、福井の諸地方にして、之等の諸地方に對する電壓は孰れも中部又は近畿地帯の送電系統と連絡せられ且比較的密接なる關係に在り  
然れば信越及北陸兩地帯に於ける發電原動力は水力を基調とし其の地方的利用に充つると共に、之が有效なる利用を目的として特殊電力の消化をも行ひ、更に關東、中部及近畿地帯に對する發電計畫との調和を圖り、以て水力資源の一層有效なる利用を期すべく、火力發電に關しては、水力利用上特に濁水期に於ける電壓を確保するに必要な場合に限り之を認むべきものとす。周波數は北陸地帯に在りては六十サイクルを採用するも、信越地帯に在りては其の特殊事情に依り完全に之が統一を圖ること困難にして五十、六十兩サイクル分布の現狀、他地帯との連絡關係並に水力地帯の分布狀況等に照し信濃川以東は略々五十サイクルに依り、荒川以西は六十サイクルに依るものとす。尙送電幹線は水力地帯と需用地との近接する關係上、兩地帯に於ては送電幹線と見るべきもの尠きも、之が施設に關しては既設備との關係を考慮し六萬六千ヴォルト又は七萬七千ヴォルトを標準となすべきものとす

自昭和十年至昭和十五年度

需用電力想定 (東北、北海道、信越、北陸)

一、東北・北海道

1. 需用電力は各年十二月に於ける數値を示すものとす
2. 昭和九年は實績に依るものとす
3. 數値は總て需用地換算に依り單位はキロワットとす

昭和年度	需用電力	增加電力	需用電力指數
九	1,240,000	—	100
一〇	1,240,000	—	100
一一	1,240,000	—	100
一二	1,240,000	—	100
一三	1,240,000	—	100
一四	1,240,000	—	100
一五	1,240,000	—	100

二、信越・北陸

1. 需用電力は翌年豐水期に於ける數値を示すものとす
2. 昭和九年は實績に依るものとす
3. 數値は總て需用地換算に依り、單位はキロワットとす

昭和年度	需用電力	增加電力	需用電力指數
九	1,100,000	—	100
一〇	1,100,000	—	100
一一	1,100,000	—	100
一二	1,100,000	—	100
一三	1,100,000	—	100
一四	1,100,000	—	100
一五	1,100,000	—	100

昭和年度	需用電力	增加電力	需用電力指數
一〇	1,400,000	—	100
一一	1,400,000	—	100
一二	1,400,000	—	100
一三	1,400,000	—	100
一四	1,400,000	—	100
一五	1,400,000	—	100

第四章 本邦中央部河川冬季流量調査

(昭和九年末通信省電氣局特殊調査)

河川流量の渇水するは、普通一箇年の内十二月より翌年三月末に至る冬季四ヶ月の間なり。尤も夏季降雨の少なき時、又は初夏五、六月の灌漑用に田用水として引水せらるゝ際にも渇水することあり、更に時としては秋季十月頃長く晴天の續く時に起ることあるも、冬季以外は渇水の期間比較的短く且渇水の程度も割合に弱く、さして憂ふるに足らざるが、冬季渇水に至りては期間の長き點、亦程度の激甚なる點に於て、その發電水力に及ぼす影響は頗る大なるものあり。殊に十二月、一月は年末、年始の商工業最も股賑を極め電燈、電力の需要亦激増する時期に相當するを以て、河水減少に依る水力發電所出力の減退

(單位毎秒立方米)

水系	冬季流量	調表	昭和九年冬季月總量			既往冬季平均月總量							
			昭和八年	昭和九年	同二月	同三月	計	前十二月	一月	二月	三月	計	
水系	河川	測水所	平均	昭和八年	昭和九年	同二月	同三月	計	前十二月	一月	二月	三月	計
利根川	利根川	幸知	1.70	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
相模川	桂川	駒橋	3.00	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
阿賀野川	阿賀川	戸中	1.30	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
阿賀野川	只見川	川井	1.00	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
信濃川	千曲川	照岡	1.70	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
天龍川	天龍川	佐久間	1.30	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
矢作川	矢作川	小渡	3.00	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
木曾川	木曾川	稜	3.00	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
木曾川	益田川	下呂	3.00	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
黒部川	黒部川	釣鐘	3.00	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
神通川	宮川	野口	3.00	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
熊野川	十津川	風屋	3.00	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

注 (一)内は平水月總量に對する比

平均平水量は下記期間の平均 利根川は大正十三年より昭和七年、桂川は昭和三年より同七年、阿賀川は昭和四年より同七年、只見川は大正八年より昭和七年(大正十一年度を除く)、千曲川は同上、天龍川は同上、矢作川は同上、木曾川は大正九年より昭和七年(大正十一年度を除く)、益田川は大正十三年より昭和七年、黒部川は大正七年より昭和七年、宮川は大正十二年より昭和七年、十津川は同上

本邦電氣界 第一篇 電燈電力

は、直接事業の消長に關する處からず。蓋し水力發電所にて豫定の出力を發生し得ざる場合は、火力發電を以て、之が補給をなすを要す而して火力發電には石炭の消費を伴ひ、動力費の増加を招來することを免れず。さればにや事に電氣事業に従ふ者が、常に河川流量の増減に多大の關心を持ち、毎年歳末に至りて「本年は未曾有の渇水なり」と、殆んど常套語とも見らるゝ言を繰返すは、畢竟、年末年始の電力需要期に於て、河水の減退に依る出力低下の苦痛を感受すること切實なるに因る。

昭和九年冬季（自昭和八年十二月至昭和九年三月）は前年夏季より秋季に引續き長く降雨を見ざりし結果、近年稀なる減水を見、各地とも多大の火力補給を餘儀無くせられ、或は昭和九年冬季流量は未曾有の渇水にあらずやとさへ想像せられたり。事實果して然るや、若し然らざるとせば昭和九年は、既往のそれに比して如何なる程度のものなるか、之れを知ること全く興味無しとせず。之れを試みに使用電力需要地帯たる京濱、阪神並中京名古屋附近に電力を供給する本邦中央部の河川に就いて述べれば大要下記の如し。

茲に本邦中央部と稱するは關東、北陸、東山、東海の地域に近畿及奥羽の南部を加へたるものにて、主要なる河川は、太平洋方面にて利根、相模、大井、天龍、矢作、及び木曾の諸川、日本海方面にて阿賀野、信濃、黒部、神通及庄の諸川、近畿地方に於ては淀、紀及び熊野の諸川あり。右の外發電に使用せらるる河川に、太平洋方面に於て荒川、酒匂川、富士川、日本海方面には關川（荒川）、姫川、常願寺川、手取川及び九頭龍川、近畿には姉川、安曇川、圓山川あり、赤紀半島に右田、日高の諸川あれども、之等は前に列挙せし諸川に比し、流域面積小にして、水力地帯亦大なるもの少く、多くは地方的の需要に充てらるゝものなるを以て、之を省略し、以下主として三大需要地へ電力

を供給する大河川につき、渇水の狀況を述べん。

本邦中央部に屬する大河川の内には、一水系に數ヶ所の測水所の存するものあれども、同一水系に屬するものは略同様の變化をなすを以て、茲には夫等測水所の内成河川全體を代表し得る如き測水所を選び、而して比較の便宜上流量調査開始後最近昭和九年に至る迄、短くも數年、長きは拾數年に至る期間の毎年冬季（前年十二月當年一、二、三月）の毎月の總流出量を算出し以て各月の流量多寡を比較せり而して此の比較をなすに當りて、その標準を各測水所共調査開始以後昭和七年に至る間の平均平水流量に採り、その標準以下の毎日の實際流量を總計して毎月總流量とし、之れを平均平水流量を標準としたる各月の月總量（平均平水流量に其月の日數を乗じ總計せるもの）に比較し、其の比を百分率を以て示せり。

上表に於て百分率の小なるものは、其の大なるものに比して流量少く、不足水量の大なることを示すものにて、之に依り一測水所（河川）に於ける各年又は各月の渇水の程度は容易に比較することを得べし。本邦中央部に於ける河川の測水所に就き、總覽に便せんため、別に各測水所の表中より既往最小比及其年次、既往平均比及昭和九年全期間比を抽出し、各割合を求めて表示すれば前記「測水所百分率比較表」を得。該表に依れば昭和九年は既往の平均に對し、又既往の最小に對し、如何なる程度の渇水なりしかは容易に判ずることを得べし。

今前述の「冬季流量調査」及「測水所百分率比較表」を對照して、既往に於ける各年及昭和九年冬季流量の流出狀況を概観するに、最小流量の生ぜし年は地方に依りて同じからざるも、全區を通じて之れを見れば、大正十四年は各區共流出量最も減少し、昭和四年に次ぎ、昭和九年も昭和四年に劣らざる減水を見たり。而して地方に就きて之れを見れば、大體全區を三分して考ふるに得べく、其一是利根川、

測水所百分率比較表

（既往とは昭和九年以前の分を指す）

水系	河川	測水所	比較表		波水度	順位
			(1)既往最小比	同上年次		
利根川	利根川	幸知	55%	大正一四年	(1)大正一四年、(2)昭和四年、(3)昭和九年、(4)昭和七年	
相模川	桂川	駒橋	55%	△昭和三年	△昭和三年以前の資料なし	
阿賀野川	阿賀川	戸中	55%	△同四年	△昭和四年、(4)昭和八年、(3)大正一四年、(2)昭和四年	
同	只見川	川井	55%	大正一一年	(1)大正一四年、(2)昭和二年、(3)昭和九年	
信濃川	千曲川	照岡	55%	同	(1)大正一四年、(2)昭和九年	
天龍川	天龍川	佐久間	55%	同	(1)大正一四年、(2)昭和九年	
矢作川	矢作川	小渡	55%	同	(1)大正一四年、(2)昭和九年	
木曾川	木曾川	榎	55%	同	(1)大正一四年、(2)昭和九年	
同	益田川	下呂	55%	同	(1)大正一五年、(2)昭和七年	
黒部川	黒部川	鏡釣	55%	△同一五年	△大正一五年以前の資料なし	
神通川	宮野川	山口	55%	同	(1)昭和七年、(2)大正一四年、(3)昭和九年、(4)昭和八年	
熊野川	十津川	風屋	55%	昭和七年	(1)昭和九年、(2)昭和七年	
平均			55%			

(昭和十一年電氣年鑑)

阿賀野川及び信濃川の屬する東部地域にして、大正十四年最も渇水し昭和四年に次ぎ、昭和九年は第三に位す。次は全區の中部即ち天龍川、矢作川、木曾川等の流域に屬する地域にして、此地方は前者と同じく、大正十四年最も渇水し、之れに次ぐは昭和九年にて、第三位は昭和四年なりとす。全區の西部に當る神通川、熊野川流域にては、昭和九年最少く、之れに次ぐは昭和七年又は八年にして、處によりては大正十四年亦昭和七、八年に劣らざる渇水を見たるもあり。

以上は渇水の甚だしかりし年の大要なれども、各測水所につき、冬季流量が既往平均平水流量以下の全期間流量に對する割合如何を檢するに、既往最小比の平均は五七%となり、既往平均比を平均せるものは七%、昭和九年は比の平均は五九%となれり。又昭和九年比の既往最小比に對する比の平均は一〇四%にて、昭和九年は既往の最小と比較して殆ど大差無きを知る。即ち換言すれば、昭和九年は從來の最少き流量に近く、渇水の程度は相當激甚なりしを示すものなり。

(昭和十一年電氣年鑑)

尙下記は各測水所につき、冬季流量の最少なかりし年次のものより以下二、三位に位するものを冬季流量比較表に對照してその流出状況を述べたるものなり。

利根川水系利根川 (幸知測水所)

本測水所に於ては、大正十三年以降昭和九年に至る間、前年十二月より當年三月迄の全期間に於て、流量の最も少なりしは、大正十四年にて、昭和四年之に次ぎ、昭和九年は第三位に位せり。然れども之れを日々の流量に徴すれば、濁水の程度は大正十四年と昭和九年とは大差無きも、後者は一月に於て前者よりも低下せり。而して昭和四年は一月中旬以降三月中旬迄、前者よりも濁水の度強く、既往の最低を示せり。

相模川水系桂川 (駒橋測水所)

昭和三年前の調査資料除けるを以て、其の詳細を知るに由無きも昭和三年以降に於て濁水の甚だしかりしは、昭和九年を以て最とし、之に次ぐは昭和三年なり。而して昭和九年は一月以降三月末まで増水殆んど無く、長く濁水を継続せり。

阿賀野川水系阿賀川 (戸中測水所)

本所も昭和三年以前は資料無く、其以後に於ては一月に昭和五年最低を示せど、二月に於ては昭和九年最も低く、二月より三月にかけて特に減少せるを見る。

阿賀野川水系只見川 (川井測水所)

全期流量は大正十四年既往の最小を示し、昭和八年、昭和九年之れに次ぐ。日々の流量に於ては、一月上旬より二月中旬迄は、大正十四年最小にて、昭和八年之れに次ぎ二月下旬より三月中旬までは、大正十四年及び昭和八年共に低位を辿り、昭和九年は大正十四年に比し、全期を通じて流量稍多し。

信濃川水系千曲川 (照岡測水所)

大正十四年及び昭和二年は、既往に於て全期流量及日々の流量共何れも少く、之れに次ぐは昭和九年なるも、前者に比すれば各月共流量頗る多し。

天龍川水系天龍川 (佐久間測水所)

全期流量及び日々の流量は大正十四年、昭和九年、昭和四年の順に濁水の度を減ずれども、三者著しき逕庭無く、孰れも既往に於ける流量の最も少き年に屬す。

矢作川水系矢作川 (小渡測水所)

全期流量は大正十四年最も少く、昭和九年之れに次ぎ、昭和四年及び八年は昭和九年と大差無きも、日々の流量に至つては大正十四年冬季を通じて低位にあり、大正十三年、昭和二年も時々大正十四年に劣らざる濁水を見たることあるも、その日数は甚だ少く、昭和八年は二月に於て稍小なるを見る。

本曾川水系本曾川 (磯測水所)

全期流量及日々の流量共に大正十四年を以て最小とし、昭和九年之れに次ぐ。大正十四年は一月中旬より二月中旬に異状の濁水を示せる點昭和九年に比し特に著しきも、他の時期に於ては、略同一程度の濁水を示す。

本曾川水系益田川 (下呂測水所)

全期流量、日々の流量共に昭和九年最小にして、大正十四年之れに次ぐも、局部的の日々の流量に於ては、大正十二年十二月より翌年二月に至る濁水は特異とするもの、又昭和八年二月及び三月の濁水は昭和九年に劣らざるものあり。

黒部川水系黒部川 (鐘釣測水所)

大正十五年以前は資料を缺き、濁水の度不明なるも、其以後に於て

は大正十五年、昭和六年、昭和八年及び昭和九年共に全期流量殆んど相同じく日々の流量に於ては、昭和四年及び昭和九年同程度にして、既往の最低を示すも、大正十五年は夫等より稍多し。但し大正十五年は前年十二月に於て、前者より低位を示せり。  
神通川水系宮川 (野口測水所)  
全期流量は、大正十四年と昭和九年と殆んど同一なれども、日々の流量減少の程度に至りては、昭和九年遙かに大正十四年に比し減少を示し、其他昭和七、八年兩年に於ても、二月、三月の最小流量は大正十四年より著しく小なる値を示せり。

熊野川水系十津川 (風屋測水所)

全期流量及び日々の流量共、昭和九年は既往の最低を示す。但し、昭和七年二月に於ける著しき減水は、昭和九年に過ぐるものあり。概して昭和七年は昭和九年に次ぐ減水を示したり。

第五章 四國九州地方夏季濁水量調査

一、緒言

昭和九年夏季に於ける四國、九州地方の河川濁水は頗る激甚にして同地方の發電水力事業者及灌溉其他水利事業者の云ふ處に依れば過去數十年來の濁水にして、灌溉に支障を來したるは勿論發電水力に於て

も一般電力供給に支障を來したり。  
茲に於てか逕信省は右夏季濁水が既往の夏季流量に對比し如何なる程度の減水なりやを窺知せんが爲該地方に於ける代表河川の測水所に付之が調査を行ひたり。  
本調査は以下述ぶる所の外尙詳細に調査研究中なるも今回は不取敢概況を知るに止め、詳細の事項に付ては追て發表の機會あらんとす。  
二、濁水の状況を知る算出の根據  
本調査に用ひたる資料は前述の如く四國、九州地方の代表河川の測水所の内、調査資料の完備せる昭和三年より昭和八年に至る最近六ヶ年間に付四國地方三箇所、九州地方に於て六箇所を選定せり本地方に於ける既許可發電水力使用許可水量は特殊のものを除き概ね河川平水量を標準とし、發電設備も亦該標準に據るもの多きを以て茲に昭和九年夏季濁水状況を窺知せんが爲め、各測水所既往の河川平水量(一ヶ年百八十五日以上之より下らざる水量)の平均値を基準とし夫れ以下の毎日の流量を各月別に計上して各月の實際利用し得べき水量を求め此等各月の合計流量と平均平水量の一ヶ月合計量とを對比して各測水所の絶対値並に其の利用百分率を算出するときは第一表(一乃至九参照)の如くにして、此の百分率は各月の水量利用の可能率を示すものなるを以て其の數値の小なるもの程濁水程度の深甚なるを窺知し得べし。

地方	順位	水系	河川	測水所	流域面積 (平方軒)
九州	三〇	五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	吐屋瀬	三三〇
	三三	耳川	耳川	岸屋戸	三〇〇
	六〇	川内川	川内川	宮人	七〇〇
	六五	川内川	川内川	大井早	三〇〇
	六五	川内川	川内川	大井早	三〇〇
	六五	川内川	川内川	大井早	三〇〇

縣	郡	村	大字	字	
宮崎	西	白	村	河	河
					河
					河
					河
					河
					河
鹿兒島	伊	佐	東	大	大
					大
					大
					大
					大
					大
熊本	下	益	東	大	大
					大
					大
					大
					大
					大

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

昭平 和均	年次	平均 平水量	平均平水量一三〇立方厘米以下の月總量				計	五 月	六 月	七 月	八 月	計	五 月	六 月	七 月	八 月	計	利 用 百 分 率	全 期 間
			五	六	七	八													
九	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
七	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
六	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
五	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
四	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
一	均	一三〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
計			三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

〔昭和十一年電氣年〕

昭平 和均	年次	平均 平水量	平均平水量一八〇立方厘米以下の月總量				計	五 月	六 月	七 月	八 月	計	五 月	六 月	七 月	八 月	計	利 用 百 分 率	全 期 間
			五	六	七	八													
九	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
七	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
六	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
五	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
四	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
二	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
一	均	一八〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
計			三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

〔昭和十一年電氣年〕



昭和九年利用水量と既往平均利用水量との比較表 (第二表の一)

地方	河川	測水所	種別	平均平水量 一三・〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間
九州	五ヶ瀬川	吐瀨	既往平均 昭和九年 前二者の比	八・五	七・七	八・五	六・六	七・五	一、一五八	八二	八五	八三	八二	八三	八二

(第二表の一)

地方	河川	測水所	種別	平均平水量 一八・〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間
同	耳川	岩屋戸	既往平均 昭和九年 前二者の比	一〇・三	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一、八〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(第二表の二)

地方	河川	測水所	種別	平均平水量 二六・〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間
同	川内川	宮人	既往平均 昭和九年 前二者の比	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	七・〇	二、四〇〇	九六	九六	九六	九六	九六	九六

(第二表の三)

地方	河川	測水所	種別	平均平水量 二二・〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間
同	緑川	大井早	既往平均 昭和九年 前二者の比	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六	一、三〇〇	九六	九六	九六	九六	九六	九六

(第二表の四)

地方	河川	測水所	種別	平均平水量 二・七〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間
九州	藤瀬川	藤瀬	既往平均 昭和九年 前二者の比	七・三	六・九	六・九	六・九	六・九	二、四七・八	七三	七三	七三	七三	七三	七三

(第二表の五)

地方	河川	測水所	種別	平均平水量 一三・〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間
同	玖珠川	櫻竹	既往平均 昭和九年 前二者の比	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	一、〇三・三	七三	七三	七三	七三	七三	七三

(第二表の六)

地方	河川	測水所	種別	平均平水量 四八・〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間
九州地方總平均			既往平均 昭和九年 前二者の比	六・九	六・九	六・九	六・九	六・九	一、四一・六	六九	六九	六九	六九	六九	六九

(第二表の七)

地方	河川	測水所	種別	平均平水量 四八・〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間
四國	吉野川	大川持	既往平均 昭和九年 前二者の比	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	四、二〇・八	七三	七三	七三	七三	七三	七三

(第三表の一)

本邦電氣界	第一篇 電燈電力	平均平水量 四八・〇立方メートル以下の月總量	五月	六月	七月	八月	計	利用百分率	五月	六月	七月	八月	全期間	
			一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	四、二〇・八	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三

(第三表の一)



(第三表の二)

地方	河川	測水所	種別	平均平水流量五・七〇立方米以下の月總量					計	利用百分率				
				五月	六月	七月	八月	計		五月	六月	七月	八月	全期間
四國	面河川	仕出	昭往平均 昭和九年 前二者の比	一六八・九	一三三・五	一五四・二	一六四・五	六二二・一	九六	九六	九六	九六	九六	
				一五八・五	一二四・七	一三三・八	一三七・七	四七三・五	八八	七三	七三	七三	七三	
地方	河川	測水所	種別	平均平水流量三・六〇立方米以下の月總量					計	利用百分率				
				五月	六月	七月	八月	計		五月	六月	七月	八月	全期間
同	黒川	古味	昭往平均 昭和九年 前二者の比	一〇九・八	九六・六	一〇七・七	一〇六・五	四四一・六	九六	九六	九六	九六	九六	
				一一一・五	一〇一・四	九八・八	九八・五	三七五・二	九六	九六	九六	九六	九六	
地方	河川	測水所	種別	平均平水流量三・六〇立方米以下の月總量					計	利用百分率				
				五月	六月	七月	八月	計		五月	六月	七月	八月	全期間
同	黒川	古味	昭往平均 昭和九年 前二者の比	一〇九・八	九六・六	一〇七・七	一〇六・五	四四一・六	九六	九六	九六	九六	九六	
				一一一・五	一〇一・四	九八・八	九八・五	三七五・二	九六	九六	九六	九六	九六	

(第三表の三)

地方	種別	昭往平均					計	昭和九年					全期間
		五月	六月	七月	八月	計		五月	六月	七月	八月	全期間	
四國地方總平均	昭往平均	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
		九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
四國地方總平均	昭和九年	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
		九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
四國地方總平均	前二者の比	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
		九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三

三、湯水の状況

(A) 九州地方  
九州地方に於て昭和九年夏季に於て利用百分率の最低を示せるは川内川の八月に於ける四三%にして耳川に於ける同月の五三%之に亞ぐ、之を該箇所の既往の最低と比較するに川内川の最低利用百分率は昭和六年六月の七八%にして、耳川に於ては昭和六年及八年の六月に於ける八六%なるを以て、此等利用百分率の昭和九年度の減少額は實に川内川に於ては三五%、耳川に於ては三六%の減少を示せり。換

言せば昭和九年度の湯水は川内川に於ては既往最低の約五割五分に當り、耳川に於ては約六割二分に相當す。  
今之を表示すれば次表の如し  
九州地方に於ける昭和九年に最も湯水せる測水所  
川内川宮人測水所(第一表の三参照)  
昭和九年の利用百分率の最低 四三%(八月發生)  
既往の利用百分率の最低 七八%(昭和六年六月發生)  
前二者の差 三五%

前二者の比

五五%

前項に述べたるものは箇々の測水所に就てのものなれども更に九州地方全區域に於ける測水所の既往各月の平均値に付之を抽出するときは左表の如し。

(イ) 九州地方に於ける測水中最低を示したるものの各月の既往平均利用百分率と昭和九年との比較(第二表の三参照)  
昭和九年に最低を示したる測水所 川内川宮人測水所  
同上の發生せる月 八月  
昭和九年の利用百分率の最低 四三%  
既往平均利用百分率 九七%  
前二者の比 四四%

(ロ) 九州地方の各月の總平均利用百分率と昭和九年との比較(第二表の七参照)  
昭和九年に最低を示したる月 八月  
同年の同月平均利用百分率の最低 六五%  
既往の同月平均利用百分率 九八%  
前二者の比 六六%

(B) 四國地方

四國地方に於ては昭和九年夏季に於ける利用百分率の最低は面河川の八月に於ける三八%にして吉野川の同月に於ける四六%之に亞ぐ、之を該箇所における既往の最低と比較するときは面河川の利用百分率は昭和六年六月の六一%にして、吉野川の昭和五年六月の五三%之に次ぐ、而して此等利用百分率の昭和九年の減少額は實に面河川に於て一三%、吉野川に於ては七%を示せり。  
換言せば面河川に於ては昭和九年の利用百分率は同川に於ては既往最低の約六割二分に當り、吉野川に於ては約八割七分に相當す。

今之を表示すれば左表の如し

四國地方に於ける昭和九年に最も湯水せる測水所  
面河川仕出測水所(第一表の八参照)  
昭和九年の利用百分率の最低 三八%(八月發生)  
既往利用百分率の最低 六一%(昭和六年六月發生)  
前二者の差 二三%  
前二者の比 六二%

前項に述べたるものは箇々の測水所に就てのものなれども更に四國地方全區域に於ける測水所の既往各月の平均値に付之を抽出するときは次表の如し。  
(イ) 四國地方に於ける測水中最低を示したるものの各月の既往平均利用百分率と昭和九年との比較(第三表の二参照)  
昭和九年に最低を示したる測水所 面河川仕出測水所  
同上の發生せる月 八月  
昭和九年の利用百分率の最低 三八%  
既往平均利用百分率 九三%  
前二者の比 四一%

(ロ) 四國地方の各月の總平均利用百分率と昭和九年との比較(第三表の四参照)  
昭和九年度に最低を示したる月 八月  
同年の同月平均利用百分率の最低 五七%  
既往の同月平均利用百分率 九四%  
前二者の比 六一%

以上述べたる所を要言すれば九州地方に於ける昭和九年の湯水は八月に最低を來し箇々の測水所に就き考察するときは既往の利用百分率最

本邦電氣界

低のものに比し其の五五%となり之を全測水所の各月の既往平均利用率最低と對比するときは其の四四%となり更に進んで全測水所の各月の總平均利用率に對比するときは六六%となる。

四國地方に於ては九州地方と同様八月に最低を來し箇々の測水所に就ては既往の利用率最低のものに對比し六二%となり之を全測水所の各月の平均利用率最低と對比するときは四一%となり、更に進んで全測水所の各月の總平均利用率に對比するときは六一%となる。

最後に之を四國、九州地方兩地方に就き考究するときは箇々の測水所に於ては前述の如く九州は最低を示すと雖も各測水所各月の平均又は一地方の總平均に就きては四國、九州地方何れも大差なき測水状態なりしを知る。

第六章 建議 陳情

東京市の電柱税創設計畫廢止に關する建議

昭和十年九月十八日

- 社團法人 電氣協會 會長 池尾 芳藏
- 社團法人 帝國鐵道協會 會長 杉浦宗三郎
- 社團法人 鐵道同志會 會長 根津嘉一郎

東京市長 牛塚虎太郎殿

電柱税創設計畫廢止に關する建議

電氣事業若は鐵道軌道事業は公益企業にして文化の發達、産業振興

の原動力たるは敢て多言を要せず故に國家は地方鐵道補助法を制定して地方鐵道の配當を補償し或は鐵道、軌道用地の地租を免除し或は又都市計畫事業に於て受益者負擔金を免除する等之れか保護助長を爲せり然るに之に對し電柱税を賦課する者あり斯くの如きは國家の助成政策と矛盾するものにして洵に遺憾に堪へざる所に有之候

仄聞する所に依れば東京市に於ては電燈電力用電柱並軌道用電柱に對し其の基本敷を調査せられ居る趣の所右は電柱税創設計畫に基くものならんかと斯業者實に恟々として不安に驅られ居る次第に候地方鐵道、軌道は國家の交通機關として重大なる使命を有するに拘らず經濟界の不況と自動車進出とに因り經營頗る困難に陥り其の使命とする鐵道、軌道事業のみにては到底其の任務を全ふする能はず各種の副業を營み以て主體事業を助成しつつあり而して昭和七年市域擴張以來法人の公課は益加重せられ軌道税及道路占用料の負擔亦輕からず此の秋に於て新たに電柱税を賦課することあらんか忽ち甚大なる打撃を蒙り延ては交通事業の經營を危殆ならしめ其の發達を阻害するに至るのみならず元來軌道税を賦課せる場合に於て其の目的、效用が共通不可分の軌道用電柱に對し電柱税を賦課するが如きは是れ實に二重課税にして苛斂誅求の誹を免れざるものと存候

東北、九州地方發電所送電線建設豫定計畫に關する願出

昭和十年九月二十三日

- 社團法人 電氣協會 會長 池尾 芳藏
- 內務大臣 後藤 文夫 殿
- 逓信大臣 望月 圭介 殿

[昭和十一年電氣年鑑]

東北、九州地方發電所送電線建設豫定計畫に關する件

將來の電力需用を想像し之に對應して開設すべき發電所、送電線路の順位並に年次を豫定するは電氣事業計畫上極めて緊要なる次第なるは申す迄もなき儀にして本會に於ても夙に茲に鑑み發電水力開發調査會ニテ調査研究シ關東、中部、近畿地方に就きては昨年八月同會の成案を貴覽に供し候次第に有之候其の他の地方に就きては引續き同會にて調査研究中の處此程その中東北、九州兩地方に關する成案別冊の通に有之候に付ては將來發電水力開發に關する御處理に際しては本調査の主旨御採納相成度奉懇願候

電氣用品取締規則案及電氣工事人取締規則案に關する願出

標廻州規則案に付ては本會は曩きに當局より内示を受け各支部、電氣關係法規調査委員會、電氣用品檢定調査委員會等と協議を遂げ、左記の通り希望事項を上申したり

昭和十年八月八日

- 社團法人 電氣協會
- 逓信省電氣局長 清水 順治 殿

電氣用品取締規則案及電氣工事人取締規則案に關する件

右に付御内示を蒙り難有存候別紙は協會の理事會等に附議する際なかりしも關係者に諮りたるものに有之取急ぎ貴覽に供し候に付希望事項等は出來得る限り御採擇相煩度奉懇願候 敬具

電氣用品取締規則案に關する件

一、御諒解を得置き度き事項

(一) 逓信省の型式承認を経たるものにて電氣事業者が箇々の用

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

- (イ) 購入検査
- (ロ) 電氣需用者に使用の承諾を爲すに付き必要なる検査
- (ハ) 器具容量の試験認定
- (ニ) 購入すべき型式の指定
- (ホ) 電氣需用者に使用の承諾を爲す型式の指定
- (ヘ) 送電上實際に於て危険ありと認めたるときは逓信省の型式承認を経たるものにて其の使用を拒否するは差支なし
- (二) 電氣機器製造工場の見察に部分品の製造を爲すに留まるもの頗る多く別に其の部分品を綜合して一定の機器を製作する工場あり、今若し是等の部分品工場を本規定に依り取締るものとせば種々の點に於て設備萬端不完全にして到底逓信省の認定工場たることを得ざるべく延いて本規程の實施に依り多數の失業を生ずるの虞あり、本規則の趣旨も亦是等部分品工場は取締より除外せらるるものと存せられ
- (三) 希望事項
  - (一) 電氣用品型式承認に要する時日を可成短縮せらるる様取計らはれたし
  - (二) 右業務は東京の外、大阪名古屋福岡等に於ても行はるる様にせられたし
  - (三) 將來の實情に應じ電氣用品檢定業務の如く國務と直接關係なく事業者の利害と最も密接の關係あるものは當協會に於て之を取扱はしめらるる様考慮せられ度し
  - (四) 電氣用品の規格は曩に電氣協會に於て作成せる電氣用品試驗規格に依られ度し
  - (五) 本規則の實施に當りては現に市場に在る電氣用品並製造業

[昭和十一年電氣年鑑]

- (六) 者の在庫品に關し苛酷に失せざる様取計らはれ度し  
陸軍、海軍等より特に指定せられたるもの及輸出品等は第三條の但書に依り處理せられ度し
- (七) 尙ほ但書を適用するものは之を公示又は内示せられたし  
製造業者は其の商策上、新型式の製品に付きては其の賣出の時期まで秘密取扱をなす場合多きが故に此の點を考慮の上第十四條の運用上特別の斟酌ありたし
- (八) 別表中一般的に試験品提出數量を原案より相當少くせられたし

第一號表

- 一、備考に於て導體の太さの種類を三乃至五に大別し其の類別毎に一型式として取扱ふ旨規定し従つて原案の備考は削除、但し線の太さ毎に試料を提出するも差支なし
  - 二、「鉛被電線」を「ゴム絶縁鉛被電線」(六〇〇ヴォルト以下に使用するもの)と訂正し「型式の別」中(四)の項を削除せられたし
  - 三、キャブタイヤ線及ネオン管燈用電線は權威ある仕様書あるものに限り型式承認を行はれたし
  - 四、「キャブタイヤ線」を「キャブタイヤ線(六〇〇ヴォルト以下に使用するもの)」に訂正せられたし
  - 五、ネオン管燈用電線の欄中(四)の項を削除せられたし
- 第二號表
- 一、導體の切斷面積の項を削除し備考を第一號表と同様に訂正せられたし
- 第三號表
- 一、備考に於て厚管、薄管毎に徑の種類を三乃至五に大別し其の別毎に一型式として取扱ふ旨規定せられたし

第四號表

- 一、備考に於て定格電流を
 

三〇A以下	三〇A超過	六〇A以下
六〇A超過	一〇〇A以下	

 の三種に類別し各類別毎に一型式として取扱ふ旨規定せられたし
- 第五號表
- 一、表中「五割増」とを「三割増」に訂正せられたし
  - 二、特殊場所を使用する両開閉器及電磁開閉器等は表より除外せられたし
- 第六號表
- 一、特殊點滅器の欄中「動作温度」とあるを「動作温度の範圍」に訂正せられたし
  - 二、備考一、を削除せられたし(二重定格の爲に餘分に手数料を徴收せざることを)
- 第七號表
- 一、備考一、を削除せられたし(二重定格の爲に餘分に手数料を徴收せざることを)
- 第八號表
- 一、備考の一、二を削除せられたし(中間口出又は自動装置の有る爲に餘分に手数料を取らざることを)
- 第九號表
- 一、備考一、二を削除せられたし(申請書に記載するだけにて可なる如くなし餘分に手数料を取らざることを)
- 第十號表
- 一、備考の一、二を削除せられたし

第十一號表

- 一、表中(一)、(二)、(三)及び(七)の「寸法」を削除せられたし
- 二、備考を削除せられたし

電氣工事人取締規則案に關する件

- 一、政府に於て電氣工事人を取締られんとする御趣旨には素より異存なし
- 二、然れども電氣事業者に屬する従事員には本令を適用するの必要なきのみならず夥しく繁雜なる手数を増加する次第なるを以て本令は電氣事業者に屬する電氣工事従業員には適用せざること致され度し
- 三、第十二條に於て工事人は配線圖を添へ工事概要を關係電氣事業者に「通知すべし」とある處電氣事業者は素と電氣事業法施行規則第六十六條に規定する全責任を負ふものなるに依り工事人は單に通知を爲すに止まらず「豫め關係事業者に協議すべし」と修正あり度し
- 四、附則に於て本令施行の際現に工事人の業に従事する者は本令施行の日より三月内に通信局長に履歴書等を提出すべしとあるも遠隔の地に在る者其他比較的官廳に對する手續等に不馴れの者多き當事者に三月の期間は短きに失すと存せらるるに付六月程度に延長せられ度し
- 五、其他
  - (イ) 第一條の「電氣工事」及「電氣工事に従事する者」の範圍は之を實際に運用する場合頗る判明を缺くに付速かに適當の方法を以て明示せられたし
  - 例へば如何なる範圍までを手傳人或は補助人と見るや等又簡易

本邦電氣界

なる手直し或は修理工事等を電氣工事と見るや等

- (ロ) 第四條第一項及第二項に依る試験免除者中に實地の經驗を有する者を加へ電氣事業主任技術者資格檢定と同一の方針に依られ度し

- (ハ) 八丈島、小笠原島、壹岐、對馬、宮古島、喜界島等交通不便の地に在る工事人の試験に付ては通信省技術官出張所其他を利用し便宜の方法に依らるることに致され度し

- (ニ) 本令の運用に關し技術指針の如きものを作成せらるる場合は當協會へ諮問せられ度し

- (ホ) 工事人の試験委員には實際の工事に體驗を有し工事人の訓練に習熟せる民間權威者を加へられ度し

(以下は十年八月十四日追加提出)

電氣事業者は其の施設する電氣工作物に付財産保全の必要より細心の注意を爲すべきは勿論、電路の安全を認めたる上に非ざれば送電し得ざる法令上の義務を負ふ次第なるを以て其の所屬の電氣工事従事員の採用、訓練並に配屬等には格段の注意を加へ居る次第に有之候殊に學識のみならず實地の經驗にも重きを置き需用家に對する應待に就ても留意せしめ又工事以外の事項に付ても需用家の迷惑とならざる様注意せしめ單に技術上工事に増能なる者を直ちに工事の責任者たらしむるが如きことなく危険又は格別重要な工事には高級職員をして工事の監督を爲さしめ居る次第に御座候

惟ふに目今緊急監督の要あるは電氣事業者に屬せざる工事請負人に於ては昭和三年八月二十三日當協會より懇請致候趣旨も亦是に存する儀に有之等は法令に依る資格の設定に依り利する所少からずとも認めらるる次第に御座候

右様の次第に付電氣工事人取締規則の適用は電氣事業者に屬する者

を除外せらるる方時宜に適すと存せられ兼に其旨申出たる儀に付御  
賢察有之度候 以上

電氣事業助成並に共同作業所用電力工事費  
助成に關し東北支部の陳情

東北地方の冷害凶作の救済事業と關聯して、電氣事業助成並に共  
同作業所用電力工事費助成は極めて緊要のことなりとし、本會東北  
支部に於ては種々講究を遂げたる結果今回左記陳情書を夫々の關係  
方面に提出したり

電氣事業助成に關する陳情

東北の地は天恵に乏しく、數年毎に昨年の如き冷害凶作に遭遇し、加  
ふるに積年に亘る不況に依り最近産業界、經濟界の不振は極度に達し  
其の疲弊困憊言語に絶するものあり、此の秋に當り政府は東北振興調  
査會を設置し眞に東北振興の根本的對策を講ぜられんとす、誠に時宜  
に適し感激に堪へざる所なり

東北の振興は固より産業の振興に俟つべく、就中一般工業、農村工  
業の徹底的普及發達を計るより途なく此等の進展には廉價にして豊富  
なる電力の解決が最も緊要なるものと信ず

我が國の電氣事業の現状は約五百萬「キロ」の發電力を有し其の投下  
資本約五十億圓に達し、其の利用範圍も一層擴大せられ今後の發電力  
増加の趨勢は益々顯著なり、而して此れが施設經營の良否は一國産業  
の盛衰に影響する處極て甚大なり、然るに我が東北の現状は發電力十  
三萬「キロ」其の投下資本二億七千萬圓にして其の面積人口に於て全國  
的に比し如何に電氣事業の發達遅々たるか又如何に高價なる電力を使  
用するかを窺知すると同時に、地方産業の不振を物語りて餘りあるも  
のあり

由來東北地方に於ける電氣事業は概ね規模小にして其の建設費極め  
て高價となり、其の施設は局部的に止まる狀況にありしと雖も、今や  
電氣事業者は相互に密接なる關係を生じ又其の設備も漸く飽和の狀態  
に達し一大變換期に臨めり、故に今後事業者は局部的利害に拘泥せず  
眞に國民經濟に照應すべく、統制あり秩序ある事業設備を爲し、以て  
事業の圓滿なる進展を期すべき秋なり、即ち國家百年の大局よりして  
有利大規模なる水利地點を開發し大發電所を施設すると共に東北六縣  
下の中樞部を連絡する幹線動脈たる送電線路を架設し、既設小發電  
所を整理改廢し重復する豫備設備を離脱し、各地方の特異なる需用を  
重復綜合して負荷率を向上せしめ依つて以て事業設備を有利に利用し  
發電原價を低減し安價なる電力を供給し産業の進展を期すべきなり

然るに斯の如き大規模發電と長距離送電には巨額の資本を要するは  
勿論況んや低廉なる電力を農工業者に供給し東北産業振興の根幹たら  
しめんとす、到底民間營利會社の處期する處にあらず、宜しく國家自  
ら之が事業管理の陣頭に起ちて政府自ら出資をなし、發電所を起し送  
電線路を建設し或は半官半民の會社を設立し之が遂行に當らしめざれ  
ば其の實現を期待するを得ざると共に到底東北地方の産業開發、經濟  
振興を期するを得ざるものなり、斯の如き計畫は獨り我が國のみなら  
ず英、佛、獨等諸外國に於ては期せずして各發電、送電事業の國家管  
理の計畫或は實行を爲せる狀態なり

本計畫に依る發電力は東北の現状よりしても過去の實績よりしても  
最小十萬「キロ」(數ヶ所を合して)を必要とし、其の實現の鳴け唯に匡  
救事業たるのみならず安價にして豊富なる電力は東北地方の勞力費の  
低廉と相俟つて必ずや大工業の勃興は勿論農村工業、家内工業の普及  
發達期して俟つべく、又實に水力開發は一日早ければ一日の利あり、  
一滴多ければ一滴の利あり而も其の惠澤を永く子孫に残すべきものに

〔昭和十一年電氣年〕

して誠に有意義のものなり

東北振興調査會に於かれても天然資源に乏しく氣候風土に恵まれず  
産業不振、經濟力薄弱なる東北地方の爲め此れが實現に努力せられん  
ことを切望する次第なり

昭和十年二月十五日

社團法人電氣協會

東北支部長 小林 久治

東北振興調査會々長並に各委員  
管内各地方長官 宛 各通

共同作業所用電力工事費助成に關する陳情

東北地方冷害凶作の救済事業として富察三井、三菱の指定寄附二百  
萬圓と政府の共同作業助成金とを合して冷害凶作激甚なる地方に約  
五千個所の共同作業施設せらるるを聞き誠に時宜に適し凶作地方民  
の齊しく感謝する所なり

由來東北の電氣事業者は多年農村電化問題を研究し農村の振興は農  
村工業、農村副業の徹底的躍進に俟つより途なく、従つて農村電化の  
緊要なることを痛感し漸く計畫を樹立して其の實行を望まんとせり、  
然るに今般の共同作業所は農村電化の魁とも云ふべく電氣事業者とし  
ては相當の犠牲を拂ひ其の電化實現に努力せんとするも其の施設場所  
は主として農山漁村僻地の地にして之を電化するには長距離の配電線  
路を必要とし此の負擔を電氣事業者又は需用者に求むることは實に困  
難の問題なり、加ふるに需用者は凶作激甚の地にて若干の負擔金をも  
不可能の狀態にあるものなり、依りて此の際東北振興調査會に於かれ  
ては凶作應急對策として共同作業所電化に必要な配電線路及同附屬  
工事費全額を國庫補助せらるる様何分の御配慮を切望する次第でありま

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

す 右陳情す

昭和十年二月十五日

社團法人電氣協會東北支部

支部長 小林 久治

東北振興調査會々長並に各委員  
管内各地方長官 宛 各通

電柱稅附加稅の不均一課稅並制限外課稅に  
關する東北支部の陳情

陳情書

東北地方に於ける電氣事業は此處數年來著しき進歩發達を見るに至  
れるも一般電氣利用の程度關東、關西地方に比し未だ比肩の域に達せ  
ず益々其利用と電力の普及を計り以て文化の向上、産業の開發促進に  
努めざるべからざる秋に御座候、幸ひ政府に於ては東北振興調査會を  
設置し東北振興の爲め種々の施設に付研究相成居り又電氣事業者に於  
ても電氣事業本來の使命に鑑み只管設備の改善營業費の輕減を計り以  
て遍く文明利器の普及に努めつつあるは素より電氣事業者の執るべき  
途なりと雖も亦洵に刻下の急務にして國家の爲め欣快に堪へざる所に  
御座候

惟ふに貴縣電氣事業者は未供給區域に於ける農村への供給に甚大の  
便益を興へんがため今日迄屢々電柱稅の撤廢乃至輕減方に付貴縣當局  
へ陳情仕候得共遺憾ながら未だ願意御聽許無之各電氣事業者は何れも  
是等農村に對する電燈は勿論農村電化用大小動力の供給に付至大の苦  
心を致居候、然るに最近貴縣内市町村に於ては財政逼迫の理由を以て  
電柱稅附加稅率を増加せんとし課稅率を不均一ならしむるに止まらず

〔昭和十一年電氣年〕

尙ほ進んで制限外課税を徴せんが爲め許可申請を爲す向増加の傾向あるは甚だ遺憾に堪へざる所に御座候  
 前述せる如く電氣事業者は未供給區域の供給、農村電化、各種農家の副業、發達の爲め努力居致候秋に當り如斯不均一課税並制限外課税の如きは重課は電氣事業發達を阻害するのみならず延いて之が需用者に對する負擔を増加せしむる困となり今後發展せんとする貴縣産業の進路を阻止するは明にして此點篤と御覽察被下貴縣事業者の苦衷に垂憐賜り電柱税附加税の不均一課税並制限外課税は申請あるも之が御許可無之様請みて及陳情候

昭和十年八月二十八日

社団法人電氣協會東北支部

支部長理事 加 勢 清 雄

岩手縣知事 石 黒 英 彦 殿  
 新潟縣知事 宮 脇 梅 吉 殿  
 山形縣知事 金 森 太 郎 殿  
 秋田縣知事 兒 玉 政 介 殿

各 通

一般電氣供給事業者に對し預金部融資の特典

典與方に関する東北支部の陳情

昨秋我東北地方に襲來せし冷害による農村の窮乏は洵に同情に價するものあり之が影響は各種事業に多大の打撃を與へ我が電氣事業界に於ても事業の進展を阻害せられたるのみならず料金徴收の不能遲延休廢燈の増加等幾多の支障を來し此需要逆轉の趨勢は事業者の齊しく苦惱とする所なり茲に於て東北振興の聲奮然として起り各地に於ける救済資金の募集となり鐵道路電氣事業其他工事を興して人夫の積極的使役を計劃實施せらるる等幾多の應急策を講ぜらるるに至り遂に政府

に於ては東北振興調査會を設置せられ目下營々として其對策の考究に全力を傾注せられ居る有様なり然れども我東北地方は他の地方に異り區域の甚大なるに反し人口の濃度頗る稀薄にして地方を飽はすべき産業甚だ少なく農業は一毛作の地域廣大にして一年を通じ殆ど其半歳は活動の自由を奪はるるが如き積弊の季節あり従つて電燈電力事業共に工費の負擔徒に大なるに反し之によりて得る處の收入頗る少額にして其收支の點に於ては平素に於ても既に相償はざるものあるに此不況時に際會しては益々經營上に困難を感じつつあるの現況なり而して之が原因を探究するに當り最も緊要なるものは資金の運用にして資金運用の要諦は金利の奈何にあるは論を俟たざるものなり

現在我々業者の運用資金の拂込株金以上に多額の借入金又は社債に依るものにして借入金又は社債の利息は各事業者により差ありと雖も何れも相當高率の負擔に苦しみつつあるの現況にして之を低利に兼替える事は經營者にとりて日夜苦心の存する所なり

幸にして大藏省預金部に於ては低利資金貸出の制度あるも之が貸付に對しては預金部普通地方資金融通規則により制限を設けられ電氣事業は齊しく公共事業なるに拘はらず獨り公營電氣事業者のみに之が恩典を附與せられ居る現狀なり

就ては此特典を一般事業者にも擴大せられ現在の社債借入金を之に借替ゆることに依り其支拂利息を輕減すると共に此利幅を以て諸般施設の改善需要優遇に充當するを得ば茲に始めて事業者は今日の窮狀より脱却して健全なる經營を爲すことを得るに至るべきを信じて疑はざるなり

願くは此窮境に同情を寄せられ大藏省預部金融資の特典を一般事業者にも頒與せらるる様特別の御詮議賜はり度此段奉願上候

昭和十年八月廿八日

社団法人電氣協會東北支部  
 支部長理事 加 勢 清 雄  
 逓信大臣 床次竹二郎殿  
 内務大臣 後 藤 文 夫 殿  
 大藏大臣 高 橋 是 清 殿

各 宛

東北電氣鐵道、軌道會社に對し低利の資金の融資方に関する東北支部の陳情

我東北を國內の他地方に比するに甚大なる地積を有するも人口稀薄にして文化山村に著からず加ふるに頻々として襲來する冷害水害雪害等のため東北地區を擧げて悲惨困憊の極に達し全國の同情を仰ぎて僅かに果卵の危きを保てる現狀なり仍て政府に於ては遂に東北振興調査會を設立せられ之が救済の實を擧げんとして目下孜々之が成案に努力せられつゝあり

一般の事業此の如き沈淪の中にありて最も危殆に瀕せるは東北地方の我電氣事業にして之が内容を検討するに乘客貨物の輸送に對する運賃收入の減少も亦見逃すべからざるものなるも最も憂慮に堪へざるものは建設資金に對する借入金の高利率なるに歸すと云ふべく試に全國の地方鐵道及軌道の借入金利率平均五分四厘なるに對し東北地方は六分八厘の高率にあるは顯著なる實例なり

各事業者に於ては經營の合理化に向つて夙夜研究を重ね實行に邁進し居ると雖も既に極度に切り詰りたる現狀は如何とも打開の途なく最早一に前借入金利率の引下を俟つの外施すべき手段を見出す能はず幸にして大藏省預金部に地方融資の制度を設けられ居るも公營事業者に限られ同一の事業を經營しながら此恩典に浴する能はざるは洵に遺憾に堪へざるものなり

本邦電氣界 第一編 電燈電力

願くは此特典を一般電氣事業經營者にも擴大せられ現在の借入金を之に借替することに依り其支拂利息を輕減せらるるときは此利幅は諸般施設の改善となり乘客貨物の優遇となり茲に始めて事業者は今日の窮境より脱却して愁眉を開くことを得るものなり

昭和十年八月廿八日

社団法人電氣協會東北支部  
 支部長理事 加 勢 清 雄

逓信大臣 床次竹二郎殿  
 鐵道大臣 内 田 信 也 殿  
 大藏大臣 高 橋 是 清 殿  
 内務大臣 後 藤 文 夫 殿

各 通

東北振興發電株式會社に関する東北支部の陳情

陳 情 書

東北振興に關する發電計畫に就ては度々陳情致置候處今般當支部に於て要綱作成致候に付電力開發計畫の場合は左記事項の趣旨御採用願度重ねて及陳情候也

昭和十年八月十日

電氣協會東北支部

支部長理事 加 勢 清 雄

東北振興調査會

會長、副會長、幹事、委員其他宛(各通)

計畫要項

- 一、名稱 東北振興發電株式會社
- 二、組織 北官半民の特殊會社
- 三、目的
  - (イ) 東北振興の爲め豊富且つ經濟的電力の開發
  - (ロ) 他の電氣事業者に送電を依託し又は其委託による電力輸送並に是等に關聯して必要なる事業を營む
- 四、資本金 四千萬元
- 五、建設費概要
  - 發電設備 二七、〇〇〇、〇〇〇圓
  - 水力發電所 內譯

開發地點	最大出力KW	工事費單價	發電所建設原價
田澤湖	10,000	一KW當り	10,000,000圓
阿武隈川	50,000	一KW當り	13,750,000圓
計	60,000		23,750,000圓

設置地點	最大出力KW	工事費單價	發電所建設原價
未定四ヶ所程度分	10,000	一KW當り	10,000,000圓
送電設備	一回線	一桿	一六、〇〇〇圓
電壓六六KV	二回線	一桿	一六、〇〇〇圓
變電設備	一五〇、〇〇〇KVA	一キロ	二五圓
豫備費			一、二五〇、〇〇〇圓

合計

四〇、〇〇〇、〇〇〇圓

- 六、既設電氣事業者との關係
  - (イ) 株式の二分の一以上を政府の出資とすること
  - (ロ) 其他を東北六縣に於ける縣々に事業者に優先的に株式の引受を爲さしむること
  - (ハ) 電力の供給は既設事業者を經由すること
  - (ニ) 政府は其持株に對して或期間全部又は一部の利益配當を受けざることを
  - (ホ) 本開發により電力は農村工業、農事電化及工業の發展に資する爲め低廉なる料金を以て供給すること 以上

東北振興電力會社設立に關する本會東北支部の陳情

東北振興電力會社設立に關し東北支部は茲に昭和十年八月十日附陳情書を提出せるが、今回又重て左記の通り陳情する所ありたり

東北振興に關し貴調査會に於ては之が對策に付種々適切なる御高配に預り候段感謝の至に奉存候  
然る處去る昭和十年九月十七日御發表の東北振興電力會社案は茲に弊支部よりの陳情に對比較候時は既設電氣事業者にとり相當考慮を要すべき點有之特に左記二項は當業者として最も必要なる重點と存候に付將來同會社設立に際しては本陳情の趣旨御參酌の上御詮議相願度重ねて及陳情候也

- 一、東北振興電力會社の發生電力は總て既設電氣事業者に供給し餘剩は東北興業會社の工業用に供給するものとす

二、水利權の特許に關しては實情に氣み緩和的の取扱を望む  
昭和十年十一月十九日

右

社團法人電氣協會東北支部  
支部長理事 加 勢 清 雄

東北振興調査會會長  
岡 田 啓 介 殿

發電用水車税に關する陳情

豫て群馬縣に於て徵收せらるる發電用水車税に關しては本會も屢々當局に對し其れが撤廢方陳情せし處なるが、今尙之れが徵收を繼續せらるるは遺憾の極なりと謂ふべし。本會は同縣關係支部、當業者とも協調の上左記の通り陳情書を提出したり

昭和十一年一月十日

社團法人電氣協會

會長 池 尾 芳 藏

內務大臣 後藤文夫殿  
大藏大臣 高橋是清殿 各 通

發電用水車に關する件

發電用水車税を賦課するは産業の基本たる動力に課税するものなるのみならず河川水利使用料と重複の負擔となり其の妥當ならざることハ夙に政府に於ても之を御認め相成たる次第にして其の趣は茲に大藏內務兩當局より各地方長官にも通達せられたるやに仄聞致し居り候又右通達當時課税中の二、三府縣に於て右主旨に則り隨時之を廢止せられたる實例も有之候

然るに群馬縣に於ては今尙之を徵收せられつゝあるは洵に遺憾に堪

本邦電氣界

第一編 電燈電力

へる次第に候

申すまでもなく電氣事業者に對する賦課は發電原價に影響し延いて産業の發達を阻害するの虞ある次第に有之此際群馬縣に於ける發電用水車への課税は速に之を廢せらるる様特に御詮議相願し度此段奉應願候也

河川道路等の工事施行の場合之に關係ある鐵道、軌道業者に對する措置及損害の補償に關する陳情

標題の事項は電氣鐵道業者にとりては極めて緊要なる事項なり、本會は別項理事會の決議を経て今回左の通り陳情したり

昭和十一年一月十日

社團法人電氣協會

會長 池 尾 芳 藏

內務大臣 後藤文夫殿

(外に各府縣知事及六大都市々長宛提出せり)

道路の路線及河川、運河の事業を御決定相成候場合鐵道、軌道線路又は自動車道路に關係ある事項に就ては從來其の工事御着手の際或は工事一部御施行後に於て當該關係者に御協議相成居候次第に有之候處斯くては適當なる交叉施設を爲すに遺憾尠からず候のみならず時日切迫の爲關係者側として當然の交叉施設を提議致候にも拘はらず之が費用は豫算に計上なきこと或は豫算僅少なること又は交叉地點の直前迄工事竣工せること等を理由とせられ交通事業者として保安上忍び難き施設を以て強要せられ又は其費用負擔の止むを得ざる場合多々有之事業經營上甚だ困却致居候實狀に御座候就ては向後斯る事態に對しては是非共豫め相當餘裕を置き當該關係者に對し御協議相願ふと共に當然



製菓業	九四・五	九七・八	九八・四	一〇〇・五	一一一・四	一一三・〇	一一三・〇	一一三・八	一一三・九
鐵鋼業	一一四・九	一一六・二	一一七・八	一一七・〇	一一七・〇	一一七・一	一一七・一	一一七・一	一一七・一
電氣機器製造業	一一三・三	一一四・四	一一四・四	一一四・四	一一四・四	一一四・四	一一四・四	一一四・四	一一四・四
機械器具製造業	一一三・一	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
船舶業	一一三・一	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇	一一三・〇
石油業	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一
石炭業	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一
印刷業	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一
使用電力量總計	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一

工場鑛山使用電力量指數 (昭和十年)(其二)

各月一日平均	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年
一月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
二月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
三月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
四月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
五月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
六月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
七月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
八月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
九月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
十月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
十一月	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七
昭和八年平均	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七	一一三・七

[昭和十年電氣年一十和昭]

船舶業	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一
石炭業	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一
石油業	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一
印刷業	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一
使用電力量總計	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一	一一三・一

第八章 許可發電水力統計一覽

一、府縣別水力使用許可地點一覽表

(昭和九年十二月末現在)

(各府縣別並水素別(單位理論キロ))

(逕信省電氣局水力課)

府縣別	地點數	理論水力(KW)	地點數	理論水力(KW)	地點數	理論水力(KW)
北海道	五	一五、七三三	三	九、九七五	七	二、四七五
青森道	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
秋田縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
山形縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
岩手縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
宮城縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
福島縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
新潟縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
長野縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
群馬縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
茨城縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
埼玉縣	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
東京府	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
神奈川府	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三
奈良府	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三

[昭和十年電氣年一十和昭]

本邦電氣界 第一節 電燈電力







本邦電氣界

第一篇 電燈電力

白河川	伊東川	仁科川	山津川	興津川	狩野川	澗野川	富野川	安野川	都野川	太野川	天野川	豐野川	矢野川	庄野川	木野川	三野川	荒野川	胎野川	阿賀野川	信濃川	早野川	海野川	青野川	田野川	羽野川	戸野川
1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550

(昭和十一年電氣年報)

中赤川	赤石川	道良川	能代川	雄物川	子吉川	白雲川	吹浦川	奈曾川	日向川	最上川	小國川	大國川	花北川	川尻川	久那川	那珂川	利根川	夷根川	小老川	養老川	荒瀬川	多摩川	八丈川	大賀川	相模川	酒匂川	芦子川	早川	白川	門川
1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	
1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	
1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	

(昭和十一年電氣年報)

第一篇 電燈電力



本邦電氣界

第一篇 電燈電力

雄	肝	菱	福	廣	清	大	名	一	小	耳	五	祝	北	番	大	大	八	安	桂	驛	山	今	遠	名	那	關	重	蒼	中	加	國	肢	岩	益	松	渡
屬	田	島	戶	武	津	貫	丸	瀧	子	匠	野	分	坂	岐	館	國	賀	島	珂	信	社	山	茂	領	松	野	田									
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	

六五

[昭和十一年電氣年鑑]

仁	鏡	國	物	安	名	伊	安	奈	吉	那	穴	岡	吉	勝	野	香	佐	大	阿	岩	小	八	太	西	沼	芦	高	旭	吉	千	揖	市	加	芦	武	猪
深	分	部	藝	尾	井	木	利	良	賀	哈	潮	野	浦	根	東	波	井	武	國	幡	田	篠	田	梁	井	種	保	古	屋	庫	名					
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

第一篇 電燈電力

六四

[昭和十一年電氣年鑑]

本邦電気界

第一篇 電燈電力

府縣名	型				可動堰 <small>(可動堰が主なる設備をなすもの)</small>
	重力堰堤	土堰堤	扶壁堰堤	可動堰	
長野	一	五	一	二	一
宮崎	三	三	一	一	一
群馬	五	一	一	一	一
廣島	三	一	一	一	一
北陸	二	一	一	一	一
新潟	二	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
京都	二	一	一	一	一
海					
長崎	一	一	一	一	一
大分	一	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一	一
山形	一	一	一	一	一
山梨	一	一	一	一	一
石川	一	一	一	一	一
福井	一	一	一	一	一
静岡	一	一	一	一	一
愛知	一	一	一	一	一
秋田	一	一	一	一	一
田	一	一	一	一	一

六七

[昭和十一年電氣年鑑]

第九章 發電水力用堰堤調

(昭和九年十二月末現在)

一、總貯水量一〇萬立方メートル以上のもの

前表により大水系の包蔵する水力を列記すれば、信濃川水系の平水基準に於て一〇九萬キロワットを第一とし、阿賀野川水系の一〇六萬キロワット、木曾川水系八八萬キロワット、利根川水系五九萬キロワット、天龍川水系五一萬キロワット、黒部川水系四三萬キロワット、庄川水系三六萬キロワット、神通川水系三六萬キロワット、富士川水系三二萬キロワット等に次ぐ。

水系名	總貯水量 (立方メートル)	発電可能出力 (キロワット)
信濃川	1,215,791	109,000
阿賀野川	1,215,791	106,000
木曾川	1,215,791	88,000
利根川	1,215,791	59,000
天龍川	1,215,791	51,000
黒部川	1,215,791	43,000
庄川	1,215,791	36,000
神通川	1,215,791	36,000
富士川	1,215,791	32,000

府縣名	電燈電力
高須城	11,700
新本	11,700
網掛	11,700
別府	11,700
思賀	11,700
甲斐	11,700
神岡	11,700
萬川	11,700
廣川	11,700
水原	11,700
永球	11,700
緑島	11,700
白旗	11,700
大地	11,700
津部	11,700
下津	11,700
大津	11,700
矢部	11,700
筑後	11,700
筑前	11,700
千代田	11,700
本郷	11,700
郡山	11,700
玉川	11,700
松島	11,700
佐野	11,700
加茂	11,700
栗原	11,700
安房	11,700
阿住	11,700

六六

[昭和十一年電氣年鑑]

















三、原動力別發電力 (單位KW)

供給鐵道特供給及鐵道特供及鐵道

內燃	落成		未落成		計	
	計	力	計	力	計	力
總計	一,七〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇

准用自家用官應用自家用其他自家用

內燃	落成		未落成		計	
	計	力	計	力	計	力
總計	一,九〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇

總計

四、原動力別發電所數

落成 未落成 計

內燃	汽力	水力	合計
一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
計	計	計	計
一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇

五、原動力別發電量 (單位KW H)

落成 未落成 計

內燃	汽力	水力	合計
一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
計	計	計	計
一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇

六、電氣事業資產及負債狀況

借方

鐵道	特供	供給	株主勘定		固定資産	特種資産及	流動資産	前期繰越損失	合計
			未拂込資本金	資本金					
一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(昭和十一年電氣年報)

本邦電氣界

損益狀況

利益

鐵道	特供	供給	株主勘定		引當勘定	社債	前期繰越利益	合計
			未拂込資本金	資本金				
一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(昭和十一年電氣年報)

供給事業利益

電燈料	11,180,041	電力料	11,180,041	電燈其他料金	11,180,041	供給雜益	11,180,041	小計	32,760,123	他事業利益	3,276,012	經常利益	36,036,135	臨時利益	9,320,710	合計	45,356,845
供給事業損失	1,118,041	電氣鐵道費	1,118,041	兼業費	1,118,041	經常損失	1,118,041	臨時損失	1,118,041	合計	3,276,012	經常利益	36,036,135	臨時利益	9,320,710	合計	45,356,845

八、電燈需要狀況

需用家數	11,180,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
總數の内(定額)	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
定額燈取附K(W)數	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
從量燈供給K(W)時數(KWH)	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
一需用家平均總燈數	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
總燈數の内(定額)	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
定額取附W(W)	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
從量燈一日當供給K(W)時數(KWH)	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
現在世帯數	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
現住人口	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041
現在一世帯平均需用家數	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041

〔昭和十一年電氣年〕

九、六大都市別電燈需要狀況

東京	1,118,041	大阪	1,118,041	京都	1,118,041	名古屋	1,118,041	神戸	1,118,041	横濱	1,118,041
總數	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041

一〇、電力需要狀況

東京	1,118,041	大阪	1,118,041	京都	1,118,041	名古屋	1,118,041	神戸	1,118,041	横濱	1,118,041
發電所	1,118,041	變電所	1,118,041	送電線	1,118,041	地線中送	1,118,041	電線空路配	1,118,041	地線中配	1,118,041
合計	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041	從量	1,118,041	定額	1,118,041

〔昭和十一年電氣年〕

本邦電氣界 第一篇 電燈電力

第十一章 昭和十年電氣事業一覽

○新設事業

(逕信省電氣事業月報に據る)  
(昭和十年中に新に事業經營の許可を受けたるもの)

月別地方事業名	目的又は電氣鐵道の種類	供給區域、供給關係又は軌道經過地概略	原動力	電氣力	資本	事務所の位置	備考
一月 福岡	九州共同火力發電株式會社	受電事業者三井礦山、熊本電氣、東邦電力、東洋工業、供給地點、鹿野、工業供給地點、鹿野、(自)社、港、電所及東區變電所	汽力	常時 120,000	1,000,000	東京市日本橋區室町二丁目一ノ一	
三月 石川 出口 出外二名	特定電力	受電事業者 小松電氣 (小松電氣) 相瀧變電所	水力	最大 3,000	1,000,000	東京市麹町區富士見町二ノ五	
石川 電氣株式會社	特定電力	受電事業者 金澤市 (自)社、第一發電所	水力	常時 600	300,000	石川郡鶴來町四ノ五	
發起人 小堀 定 信外七名	特定電力	受電事業者 會津電力 (會津電力) 鶴沼川發電所	水力	最大 3,000	2,000,000	東京市京橋區寶町一丁目	
四月 福島 日本電氣工業株式會社	特定電力	供給地點 會津電力 (會津電力) 鶴沼川發電所	水力	最大 3,000	2,000,000	東京市日本橋區小傳町三丁目青葉ビル内	
五月 北海道 興尻島電氣株式會社	電燈電力	受電事業者 庄川水力電氣 (自)社、第一發電所	水力	最大 4,000	2,000,000	富山市總曲輪三九〇ノ一	
發起人 伊藤仁作外六名	電燈電力	供給地點 廣瀬川發電所 (自)社、白山發電所	水力	最大 1,500	500,000	東京市麹町區丸ノ内二ノ二	
六月 富山 日本拓業株式會社	特定電力	受電事業者 東京電燈 (自)社、今渡發電所	水力	最大 7,000	3,000,000	東京市麹町區丸ノ内一ノ六	
七月 群馬 廣瀬川電力株式會社	特定電力	供給地點 廣瀬川發電所 (自)社、白山發電所	水力	最大 1,500	500,000	金澤市石浦町一ノ一	
石川 手取川水力電氣株式會社	特定電力	供給地點 廣瀬川發電所 (自)社、白山發電所	水力	最大 7,000	3,000,000	東京市麹町區丸ノ内一ノ六	
八月 岐阜 愛岐水力株式會社	特定電力	供給地點 廣瀬川發電所 (自)社、白山發電所	水力	最大 7,000	3,000,000	東京市麹町區丸ノ内一ノ六	

○開業事業

(昭和十年新に事業を開始したるもの)

月別地方事業名	目的又は電氣鐵道の種類	供給區域、供給關係又は軌道經過地概略	原動力	電氣力	資本	事務所の位置	備考
十二月 和歌山 三尾川水力電氣株式會社	電燈電力	供給地點 三尾川水力電氣株式會社	水力	最大 300	300,000	東牟婁郡三尾川村	
發起人 坂本三三郎外六名	電燈電力	供給地點 三尾川水力電氣株式會社	水力	最大 300	300,000	東牟婁郡三尾川村	
長崎 黒瀬電燈株式會社	電燈電力	供給地點 黒瀬電燈株式會社	水力	最大 300	300,000	西彼杵郡黒瀬村	
一月 東京 御嶽登山鐵道株式會社	電氣鐵道	自西多摩郡三田村字瀧本四八三ノイ號至同郡三田村大字御嶽山字富士峰一七	受電	常時 100	1,000,000	東京市日本橋區馬喰町四ノ八	客年十二月中に開業
石川 石川電力株式會社	特定電力	供給地點 坂尻發電所 (自)社、坂尻發電所	水力	常時 300	300,000	石川郡鶴來町カ	客年十二月中に開業
五月 福岡 九州共同火力發電株式會社	特定電力	供給地點 鹿野、工業供給地點、鹿野、(自)社、港、電所及東區變電所	汽力	最大 120,000	1,000,000	東京市日本橋區室町二丁目一ノ一	
七月 群馬 廣瀬川電力株式會社	特定電力	供給地點 廣瀬川發電所 (自)社、白山發電所	水力	最大 1,500	500,000	東京市麹町區丸ノ内二ノ二	
石川 出口 出外二名	特定電力	供給地點 小松電氣 (小松電氣) 相瀧變電所	水力	最大 3,000	1,000,000	東京市麹町區富士見町二ノ五	
十一月 静岡 第二富士電力株式會社	特定電力	供給地點 湯山發電所 (自)社、湯山發電所	水力	最大 3,000	10,000,000	東京市麹町區丸ノ内一丁目六ノ一	

○供給區域擴張及軌道延長

(昭和十年中供給區域擴張又は軌道延長の許可を受けたるもの)

月別地方事業名	供給區域擴張又は軌道延長	備考
二月 秋田 雄勝鐵道株式會社	軌道延長 自雄勝郡西馬音内町西馬音内字中野至同郡元西馬音内村西馬音内廻字上石地蔵	

本邦電氣界

第一篇 電燈電力





Table listing electric power companies and projects by month from August to December. Columns include month, company name, project name, location, and power capacity (e.g., 八戸市大字... 雙葉郡大堀村).

Table listing electric power companies and projects by month from January to December. Columns include month, company name, project name, location, and power capacity (e.g., 神奈川 東京電燈株式會社).

Table listing electric power companies and projects by month from January to December. Columns include month, company name, project name, location, and power capacity (e.g., 一月 富山 高岡電燈株式會社).

五月	北海道	奥尻島電氣株式會社	釣懸川	奥尻郡奥尻村大字釣懸村字釣懸澤三八一	釣懸川	常時	一、七〇〇				
		靜岡	天龍電氣株式會社	岡	周智郡氣多村豐岡字石切渡五七〇	天龍川水系	常時	一、九〇〇			
		富山	庄川水力電氣株式會社	大	牧	東礪波郡利賀村	常時	三、八〇〇			
		長野	長野電燈株式會社	里	島	長野市大字西長野字里島七四九	常時	一、八〇〇			
			木曾川電力株式會社	小	川	西筑摩郡上松町大字小川字小田野三五六三ノ二	常時	二、〇〇〇			
		岐阜	揖斐川電氣株式會社	川	上	揖斐郡坂内村大字川上字品橋	常時	三、〇〇〇			
		六月	山形	鶴岡水力電氣株式會社	落	合	三	東田川郡本郷村大字本郷字向平二七ノ	最上川水系	常時	一、七〇〇
			群馬	群馬水電株式會社	川	中	吾妻郡岩島村大字松谷字御座敷二、四八六	常時	三、〇〇〇		
			富山	飛越電氣株式會社	第	二	久婦須川	神戶郡卯花村相谷字山葵	常時	一、六〇〇	
				日本拓業株式會社	第	一	東礪波郡中野村大字中野新字宮島	常時	二、〇〇〇		
					第	二	東礪波郡般若村大字安川字東一	常時	三、〇〇〇		
		七月	石川	手取川水力電氣株式會社	白	山	石川郡河内村字白山レ九、一〇、一一	手取川水系	常時	一、八〇〇	
			福井	勝山電力株式會社	第	四	大野郡平泉寺村平泉寺第二二三字辨ヶ岩六	九頭龍川水系	常時	一、三〇〇	

本邦電氣界

		長野	矢作水力株式會社	豐	下伊那郡豊村大字寶木字巾川	天龍川支流	常時	六、〇〇〇			
		京都	京都電燈株式會社	宮	津	與謝郡宮津町大字波路苗代谷七七〇外五〇筆	和知野川	常時	一〇、〇〇〇		
			山口山	口	縣	小	瀨川	常時	八、〇〇〇		
		八月	群馬	東京電燈株式會社	原	町	第一	吾妻郡原町字立石一、三九七丙ノ一	利根川水系	常時	一、三〇〇
			長野	梓川電力株式會社	澤	渡	南安曇郡安曇村霞澤國有林第四、四六〇番	常時	一、三〇〇		
			岐阜	愛岐水力株式會社	今	渡	三	可兒郡今渡町大字今渡字西野二、七九	常時	一、九〇〇	
			兵庫	兵庫	縣	安	積	宍粟郡神戸村安積字上垣内七五五	常時	一、三〇〇	
				佐賀	東邦電力株式會社	第	六	川上川	佐賀郡小關村	常時	一、六〇〇
		九月	新潟	佐渡水力電氣株式會社	梅	津	第二	佐渡郡加茂村大字梅津字大山澤二、三九六ノ一五	梅津川水系	常時	一、三〇〇
			鳥取	山陽水力電氣株式會社	芦	津	八頭郡智頭町大字芦津字岸ノ上七四三	千代川水系	常時	一、八〇〇	
		十二月	宮城	宮	縣	關	刈田郡七ヶ宿村字關	阿武隈川水系	常時	一、〇〇〇	
			福島	平電力株式會社	小	玉	川	石城郡永戸村大字下永井字銅屋場二五〇	夏井川水系	常時	一、九〇〇
			東京	電燈株式會社	小	野	川	耶麻郡檜原村字澤山	阿賀野川水系	常時	一、〇〇〇

月別地方	事業者名	發電所名	發電所位置	原動力	電力	備考
十二月	福島 東信電氣株式會社	新郷	河沼郡新郷村大字鹽坪字根唐卷九二〇	阿賀川水系	常時 尖頭 三、〇〇〇 最大尖頭 二、〇〇〇	
	新潟 中央電氣株式會社	第二大谷	中頸城郡關山村大字大谷	荒川水系	特殊 七、五〇〇	
	静岡 大井川電力株式會社	小山	榛原郡上川根村奥泉	大井川水系	常時 一、〇〇〇	東京電燈ノ既設小山發電所ヲ譲受ケタルモノ
	長野 木曾川電力株式會社	日義	西筑摩郡日義村字箱淵	木曾川水系	常時 七、七〇〇	
	香川 島電氣株式會社	直島	香川郡直島村甲一、三二二六	内燃力	常時 三	
〇落成發電所 (昭和十年中落成使用の認可を受けたるもの)						
一月	青森 大湊水電株式會社	大湊火力	下北郡田名部町大字田名部字海老川二五ノ六	汽力	常時 四、〇〇〇	許可出力は常時四八〇KWなるも上記の如く制限せらる
	栃木 古河石炭鑛業株式會社	細尾第四	上都賀郡日光町大字日光字上ノ代一、七二五	大谷川	特殊 二、〇〇〇	一部落成假使用認可
	長野 木曾發電株式會社	妻籠	西筑摩郡吾妻村字尾又七六九	木曾川水系	特殊 一、六九〇	
	愛知 中部電力株式會社	阿摺	東加茂郡阿摺村大字大河原字銚子一六ノ一	矢作川水系	常時 二、〇〇〇 最大尖頭 四、〇〇〇	
	高知 安喜水力電氣株式會社	轟	安藝郡北川村大字久木字下谷口六九九、七〇〇合併地	奈半利川	特殊 四、〇〇〇	客年十二月中に假使用認可のもの
	廣島 廣島電氣株式會社	下山	山縣郡中野村大字細見字下山二九三	瀧山	常時 尖頭 一〇、〇〇〇 最大尖頭 四、〇〇〇	

二月	新潟 湯黒部川電力	姫川第六	西頸城郡小瀧村大字大瀧字尾卷一〇六九一	姫川水系	常時 二、九〇〇	九年十二月中に假使用認可のもの
	鹿兒島 鹿兒島電氣	浸	始良郡牧園村大字宿窪字湯ノ段四、二二五	新川水系	常時 一、八〇〇	同
三月	靜岡 大河内電燈株式會社	本	安倍郡大河内村有東木字渡木一四ノ四	安倍川水系	特殊 五、九〇〇	假使用認可
	熊本 球磨川電氣株式會社	田迎	球磨郡水上村大字江代字田迎	球磨川	特殊 一、九〇〇	假使用認可
四月	香川 四國水力電氣株式會社	東濱	高松市松島町八〇	汽力	常時 一、九〇〇	四月中に假使用認可
五月	富山 高岡電燈株式會社	下井澤	婦負郡鹿野村下井澤下馬渡	牛ヶ首川	特殊 三、〇〇〇	假使用認可
	長野 木曾川電力株式會社	小川	西筑摩郡上松町大字小川字小田野三五六三ノ二	小曾川水系	常時 三	舊小川水力電氣ノモノ
六月	新潟 中央電氣株式會社	早川	西頸城郡大和川村大字梶屋敷字向川原一〇六〇	早川	特殊 一、七〇〇	假使用認可
	廣島 廣島電氣株式會社	堤	山縣郡中野村大字細見字下山二九二ノ三八	太田川水系	特殊 二、〇〇〇	五月中に假使用認可
	熊本 熊本電氣株式會社	第川邊	球磨郡四浦村字六磨五四〇	川邊川	特殊 四、〇〇〇	假使用認可
七月	群馬 廣瀬川電力株式會社	廣瀬川	勢多郡南陽村大字荒巻字森林二四〇	利根川水系	特殊 一、五〇〇	自家用を變更
	石川 出口出外二名	中宮	石川郡吉野谷村中宮オノ六	手取川水系	常時 八、八〇〇	假使用認可
	岐阜 中部電力株式會社	明知川	惠那郡串原村字川ヶ渡二四五六ノ一	矢作川水系	最大尖頭 二、〇〇〇	假使用認可
八月	新潟 中央電氣株式會社	角間	西頸城郡上早川村大字角間字サカブタイ一三三六	早川水系	常時 一、〇〇〇	假使用認可
九月	福島 二本松電氣株式會社	小玉川	石城郡水戸村大字下水井字銅屋場二五〇	夏井川水系	常時 一、九〇〇	假使用認可
	長野 安曇電氣株式會社	姫川第二	長野縣北安曇郡南山谷村安ヨコフスベ	姫川水系	常時 六、二〇〇	八月中に假使用認可

月別	地方	事業名	發電所名	原動力	既設出力	變更出力	備考
十月	鳥取	因幡水力電氣株式會社	來見野	八頭郡若櫻町大字赤松字家ノ平一三二	常時 二,〇〇〇	假使用認可	
	愛媛	四國中央電力株式會社	新居濱	新居郡新居濱町	常時 二,〇〇〇	假使用認可	
	愛媛	四國中央電力株式會社	新居濱	新居郡新居濱町	常時 二,〇〇〇	假使用認可	
	愛媛	四國中央電力株式會社	新居濱	新居郡新居濱町	常時 二,〇〇〇	假使用認可	
十月	北海道	釧路ノ上水力電氣株式會社	濁川	紋別郡濁ノ上村北二線東一號	常時 三〇〇	假使用認可	
	靜岡	第二富士電力株式會社	湯山	藤原郡上川根村大字千頭一番ノ三 千頭御料地	常時 三〇〇	假使用認可	
	鳥根	都萬電氣株式會社	豫備火力	穩地郡都萬村大字都萬字鷹野一、七七三ノ 一、七七五ノ一合併地	常時 三〇〇	假使用認可	
	鹿兒島	日本水電株式會社	川内	薩摩郡川内町大字宮里字清水三、〇五一ノ 口	常時 三〇〇	假使用認可	
十二月	北海道	大日本電力株式會社	江別火力	札幌郡江別町字對雁二、三、四、五、六、 七、八及一八、七九ノ各番地	常時 三〇〇	假使用認可	
	岩手	三陸水電株式會社	川内	下閉伊郡川井村	常時 三〇〇	假使用認可	
	福島	日本電氣工業株式會社	湯野上	南會津郡江川村大字湯野上字掃川乙、一、 一、一九	常時 三〇〇	假使用認可	
	岐阜	揖斐川電氣株式會社	川上	揖斐郡坂内村大字川上字品橋一、〇三八	常時 三〇〇	假使用認可	
	愛知	大同電力株式會社	笹戸	東加茂郡旭村大字笹戸字平畑二七	常時 三〇〇	假使用認可	
	鳥根	都萬電氣株式會社	内燃力	穩地郡都萬村大字都萬字鷹野 一、七七三ノ一、 一、七七五ノ一合併地	常時 三〇〇	假使用認可	

○發電所出力變更 (昭和十年中發電所の出力を變更したるもの)

其の二 (昭和十年月別中出力變更ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルモ未落成ノモノ)

月別	地方	事業名	發電所名	原動力	既設出力	變更出力	備考
二月	鹿兒島	球磨川電氣株式會社	月野水	最特 三〇〇	最特 三〇〇	假使用認可	
三月	愛知	大同電力株式會社	笹戸水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
四月	富山	高岡電燈株式會社	成子第二水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
			成子水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
			五平定水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
			四津屋水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
五月	北海道	幌滿川水力電氣株式會社	幌滿川水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
	岐阜	中部電力株式會社	明知川水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
	愛知	東邦電力株式會社	名古屋屋汽	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
六月	山形	大日本電力株式會社	見水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
	福島	日本産業株式會社	木戸川水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	
		日本電氣工業株式會社	湯野上水	常時 三〇〇	常時 三〇〇	假使用認可	

本邦電氣界

第一節 電燈電力

六月	新潟中央電氣株式會社	角間水	力	常時	二〇〇	常時	二〇〇	
	石川出口	出外二名中宮水	力	常時	二〇〇	常時	二〇〇	
七月	鹿兒島球磨川電氣株式會社	月野水	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	北海道釧路川水電株式會社	瓦斯子力田内燃	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	福島二本松電氣株式會社	小玉川水	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
八月	愛媛四國中央電力株式會社	新居濱汽	力	常時	二、五〇〇	常時	二、五〇〇	
	北海道帝國電力株式會社	大沼第二水	力	常時	六〇〇	常時	六〇〇	
	神奈川東京電燈株式會社	鶴見汽	力	常時	二、〇〇〇	常時	二、〇〇〇	
	岐阜關西電力株式會社	瀬戸第二水	力	常時	九、七〇〇	常時	九、七〇〇	
	島取因幡水力電氣株式會社	來見野水	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	福岡九州電氣軌道株式會社	大門汽	力	常時	二、〇〇〇	常時	二、〇〇〇	
	沖繩名護電燈株式會社	内名燃	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	

備註：本發電所は既設鶴見第一及未落成鶴見第二を合一し名稱を變更せるもの  
 備に限り充當す

九月	静岡伊豆水力電氣株式會社	白田川水	力	常時	八、四〇〇	常時	八、四〇〇	
	第二富士電力株式會社	湯山水	力	常時	一〇、〇〇〇	常時	一〇、〇〇〇	
	奈良宇治川電氣株式會社	長殿水	力	常時	五、〇〇〇	常時	五、〇〇〇	
	徳島合同電氣株式會社	徳島火力汽	力	常時	八、〇〇〇	常時	八、〇〇〇	
	香川四國水力電氣株式會社	堀江汽	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
十月	福島東部電力株式會社	日橋川水	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	香川四國水力電氣株式會社	堀江汽	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	大分九州水力電氣株式會社	三芳水	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	宮崎神都電氣興業株式會社	野尻水	力	常時	九、〇〇〇	常時	九、〇〇〇	
十一月	北海道木古内村外二村水力電氣組合	頃内水	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	富山高岡電燈株式會社	薄島水	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	大阪大坂市	安治川汽	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
	宮崎住友吉左衛門塚	原水	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	
十二月	北海道遠別電氣株式會社	遠別内燃	力	常時	一、〇〇〇	常時	一、〇〇〇	

十二月	福島新濁電力株式會社	奥川第二水	力	常時	3,800	常時	3,800
"	静岡東京電燈株式會社	梅木水	力	常時	4,000	常時	4,000
"	京都京都電燈株式會社	宮津第二汽	力	常時	10,000	常時	10,000
"	"	宮津汽	力	補給	3,000	補給	3,000
"	德島貞光電力株式會社	一宇水	力	常時	1,200	常時	1,200
"	"	宇水	力	常時	1,200	常時	1,200
"	福岡九州共同火力發電株式會社	港	力	常時	11,000	最大尖頭	11,000
"	宮崎南那珂郡十六ヶ町村組合	廣渡川水	力	常時	4,000	常時	4,000
"	"	廣渡川水	力	常時	4,000	常時	4,000
二月	三重合同電氣株式會社	津火力汽	力	補給	3,000	補給	3,000
"	愛媛伊豫鐵道電氣株式會社	今治火力汽	力	補給	3,000	補給	3,000
三月	神奈川東京電燈株式會社	鶴見第一汽	力	補給	3,000	補給	3,000
"	福岡九州電氣軌道株式會社	小倉汽	力	常時	10,000	常時	10,000
"	"	大門汽	力	常時	12,000	常時	12,000
"	大分九州水力電氣株式會社	新沈鹽水	力	常時	2,000	常時	2,000
"	鹿兒島大島電氣株式會社	住用川第二水	力	常時	2,000	常時	2,000

其の二 (昭和十年月別中出力變更工事落成シタルモノ)

備考  
九年十二月中に假使用認可のもの  
九年十二月中に假使用認可のもの  
一年中に假使用認可

四月	奈良合同電氣株式會社	上狛汽	力	補給	1,000	補給	1,000	
"	和歌山	御坊第二汽	力	補給	1,000	補給	1,000	
"	"	琴ノ浦汽	力	補給	7,000	補給	7,000	
"	岡山山陽中央水電株式會社	入水	力	常時	4,000	常時	4,000	
五月	新潟東信電氣株式會社	鹿瀬水	力	常時	10,000	常時	10,000	
"	"	豐實水	力	常時	11,000	常時	11,000	
"	"	長野大同電力株式會社	桃山水	力	常時	10,000	常時	10,000
"	"	大桑水	力	常時	4,000	常時	4,000	
"	"	讀書水	力	常時	11,000	常時	11,000	
"	"	賤母水	力	常時	11,000	常時	11,000	
六月	北海道北海水力電氣株式會社	一ノ澤水	力	常時	1,300	常時	1,300	
"	山形鶴岡水力電氣株式會社	行澤水	力	常時	5,000	常時	5,000	
"	福島福島電燈株式會社	追原第二水	力	常時	6,000	常時	6,000	
"	會津電力株式會社	鶴沼川水	力	常時	3,000	常時	3,000	
"	新潟中央電氣株式會社	關山水	力	常時	8,000	常時	8,000	

琴ノ浦、上狛、御坊、手平、御坊第二各發電所の豫備計七、〇〇〇を以て本發電所の機械豫備に充當す

落合發電所落成後變更

六月新潟中央電氣株式會社

群馬群馬水電株式會社

長野諏訪電氣株式會社

高知四國中央電力株式會社

福岡九州共同火力發電株式會社

岩手盛岡電燈株式會社

山形福島電燈株式會社

新潟中央電氣株式會社

岐阜東邦電力株式會社

北海道出雲電氣株式會社

長野東信電氣株式會社

力

力

力

力

力

力

力

力

力

力

力

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

1011

變更許可出力  
最大一三、〇〇〇五月中に假使用認可  
變更許可出力  
最大四一、〇〇〇の内に第一期工事落成五月中に假使用認可

七月長野東信電氣株式會社

岐阜濃飛電力株式會社

山口山口電氣株式會社

八月秋田大日本電力株式會社

東京東京電燈株式會社

神奈川神奈川電氣株式會社

長野諏訪電氣株式會社

愛知東邦電力株式會社

兵庫合同電氣株式會社

山口山口電氣株式會社

熊本熊本電氣株式會社

力

力

力

力

力

力

力

力

力

力

力

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

常時尖頭  
一、〇〇〇

假使用認可

鶴見發電所第一期變更工事落成後

假使用認可

六月中に假使用認可

1010



九月	新潟	佐渡水力電氣株式會社	加茂	茂内	燃	力	常時	3,000	補給	1,000	梅津第二發電所使用開始後八月中旬に許可せられたるもの
兵庫	山陽中央水電株式會社	飾磨	第三	汽	力	常時	4,000	常時	5,000		
岡山	中國合同電氣株式會社	勝山	第一	水	力	常時	2,000	常時	2,000		
十月	北海道	道南電氣株式會社	見	市	水	力	常時	1,000	常時	1,000	
富山	立山水力電氣株式會社	白	萩	水	力	常時	1,000	常時	1,000		
愛知	中部電力株式會社	大	濱	汽	力	常時	6,000	補給	1,000		
大阪	南海鐵道株式會社	水	分	水	力	常時	3,000	常時	3,000		
廣島	廣島電氣株式會社	坂	分	汽	力	常時	5,000	補給	1,000		
鹿兒島	日本水電株式會社	加	世	田	汽	力	4,000	補給	1,000		
十一月	北海道	利尻水力電氣株式會社	瀧	ノ	川	水	力	常時	8,000		
福島	荒川電力株式會社	鹽	ノ	川	水	力	常時	8,000	常時	8,000	
神奈川	日本電力株式會社	三	枚	橋	水	力	常時	1,000	常時	1,000	
大阪	關西共同火力發電株式會社	尼	崎	第一	汽	力	常時	1,000	常時	1,000	
高知	四國中央電力株式會社	高	敷	水	力	常時	2,000	常時	2,000		
廣島	廣島電氣株式會社	加	計	水	力	常時	7,000	常時	7,000		
山口	山口	縣	宇	部	第二	汽	力	常時	3,000		

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

十一月	宮崎	大淀川水力電氣株式會社	大	淀	川	第一	水	力	常時	7,000	常時	7,000			
十二月	北海道	釧路川水電株式會社	弟	子	田	内	燃	力	常時	7,000	常時	7,000			
山形	鶴岡水力電氣株式會社	行	澤	水	力	常時	5,000	常時	5,000						
愛知	東邦電力株式會社	名	古	屋	汽	力	常時	10,000	補給	1,000					
京都	大同電力株式會社	市	上	水	力	常時	4,000	常時	4,000						
大阪	大同電力株式會社	毛	馬	上	水	力	常時	4,000	常時	4,000					
德島	合同電氣株式會社	小	松	島	火力	力	常時	1,000	補給	1,000					
福岡	九州共同火力發電株式會社	港	山	水	汽	力	常時	2,000	常時	2,000					
大分	九州水力電氣株式會社	湯	山	水	汽	力	常時	3,000	常時	3,000					
鹿兒島	球磨川電氣株式會社	月	野	水	力	常時	2,000	常時	2,000						
沖繩	名護電燈株式會社	名	護	内	燃	力	常時	1,000	常時	1,000					
三月	地方	事業	者	名	發	電	所	名	原	動	力	電	氣	力	備
三月	岩手	盛岡電燈株式會社	長	川	水	力	常時	5,000	常時	5,000					
東京	氷川電氣株式會社	水	根	澤	水	力	常時	3,000	常時	3,000					

四月	宮崎	岩井谷川	常時	六
五月	長野	伊那電氣株式會社	常時	七
六月	長野	伊那電氣株式會社	常時	七
七月	岐阜	岐阜電氣株式會社	常時	八
八月	岐阜	岐阜電氣株式會社	常時	八
九月	三重	三重電氣株式會社	常時	九
十月	廣島	廣島電氣株式會社	常時	一〇
十一月	香川	香川電氣株式會社	常時	一一
十二月	福島	二本松電氣株式會社	常時	一二

八月中に廢止許可を受けたるもの未落成

十二月	福島	二本松電氣株式會社	常時	一、九〇〇
十一月	香川	香川電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
十月	廣島	廣島電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
九月	三重	三重電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
八月	岐阜	岐阜電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
七月	岐阜	岐阜電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
六月	長野	伊那電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
五月	長野	伊那電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
四月	宮崎	岩井谷川	常時	一、〇〇〇

平電力に譲渡するもの  
大井川電力に譲渡するもの  
新設直島發電所完成後廢止するもの

本邦電氣界 第一篇 電燈電力

三月	静岡	中部電力株式會社	常時	一、〇〇〇
二月	石川	小松電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
一月	金澤	金澤電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
十二月	福井	三國電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
十一月	愛媛	伊豫鐵道電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
十月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
九月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
八月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
七月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
六月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
五月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
四月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
三月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
二月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇
一月	福岡	福岡電氣株式會社	常時	一、〇〇〇

新設直島發電所完成後廢止するもの  
大井川電力に譲渡するもの  
平電力に譲渡するもの

五月	秋田	盛岡電燈株式會社	大(自社)	岩瀨	山本	受電	所力	常時	1,200	新規	1,200
五月	富山	日本海電氣株式會社	愛富	本	發山	電	所縣	常時	1,200	新規	1,200
五月	高知	土佐電氣株式會社	(自社)	高	岩屋	知川	所縣	常時	1,200	新規	1,200
五月	伊豫	鐵道電氣株式會社	岩屋	佐川	發	電	所氣	常時	1,200	新規	1,200
六月	福岡	九州共同火力發電株式會社	(自社)	九	州	發	所力	常時	1,200	新規	1,200
六月	北海道	北海電力電氣株式會社	尻別	第一	發	電	所紙	常時	1,200	新規	1,200
六月	神奈川	東京橫濱電鐵株式會社	(自社)	東	白	幡	所證	常時	1,200	新規	1,200
六月	富山	庄川水力電氣株式會社	第一	本	發	電	所業	常時	1,200	新規	1,200
七月	福島	日立電力株式會社	小	玉	川	第一	所力	常時	1,200	新規	1,200
七月	平	電力株式會社	小	二	玉	川	所氣	常時	1,200	新規	1,200
七月	栃木	鬼怒川水力電氣株式會社	五	十	里	木	所縣	常時	1,200	新規	1,200
七月	群馬	東京電燈株式會社	廣	廣	川	發	所力	常時	1,200	新規	1,200
七月	石川	金澤電氣軌道株式會社	白	手	取	山	所氣	常時	1,200	新規	1,200

八月	東京	目黒蒲田電鐵株式會社	(自社)	東	田	國	所證	常時	1,200	新規	1,200
八月	神奈川	東京橫濱電鐵株式會社	(自社)	東	高	島	所證	常時	1,200	新規	1,200
八月	長野	長野電鐵株式會社	上	高	井	都	所氣	常時	1,200	新規	1,200
八月	兵庫	宇治川電氣株式會社	神	崎	本	變	所力	常時	1,200	新規	1,200
八月	日本	電力株式會社	(自社)	日	本	變	所氣	常時	1,200	新規	1,200
八月	佐賀	肥前電氣株式會社	藤	津	郡	野	所氣	常時	1,200	新規	1,200
八月	福岡	筑後電氣株式會社	石	井	水	發	所氣	常時	1,200	新規	1,200
九月	靜岡	伊東水力電氣株式會社	白	伊	田	川	所氣	常時	1,200	新規	1,200
九月	靜岡	河津川水力電氣株式會社	白	伊	田	川	所氣	常時	1,200	新規	1,200
九月	富山	富山電氣鐵道株式會社	(自社)	日	本	海	所氣	常時	1,200	新規	1,200
九月	福島	東京電燈株式會社	(自社)	東	小	山	所力	常時	1,200	新規	1,200
九月	栃木	東部電力株式會社	關	東	小	山	所力	常時	1,200	新規	1,200
九月	岐阜	大同電力株式會社	關	東	小	山	所力	常時	1,200	新規	1,200
九月	位山	電氣株式會社	(自社)	飛	關	東	所力	常時	1,200	新規	1,200

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

会社名	所在地	事業	出力	備註
愛知東邦電力株式会社	名古屋	電燈電力	10,000	従来特時
石川大聖寺川水電株式会社	石川	水力電燈	2,000	従来特時
福岡九州水力電氣株式会社	福岡	水力電燈	1,000	従来特時
福島東部電力株式会社	福島	水力電燈	1,000	従来特時
岐阜東邦電力株式会社	岐阜	水力電燈	1,000	従来特時
高知四國水電株式会社	高知	水力電燈	1,000	従来特時
伊豫鐵道電氣株式会社	伊豫	水力電燈	1,000	従来特時
岡山山陽中央水電株式会社	岡山	水力電燈	1,000	従来特時
福岡九州水力電氣株式会社	福岡	水力電燈	1,000	従来特時
宮崎延岡電氣株式会社	宮崎	水力電燈	1,000	従来特時
十一月宮崎九州送電株式会社	宮崎	送電	1,000	特時
十二月栃木東京電燈株式会社	栃木	電燈	1,000	特時
静岡大井川電力株式会社	静岡	水力電燈	1,000	特時
東京電燈株式会社	東京	電燈	1,000	特時
東邦電力株式会社	東京	電燈	1,000	特時
中部電力株式会社	中部	電燈	1,000	特時
富山小松電氣株式会社	富山	水力電燈	1,000	特時
福井南越電氣株式会社	福井	水力電燈	1,000	特時
愛知東邦電力株式会社	愛知	電燈	1,000	特時
中部電力株式会社	中部	電燈	1,000	特時
兵庫阪神急行電鐵株式会社	兵庫	電氣	1,000	特時
和歌山南海水力電氣株式会社	和歌山	水力電燈	1,000	特時

昭和十一年電氣年報

第一篇 電燈電力

会社名	所在地	事業	出力	備註
愛知東邦電力株式会社	名古屋	電燈電力	10,000	従来特時
石川大聖寺川水電株式会社	石川	水力電燈	2,000	従来特時
福岡九州水力電氣株式会社	福岡	水力電燈	1,000	従来特時
福島東部電力株式会社	福島	水力電燈	1,000	従来特時
岐阜東邦電力株式会社	岐阜	水力電燈	1,000	従来特時
高知四國水電株式会社	高知	水力電燈	1,000	従来特時
伊豫鐵道電氣株式会社	伊豫	水力電燈	1,000	従来特時
岡山山陽中央水電株式会社	岡山	水力電燈	1,000	従来特時
福岡九州水力電氣株式会社	福岡	水力電燈	1,000	従来特時
宮崎延岡電氣株式会社	宮崎	水力電燈	1,000	従来特時
九月九州高田井送電株式会社	九州	送電	1,000	特時
右二地合出力	右二地	合出力	1,000	特時
右二地合出力	右二地	合出力	1,000	特時
右二地合出力	右二地	合出力	1,000	特時
右二地合出力	右二地	合出力	1,000	特時
右二地合出力	右二地	合出力	1,000	特時

昭和十一年電氣年報

月別	地方	事業者名	供給事業者及受電地點	電	氣	備	考
二月	北海道	生田原電氣株式會社	上生田	常時	電力	從來常時	
二月	新潟	新潟電力株式會社	鹿沼	常時	電力	從來常時	
二月	福井	矢作水力株式會社	西勝原	常時	電力	從來常時	
二月	愛知	鳳來寺鐵道株式會社	矢作	常時	電力	從來常時	
三月	東京	東京王電氣軌道株式會社	立川	常時	電力	從來常時	
三月	富山	高岡電燈株式會社	高岡	常時	電力	從來常時	
三月	福岡	大牟田電氣軌道株式會社	東(自)白	常時	電力	從來常時	
三月	大分	豐後電氣株式會社	九洲	常時	電力	從來常時	
四月	東京	青梅電氣鐵道株式會社	立川	常時	電力	從來常時	
四月	山梨	山梨西電力株式會社	釜無川	常時	電力	從來常時	
五月	德島	合同電氣株式會社	一貞	常時	電力	從來常時	
五月	宮崎	南那珂郡十六ヶ町村組合	南下北	常時	電力	從來常時	

月別	地方	事業者名	供給事業者及受電地點	電	氣	備	考
五月	福井	越前電氣株式會社	武生	常時	電力	從來常時	
五月	大阪	信貴生駒電鐵株式會社	枚方	常時	電力	從來常時	
五月	和歌山	南海鐵道株式會社	(自)紀	常時	電力	從來常時	
五月	鹿兒島	南那珂郡十六箇町村組合	日(自)本	常時	電力	從來常時	
五月	新潟	新潟電力株式會社	東(自)多	常時	電力	從來常時	
五月	東京	高尾登山鐵道株式會社	東(自)多	常時	電力	從來常時	
五月	富山	日本海電氣株式會社	野(自)積	常時	電力	從來常時	
五月	石川	金澤電氣軌道株式會社	高(自)澤	常時	電力	從來常時	
五月	岐阜	妻木電氣株式會社	中(自)龍	常時	電力	從來常時	
五月	愛知	豐橋電氣株式會社	中(自)田	常時	電力	從來常時	
五月	京都	宇治	久世	常時	電力	從來常時	
五月	大阪	阪和電氣鐵道株式會社	長(自)會	常時	電力	從來常時	
五月	兵庫	山陽水力電氣株式會社	神(自)戶	常時	電力	從來常時	
五月	和歌山	宇治川電氣株式會社	新(自)宮	常時	電力	從來常時	
五月	德島	四國水力電氣株式會社	(自)出	常時	電力	從來常時	

島根	島根電力株式會社	廣島	出羽川電氣株式會社
北海道	北海電力株式會社	青森	道南電氣株式會社
秋田	盛岡電燈株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
山形	鶴岡水力電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
山形	鶴岡水力電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
福島	板谷電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
東京	東京電力株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
山梨	富士山麓電氣鐵道株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
靜岡	岡智電燈株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
富山	大岩電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
和歌山	南海水力電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
高知	四國水電株式會社	大曲	西根地電氣株式會社

五月十一日

島根	島根電力株式會社	廣島	出羽川電氣株式會社
北海道	北海電力株式會社	青森	道南電氣株式會社
秋田	盛岡電燈株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
山形	鶴岡水力電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
山形	鶴岡水力電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
福島	板谷電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
東京	東京電力株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
山梨	富士山麓電氣鐵道株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
靜岡	岡智電燈株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
富山	大岩電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
和歌山	南海水力電氣株式會社	大曲	西根地電氣株式會社
高知	四國水電株式會社	大曲	西根地電氣株式會社

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

六月	高知	伊豫鐵道電氣株式會社	四國	中國村電氣株式會社
山口	出雲電氣株式會社	山口	武川電氣株式會社	
神奈川	東京橫濱電鐵株式會社	東京	白橋電氣株式會社	
高知	高知電氣株式會社	高知	佐川電氣株式會社	
伊豫鐵道	電氣株式會社	伊豫鐵道	電氣株式會社	
鹿兒島	球磨川電氣株式會社	鹿兒島	球磨川電氣株式會社	
七月	北海道	札幌市電氣株式會社	札幌市	電氣株式會社
石川	高岡電燈株式會社	石川	高岡電燈株式會社	
福井	勝山電力株式會社	福井	勝山電力株式會社	
長野	東京電燈株式會社	長野	東京電燈株式會社	
岐阜	下呂共立電氣株式會社	岐阜	下呂共立電氣株式會社	
三重	合同電氣株式會社	三重	合同電氣株式會社	
兵庫	山陽中央水電株式會社	兵庫	山陽中央水電株式會社	

八月	北海道	道南電氣株式會社	(自社)	帝	國	井	變電	電力	常時	300	從來常時	300
		定山溪鐵道株式會社	(自社)	北	海	水	變電	電力	特殊	500	從來特殊	500
		福島日立電力株式會社	(自社)	磐	城	炭	變電	電力	補給	300	從來補給	300
		群馬東京電燈株式會社	(自社)	松	谷	水	變電	電力	常時	300	從來常時	300
		東京目黒蒲田電鐵株式會社	(自社)	東	不	動	變電	電力	特殊	300	從來特殊	300
		東京東京橫濱電鐵株式會社	(自社)	東	神	奈	變電	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		靜岡靜岡電氣鐵道株式會社	(自社)	靜	岡	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		富山日本電力株式會社	(自社)	富	山	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		石川小松電氣株式會社	(自社)	石	川	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		長野伊那電氣鐵道株式會社	(自社)	長	野	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		南信電氣株式會社	(自社)	南	信	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		岐阜揖斐川電氣株式會社	(自社)	岐	阜	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		東京成電氣軌道株式會社	(自社)	東	京	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		東京成電氣軌道株式會社	(自社)	東	京	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		滋賀京都電燈株式會社	(自社)	滋	賀	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		大阪和泉電氣株式會社	(自社)	大	阪	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		廣島廣島瓦斯電氣株式會社	(自社)	廣	島	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		廣島廣島瓦斯電氣株式會社	(自社)	廣	島	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		香川高松電氣軌道株式會社	(自社)	香	川	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		山形井町	(自社)	山	形	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		福島東部電力株式會社	(自社)	福	島	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		新潟新潟電力株式會社	(自社)	新	潟	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		千葉栗山電燈株式會社	(自社)	千	葉	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		富山日本電力株式會社	(自社)	富	山	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000

本邦電氣界

八月	岐阜	揖斐川電氣株式會社	(自社)	岐	阜	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		東邦電力株式會社	(自社)	東	邦	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		岡山中國合同電氣株式會社	(自社)	岡	山	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		佐賀肥前電氣株式會社	(自社)	佐	賀	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		東京成電氣軌道株式會社	(自社)	東	京	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		東京成電氣軌道株式會社	(自社)	東	京	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		滋賀京都電燈株式會社	(自社)	滋	賀	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		大阪和泉電氣株式會社	(自社)	大	阪	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		廣島廣島瓦斯電氣株式會社	(自社)	廣	島	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		廣島廣島瓦斯電氣株式會社	(自社)	廣	島	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		香川高松電氣軌道株式會社	(自社)	香	川	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		山形井町	(自社)	山	形	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		福島東部電力株式會社	(自社)	福	島	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		新潟新潟電力株式會社	(自社)	新	潟	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		千葉栗山電燈株式會社	(自社)	千	葉	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000
		富山日本電力株式會社	(自社)	富	山	變電	電力	電力	常時	1,000	從來常時	1,000





岡山	廣島	電氣株式會社	神戶	日本	變電	所力	常時	10,000	10,000
香川	高松	電氣軌道株式會社	四國	水電	所力	常時	3,000	3,000	3,000
福岡	九州	水力電氣株式會社	(自社)	小倉	變電	所力	補給	3,000	3,000
			右二地	點合	成出	力	補給	3,000	3,000
			三池	變電	所力	常時	10,000	10,000	10,000
			(自社)	九州	久留米	變電	常時	10,000	10,000
			佐賀	有浦	電氣株式會社	所力	常時	100	100
			長崎	平戶	電燈製氷株式會社	所力	常時	100	100
			大分	九州	送電株式會社	所力	常時	100	100
			熊本	九州	電力株式會社	所力	常時	100	100
			宮崎	延岡	電氣株式會社	所力	常時	100	100
			九州	電力株式會社	所力	常時	100	100	

十一月	宮崎	九州	電力株式會社	大淀	川	第二	變電	所力	常時	10,000
				神都	電氣興業株式會社	所力	常時	10,000	10,000	
十二月	岩手	盛岡	電燈株式會社	釜石	陸	變電	所力	常時	1,000	
				富山	日本海	電氣株式會社	所力	常時	1,000	
				石川	金澤	電氣軌道株式會社	所力	常時	1,000	
				福井	大聖寺	川水電株式會社	所力	常時	1,000	
				愛知	中部	電力株式會社	所力	常時	1,000	
				愛知	中部	電力株式會社	所力	常時	1,000	
				東邦	電力株式會社	所力	常時	1,000		
				大同	電力株式會社	所力	常時	1,000		
				大阪	大同	電力株式會社	所力	常時	1,000	
				南海	鐵道株式會社	所力	常時	1,000		
				和歌山	南海	鐵道株式會社	所力	常時	1,000	

十二月	和歌山南海鐵道株式會社	合(自社)同	下學路	電電	常時	1,000	從常時	1,000
	兵庫阪神電氣鐵道株式會社	右(自社)治	地點合	出電	常時	1,000	從常時	1,000
	奈良合同電氣株式會社	東(自社)奈	邦良	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	高知伊豫鐵道電氣株式會社	榑(自社)原	原水	第三	常時	1,000	從常時	1,000
	大分東豐電氣株式會社	九(自社)州	向水	田受	常時	1,000	從常時	1,000
其の三 (昭和十年月別中受電工事完成) 供給予業者及受電地點								
二月	北海道斜里電氣株式會社	大(自社)日	日	變電	常時	1,000	一月中に假使用認可のもの	1,000
	秋田仁賀保四ヶ村電氣組合	小(自社)國	海	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	東京御嶽登山鐵道株式會社	東(自社)多	摩三	田村	常時	1,000	從常時	1,000
	三月兵庫宇治川電氣株式會社	神(自社)戶	本	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	熊本熊本電氣株式會社	熊(自社)宮	田	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	竹田水電株式會社	竹(自社)宮	地	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	四月岐阜東邦電力株式會社	西(自社)大	斐	垣	常時	1,000	從常時	1,000
	岐阜名岐鐵道株式會社	東(自社)笠	邦	松	常時	1,000	從常時	1,000

四月	大阪阪堺電鐵株式會社	宇(自社)三	長	變電	常時	1,000	假使用認可	1,000
	五月福井三國芦原電鐵株式會社	山(自社)西	陽	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	岡山中國合同電氣株式會社	岡(自社)國	中	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	愛媛伊豫鐵道電氣株式會社	伊(自社)新	居	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	七月北海道北海電力株式會社	北(自社)王	別	第一	常時	1,000	從常時	1,000
	秋田盛岡電燈株式會社	大(自社)日	岩	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	群馬東京電燈株式會社	廣(自社)湖	川	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	石川小松電氣株式會社	出(自社)口	相	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	九月福島平電力株式會社	小(自社)玉	川	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	十月福島日立電力株式會社	小(自社)玉	川	第一	常時	1,000	從常時	1,000
	東京目黒蒲田電鐵株式會社	東(自社)目	黒	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	東京橫濱電鐵株式會社	東(自社)高	島	變電	常時	1,000	從常時	1,000
	靜岡中部電力株式會社	山(自社)宮	土	變電	常時	1,000	從常時	1,000

福岡九州水力電氣株式會社	九州州	電氣	軌道	常時	10,000	新規	九月中に使用認可
熊本電氣株式會社	九州州	電力	發	常時	5,000	新規	
福岡九州電氣軌道株式會社	九州州	電力	閉	常時	3,000	新規	但し並田中央開閉所、小倉變電所との同時刻合は20,000kwとす
九州水力電氣株式會社	九州州	電力	閉	常時	3,000	新規	右記に同じ
九州共同火力發電株式會社	熊本	電力	發	常時	15,000	新規	
佐賀肥前電氣株式會社	佐賀	電力	發	常時	6,000	従來常時	
福岡會津電力株式會社	福岡	電力	發	常時	1,100	従來常時	
福岡會津電力株式會社	福岡	電力	發	常時	3,000	新規	
福岡會津電力株式會社	福岡	電力	發	常時	4,500	新規	
福岡會津電力株式會社	福岡	電力	發	常時	1,000	新規	
福岡會津電力株式會社	福岡	電力	發	常時	1,000	従來常時	

其の四

(昭和十年月別中受電停止の許可を受けたもの)

月別地方事業者名	供給事業者及受電地點	電力	備考
三月 岐阜 東邦電力株式會社	白鳥	100	
三月 愛知 大同電力株式會社	東邦	10,000	
四月 岐阜 飛騨電燈株式會社	大野郡本	110	
四月 兵庫 日本電力株式會社	中野	10,000	

本邦電氣界

五月 富山 高岡電燈株式會社	富山	電力	常時	100	
六月 山形 庄内電鐵株式會社	鶴岡	電力	常時	100	
六月 神奈川 東京橫濱電鐵株式會社	東京	電力	常時	500	
七月 富山 昭和電力株式會社	庄川	電力	常時	100	大同電力の事業一部を庄川祖山發電所譲受に依り廢止するもの
石川 大同電力株式會社	尾本	電力	常時	500	
日本海電氣株式會社	七尾	電力	常時	500	
高岡電燈株式會社	高岡	電力	常時	100	
長野東京電燈株式會社	安曇	電力	常時	200	
岐阜 東邦電力株式會社	高島	電力	常時	100	
八月 岐阜 東邦電力株式會社	高島	電力	常時	100	
九月 廣島 廣島電氣株式會社	廣島	電力	常時	500	
十月 愛知 東邦電力株式會社	豊田	電力	常時	1,000	
十二月 福島 平電力株式會社	二本	電力	常時	1,000	

静岡中部電力株式会社 (東社) 相生町電燈所 常時 1,100  
 東邦電力株式会社 (自社) 相生町電燈所 常時 2,500  
 相中 生部 變電所 融通 1,100  
 1,100

○水利使用許可報告

(昭和十年月別中新に水利使用の許可を  
 告ありたるもの但十馬力未満を除く)

月別	地方	事業者名	使用河川名	使用水量 (個)	有效落差 (尺)	理論馬力數 (馬力)	目的	備考
二月	岩手	八卷陸二	馬淵川水系	15	60	99.9	自家用	
	福島	福島電燈株式会社	阿武隈川水系	10	30	147	自家用	失效の處再許可
		磐城電氣株式会社	阿武隈川水系	10	30	147	自家用	失效の處再許可
		日本電氣工業株式会社	阿賀川水系	50	150	593	自家用	失效の處再許可
	長野	諏訪電氣株式会社	信濃川水系	60	180	788	自家用	失效の處再許可
	岩手	三陸水電株式会社	閉伊川水系	30	90	378	自家用	
	長野	吉田助八	碓氷川水系	10	30	123	自家用	
四月	北海道	右左府信用購買販賣利用組合	砂川水系	30	90	378	自家用	
	青森	小笠原八十美	界川水系	38	114	468	自家用	
	石川	石川電氣株式会社	七手川水系	50	150	593	特定電力	再許可
	岐阜	愛岐水力株式会社	木曾川水系	60	180	788	特定電力	再許可
五月	北海道	瀧ノ上水力電氣株式会社	木曾川水系	7	21	81	自家用	
	長野	木曾川電力株式会社	木曾川水系	57	171	668	自家用	
六月	岐阜	揖斐川電氣株式会社	廣木川水系	12	36	138	自家用	

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

月別	地方	事業者名	使用河川名	使用水量 (個)	有效落差 (尺)	理論馬力數 (馬力)	目的	備考
七月	長崎	五島電燈株式会社	女頭川水系	5	15	57	自家用	
	福岡	勝山電力株式会社	新宮川水系	10	30	123	自家用	
	長野	中澤村	新内川水系	25	75	288	自家用	
	三重	堀田浅右衛門外八二名	大野川水系	25	75	288	自家用	
	徳島	八千代西部電氣利用組合	新野川水系	5	15	57	自家用	
	鹿児島	最勝寺辰二	西利川水系	5	15	57	自家用	
		鶴岡志郎外二三名	秋利川水系	10	30	123	自家用	
八月	富山	飛越電氣株式会社	神通川水系	100	300	1,138	特定電力	
	愛媛	伊豫鐵道電氣株式会社	仁淀川水系	60	180	788	特定電力	
九月	栃木	栃木縣	鬼怒川水系	18	54	203	自家用	
	静岡	天龍電氣株式会社	大瀬川水系	100	300	1,138	特定電力	
	岐阜	三井鑛山株式会社	神通川水系	150	450	1,703	自家用	
十月	岩手	保護唐丹信用購買販賣利用組合	片岸川水系	13	39	147	自家用	
	新潟	佐渡水力電氣株式会社	梅津川水系	7	21	81	自家用	
	福井	保護北野津又電氣利用組合	九頭川水系	5	15	57	自家用	
	愛媛	宇和島營林署	北野川水系	11	33	123	自家用	

十一月 新潟 日本賣達株式会社

静岡 静岡縣(縣營養鰯場)

静岡 小島謙太郎

廣島 平山陽一

十二月 静岡 村田與次郎

關川 及流

河川 及流

同支 川

同支 川

芝士 川

大仁 水

大野 水

野路 水

千大 水

Table for page 118 (left side) showing month, region, company name, and capital. Includes months like 三月, 四月, 五月, 六月.

Table for page 118 (right side) showing month, region, company name, and capital. Includes months like 十一月, 十二月.

乙は讓受創業 甲の廣谷郡藤原町に於て之に屬する電氣供給事業及之に屬する設備標津村に屬する事業を讓受創業

Table for page 119 (left side) showing month, region, company name, and capital. Includes months like 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月.

Table for page 119 (right side) showing month, region, company name, and capital. Includes months like 十二月, 一月, 二月, 三月.

乙は讓受創業 庄川山發電所に關係ある總ての供給關係 名岐鐵道株式會社と改稱 屋鐵道株式會社と改稱 七月中に認可を得たるも

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

Table for page 119 (top left) showing month, region, company name, and capital. Includes months like 一月, 二月, 三月, 四月.

Table for page 119 (bottom left) showing month, region, company name, and capital. Includes months like 五月, 六月, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月.

五月	六月	七月	八月	九月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
栃木	長崎	石川	北海道	長野	地方	岩手	東京	東京	福井	東山	岐阜	鹿島	愛知
鹽原電車株式會社	生月電氣株式會社	尾小屋水力電氣株式會社	八丈電氣株式會社	鐵道電氣證券株式會社	秋津川水電株式會社	愛知電氣鐵道株式會社	奈川電燈株式會社	東北電燈株式會社	京成電氣鐵道株式會社	勝山電氣株式會社	京成電氣鐵道株式會社	濃飛電力株式會社	古仁屋水電株式會社
渡	渡	渡	渡	併	併	併	併	増	増	増	増	増	増
鹽那電氣株式會社	日本鐵業株式會社	標準電燈株式會社	伊那電氣鐵道株式會社	馬場見水力電氣株式會社	名岐鐵道株式會社	木曾川電力株式會社	増減前資本金	増減前資本金	増減前資本金	増減前資本金	増減前資本金	増減前資本金	増減前資本金
5,000,000	5,000,000	100,000	100,000	2,000,000	3,000,000	2,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備
甲の鹽谷郡鹽原町に於て經營する電氣供給事業及之に屬する設備	乙は甲の供給區域標準津村に屬する事業を譲受創業	名岐鐵道株式會社は名古屋鐵道株式會社と改稱せり											

本邦電氣界

第一篇 電燈電力

十二月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
兵庫	地方	埼玉	愛知	沖繩	群馬	千葉
旭陽中央水電株式會社	秩父鐵道株式會社	名岐鐵道株式會社	沖繩電氣株式會社	北越水力電氣株式會社	上毛電力株式會社	京成電氣鐵道株式會社
増	増	増	増	増	増	増
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
備	備	備	備	備	備	備

月別	地方	事業名	事業の種類	事業所在地	備考
八月	東京	目黒蒲田電鐵株式会社	四步五厘	昭和三十二年七月十日	八月中旬に届出ありたるもの
九月	宮城	宮城	四步五厘	昭和三十二年八月十日	
九月	東京	東京横濱電鐵株式会社	四步五厘	昭和三十二年八月十日	
九月	富山	富山	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
十月	京都	京都電燈株式会社	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
十月	兵庫	阪神電氣鐵道株式会社	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
十月	岡山	中國合同電氣株式会社	四步四厘	昭和三十二年八月十日	
十月	富山	日本海電氣株式会社	四步五厘	昭和三十二年八月十日	
十月	兵庫	神戸	四步二厘	昭和三十二年八月十日	
十一月	石川	東部電力株式会社	四步二厘	昭和三十二年八月十日	
十一月	愛知	金澤電氣鐵道株式会社	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
十一月	大阪	名古屋鐵道株式会社	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
十二月	兵庫	神戸	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
十二月	兵庫	山陽電氣鐵道株式会社	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
十二月	高知	高知	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
十二月	山口	九州水力電氣株式会社	四步三厘	昭和三十二年八月十日	
五月	静岡	王子製紙株式会社	四步三厘	昭和三十二年八月十日	七、二〇〇、〇〇〇圓

○準用事業認定

(昭和十年中準用事業認定に關する公告ありたるもの)

富士郡白糸村、上野村、庵原郡松野村、富士川村

從來の事業地大宮町外四ヶ村に今回新に上記を追加せしもの

十月 宮崎本 旭ベンベルグ絹糸株式会社 人造絹糸及肥料の製造

○法 規

五月 戸 發電用汽機汽輪規則(昭和十年五月一日逓信省令第十四號)  
 無線方位測定機及緊急自動受信機型式試驗規則(昭和十年五月二十二日逓信省令第十五號)  
 逓信省令第三十號(昭和十年九月三十日)  
 逓信省令第三十一號(昭和十年九月三十日)  
 電氣用品取締規則に關する件  
 電氣工事人取締規則に關する件

○雜

二月 長崎 黒瀬電燈株式会社は昭和九年十月二十日迄に工事施行認可申請をなさざりし爲電氣事業經營許可失効せり  
 三月 山形 古河石炭鑛業株式会社(水松鑛業所)は三月一日附を以て電氣事業法第一條第三號の電氣事業廢止の許可を受けたり  
 五月 岐阜 土岐郡電氣事業並實業學校組合は五月六日土岐郡電氣事業組合と改稱せり  
 七月 長野 小川水力電氣株式會社に對する電氣事業經營の許可は會社解散に因り本年五月四日附を以て失効せり

宮崎縣延岡市、東白旗郡東海村、南宮崎郡、折村、岩井川村、高橋町、西門川村、三ヶ所、都農町、川南村、兒湯原村、美土郡、東米良村、菅尾村、馬見原町、上野村、上益城郡白糸村

# 第二篇 電氣鐵道

電氣鐵道事業に對する好景氣の影響は電燈電力事業に比すると稍遅く、漸く、昨年に至つて二三の増配會社を見るに至つた程度であるが、決算の内容は特殊事情のものを除き良好化したと認められる。

其原因は素より運輸貨客の増加にもよるが、低利借換による金利負擔の軽減に俟つ所夥しとしない。即ち昭和十年中に起債又は借換を行つたものは次の如き多數に上つて居り、何れも劃期的低利ともいふべき四・三%の利率を現出した。

會社名	社債金額(圓)	利率(%)	期限(%)
阪神電氣鐵道	10,000,000	4.3	10
東京横濱電鐵	14,000,000	4.3	10
東武鐵道	14,000,000	4.3	10
京成電氣鐵道	11,000,000	4.3	10
東京地下鐵道	11,000,000	4.3	10
長崎電氣鐵道	11,000,000	4.3	10
愛知電氣鐵道	11,000,000	4.3	10

又これと同時に多年資金の潤澤を缺き建設改良工事の滯滞を見つゝあつた諸會社は増資或は新株の未拂込徴收を行ひ、社債を強固に資本状態の堅實化に努むる所があつた。

昭和十年に於ける鐵道工事として主要なるものは、鐵道省に於ては船橋千葉間の電化完成と次田一京都間及び上野一松戸間の電化工事著手とである。總武線が兩國千葉間の電化を企て、市川船橋間を開通し昭和十年七月一日船橋千葉間が完成したので總武全線の電化は茲に全通を見るに至つた。更に昭和十一年末迄には常盤線松戸までの電化が實現される事になつて居る。

昭和九年吹田明石間五九・九軒の電車運轉開始されて以來東海道本線東京神戶間五八・九軒の中一六・六軒の電化が實現されたが、更に吹田一京都間も昭和十二年中には電化施設完備し、既定計畫である大津吹田間四五・二軒中の京都一明石間の直通運轉が期待せられてゐる。

東京市唯一の地下鐵道たる東京地下鐵道會社は昭和九年同社第一期線たる淺草一新橋間を開通せしめて以來、内容の整備を急務として居るものゝ如くであるが、同社は東京乗合自動車會社の經營權を獲得することによつて東京市幹線道路の交通機關として有力な地位を獲得するに至つた。其業績亦面目を一新した點がある。

更に昭和九年九月には資本金三千萬圓の東京高速度鐵道株式會社の設立認可があり、同社は直に計費線の工事に着手する事となり、第一期工事たる澁谷、新宿兩線路の建設工事中の第一として昭和十年十月新橋虎ノ門間の工事の起工式を挙げた。斯くて右の工事は年約二哩の工程を以て完成すべく、建設費は一哩當り四百五十萬圓を要し、全區間十哩にて建設費四千五百萬圓で其内譯は次の通りである。

一哩當り	計
測量及監督費	1,000,000
土工及高架橋費	1,000,000
隧道費	1,000,000
停車場費	1,000,000
軌道費	1,000,000
電車設備費	1,000,000
車庫費	1,000,000
建築用具及運送費	1,000,000
市債	1,000,000
計	10,000,000
一哩當り	計
總經費及豫算書	10,000,000
配當金及利子(建設當年五分、借入金年五分五厘)	10,000,000

〔昭和十年電氣鐵道〕

かくて料金は東京地下鐵道と同じく、區間制を採用する豫定となつてゐる。

## 大阪地下鐵

大阪市に於ては大正七年同市内に於ける交通系統の主幹となるべき高速鐵道の調査を開始し、大正十五年都市計畫法に依る計畫として高速電氣鐵道案を決定した。それは南方より淀川南岸國鐵高架貨物線まで高架とし、右國鐵貨物線より阿部野大阪鐵道橋筋所まで地下とし、右大阪鐵道より我孫子まで高架とする案即ち地下線約一〇軒、高架線約七軒の建設を決定したのであつた。而して第一次工事として梅田停留所、心齋橋北詰間三軒五の工事に着手したのは昭和五年一月二十九日であつた。

其工事中には大江橋北詰淀屋橋南詰間河原線〇・三一軒の難工事あり、相當の犠牲を拂ひたるも完璧を期して竣工し、昭和八年五月二十日開通するに至つた。更に同延長として心齋橋、大丸間の工事を終へて、開通せしは、昭和九年十一月二十日であつた。

第二次工事としては大丸前、難波間の工事であるが、此間の工事に着手したのは昭和八年十二月二十八日で竣工開通を見たのは同年十月三十日であつた。更に難波、阿部野天王寺間の工を急ぎつゝあれば、梅田、阿部野天王寺間の開通を見るは昭和十二年末の豫定であるが、地下停留所の設置箇所は梅田、淀屋橋南詰、本町四丁目、心齋橋西、難波前、大國町交又點、北天王寺公園南、天王寺橋南側の八箇所である。今大阪市の高速電氣鐵道中の地下線、梅田、難波間の工事概要を繰れば次の如くである。

一、延長	四軒二分
一、建設費	一八、六七八、〇〇〇圓
二、工事使用人員	四、四五〇、〇〇〇圓
三、設計大要	一、四三〇、〇〇〇圓
四、停車場	鐵筋コンクリート造函型
五、軌道	鐵筋コンクリート造アーチ若くは函型
六、砂利若くはコンクリート道床式	

## 本邦電氣界

第二篇 電氣鐵道

全鋼製電制動裝置付 直流七五〇ヴォルト 重積區間附三位式自動閉塞信號機 閉塞信號裝置 重積區間附三位式自動閉塞信號機 閉塞信號裝置 毎時風量二〇萬二米吸氣並に排氣

新設會社としては名岐鐵道及愛知電鐵との合併に依る資本金三、七〇〇、〇〇〇圓の名古屋鐵道會社の現出と、大阪電軌、參宮急行電鐵及び伊勢電鐵とを連絡すべき資本金八、二〇〇、〇〇〇圓の關西急行電鐵の創立とが目星しいもので、別に新しい計劃はない様である。これは畢竟するに電氣鐵道事業が短距離交通機關として乗合自動車に比して事業的に遜色ありと見られて居るからであつて、今やバス網は全國津々浦々に張られ、電氣鐵道進展の餘地益々狭きを感じさせるに至つた。

技術的に見て主要なる變化は、阪和電氣鐵道が同生制動電車の運轉を開始したこと、江ノ島電氣鐵道が六〇〇ヴォルト三〇〇アンペアのガラス製水銀整流器を試用せんと計劃中であることであるが、尙水道協會、帝國瓦斯協會、電氣協會、電信電話學會、電氣學會の五團體によつて電氣防止委員會が結成されたのみならず、更に關西にも電氣防止研究關西委員會が出来たことは、地中埋設管の腐蝕防止に一步を進めるものであつて、吾人の意を強くする所である。

尙昭和十年十二月末現在の地方鐵道、軌道に關する鐵道省監督局調査に依る現況を掲ぐれば次の通りである。

種別	動力	鐵道經營者數	軌道數	建設費豫算	資本金
蒸氣	蒸氣瓦斯併用	1	1	1	1
電氣	蒸氣瓦斯併用	2	2	2	2
電氣	鋼索併用	3	3	3	3
電氣	鋼索併用	4	4	4	4
電氣	鋼索併用	5	5	5	5
電氣	鋼索併用	6	6	6	6
電氣	鋼索併用	7	7	7	7
電氣	鋼索併用	8	8	8	8
電氣	鋼索併用	9	9	9	9
電氣	鋼索併用	10	10	10	10
電氣	鋼索併用	11	11	11	11
電氣	鋼索併用	12	12	12	12
電氣	鋼索併用	13	13	13	13
電氣	鋼索併用	14	14	14	14
電氣	鋼索併用	15	15	15	15
電氣	鋼索併用	16	16	16	16
電氣	鋼索併用	17	17	17	17
電氣	鋼索併用	18	18	18	18
電氣	鋼索併用	19	19	19	19
電氣	鋼索併用	20	20	20	20
電氣	鋼索併用	21	21	21	21
電氣	鋼索併用	22	22	22	22
電氣	鋼索併用	23	23	23	23
電氣	鋼索併用	24	24	24	24
電氣	鋼索併用	25	25	25	25
電氣	鋼索併用	26	26	26	26
電氣	鋼索併用	27	27	27	27
電氣	鋼索併用	28	28	28	28
電氣	鋼索併用	29	29	29	29
電氣	鋼索併用	30	30	30	30
電氣	鋼索併用	31	31	31	31
電氣	鋼索併用	32	32	32	32
電氣	鋼索併用	33	33	33	33
電氣	鋼索併用	34	34	34	34
電氣	鋼索併用	35	35	35	35
電氣	鋼索併用	36	36	36	36
電氣	鋼索併用	37	37	37	37
電氣	鋼索併用	38	38	38	38
電氣	鋼索併用	39	39	39	39
電氣	鋼索併用	40	40	40	40
電氣	鋼索併用	41	41	41	41
電氣	鋼索併用	42	42	42	42
電氣	鋼索併用	43	43	43	43
電氣	鋼索併用	44	44	44	44
電氣	鋼索併用	45	45	45	45
電氣	鋼索併用	46	46	46	46
電氣	鋼索併用	47	47	47	47
電氣	鋼索併用	48	48	48	48
電氣	鋼索併用	49	49	49	49
電氣	鋼索併用	50	50	50	50

〔昭和十年電氣鐵道〕



開業線の部へ計上す  
軌道現況

一三六

十年度首建設費決算額										
計	蒸	蒸	電	蒸	蒸	電	蒸	蒸	電	計
	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦
	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦
	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦
	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦
備考	鐵道經營者數の計が内海と一致せざるは一經營者にして二動力以上を併用するものと開業線未開業線を併用するものあるに依る又一部開業線の建設費豫算(分割し難きものに限る)及資本金は									

(昭和十一年電氣年)

地方鐵道の異動表

計

地方別	鐵道名	區	間	軒程(軒)	動力	軌間(米)	建設費概算(圓)	年月日
秋田	雄勝鐵道	西馬音内	至自禁	二、八四	電氣	一、〇七	一五、〇〇〇	昭和十、二、六認可
東京	東京高速鐵道	同	至自同	五、九七	電氣	一、二五	一、五〇〇、〇〇〇	昭和十、九、二
富山	富山電氣鐵道	自滑川	至自同	八、六三	電氣	一、〇七	八〇、〇〇〇	昭和十、九、二
神奈川	鶴見臨港鐵道	自天橋	至自鶴見	一、三五	電氣	一、〇七	〇〇、〇〇〇	昭和十、九、二
兵庫	住吉鋼索鐵道	自山田	至自寒山	一、七〇	電氣	一、二五	一、〇〇〇、〇〇〇	昭和十、九、二
地方別	鐵道名	區	間	軒程(軒)	動力	軌間(米)	建設費概算(圓)	年月日
秋田	雄勝鐵道	西馬音内	至自禁	二、八四	電氣	一、〇七	一五、〇〇〇	昭和十、二、六認可
静岡	藤相鐵道	同	至自同	三、〇〇	電氣	一、〇七	一、〇〇〇	昭和十、五、七允許
富山	富山電氣鐵道	自滑川	至自同	八、六三	電氣	一、〇七	一、〇〇〇、〇〇〇	昭和十、九、二

(昭和十一年電氣年)

地方別	鐵道名	區	間	軒程(軒)	動力	軌間(米)	建設費概算(圓)	年月日
秋田	雄勝鐵道	西馬音内	至自禁	二、八四	電氣	一、〇七	一五、〇〇〇	昭和十、二、六實施
神奈川	南武鐵道	立川	至自山	一、二八	電氣	一、〇七	一〇、〇〇〇	昭和十、二、六認可
關東	北九州鐵道	自伊萬里	至自山	一、二七	電氣	一、〇七	一〇、〇〇〇	昭和十、一、一實施
本邦電氣界	第二篇 電氣鐵道							

一三七

愛知	名岐鐵道	自新笠宮至新笠松	ハ・ム	電氣	1,047	1,047,000	昭和10,11,12
神奈川	大雄山鐵道	小田原驛連絡線	0・B・C	電氣	1,047	1,047,000	昭和10,11,12
愛知	知多鐵道	自河和口至河和	三・五・五	電氣	1,047	1,047,000	昭和10,11,12
神奈川	鶴見臨港鐵道	自鶴見川口至鶴見川口 (貨物運輸)(電氣は未竣工)	1・1・0	蒸氣	1,047	1,047,000	昭和10,11,12
廣島	廣瀨鐵道	自廣瀨川町至廣瀨川町	1・0・0	電氣	1,047	1,047,000	昭和10,11,12
富山	富山電氣鐵道	自滑川至越中中村	三・0・0	電氣	1,047	1,047,000	昭和10,11,12
鳥取	伯陽電鐵	行政區變更に依り本社所在地變更 (新)米子市道美町三丁目一六九番地					昭和10,11,12
東京	東京高速鐵道	(新)東京市赤坂區表町二丁目一五番地					昭和10,11,12
長野	佐久鐵道	(新)長野縣南佐久郡中込町三三二番地					昭和10,11,12
東京	大東京鐵道	(新)東京市赤坂區溜池町一一番地					昭和10,11,12
岩手	花巻温泉電氣鐵道	(新)岩手縣縣民郡湯本村大字湯本第一地割一二五番地					昭和10,11,12
山梨	富士麓電氣鐵道	昭和九,一二,三認可したる富士麓土地株式會社合併の件昭和九,一二,三其の登記を完了せり 昭和九,一二,三認可したる各務原鐵道株式會社合併の件昭和九,一二,三實施し昭和九,一二,三合併増資登記完了					昭和10,11,12
愛知	名岐鐵道	名岐鐵道株式會社は愛知電氣鐵道株式會社を合併す愛知電氣鐵道株式會社は解散し名岐鐵道株式會社に存続するものとす存續會社は合併の結果資本金七〇〇,〇〇〇圓増加し資本總額三,〇〇〇,〇〇〇圓と爲るものとす					昭和10,11,12
愛知	愛知電氣鐵道	愛知電氣鐵道株式會社合併の件昭和九,一二,三實施し愛知電氣鐵道株式會社は解散せり					昭和10,11,12
東京	名古屋鐵道	名岐鐵道株式會社は商號を名古屋鐵道株式會社と變更せり					昭和10,11,12
東京	目黒蒲田電鐵	昭和九,一二,三認可したる池上電氣鐵道株式會社合併の件昭和九,一二,三實施せり					昭和10,11,12

○資本増加並減少

愛知 三河鐵道 資本金ハ,〇〇〇圓を金四,〇〇〇圓に減資(昭和九,一二,三登記)  
 茨城 龍崎鐵道 資本金二,〇〇〇圓を金一,〇〇〇圓減資せり(昭和九,一二,三登記)

○會社合併並商號變更

山梨 富士麓電氣鐵道 昭和九,一二,三認可したる富士麓土地株式會社合併の件昭和九,一二,三其の登記を完了せり  
 愛知 名岐鐵道 名岐鐵道株式會社は愛知電氣鐵道株式會社を合併す愛知電氣鐵道株式會社は解散し名岐鐵道株式會社に存続するものとす存續會社は合併の結果資本金七〇〇,〇〇〇圓増加し資本總額三,〇〇〇,〇〇〇圓と爲るものとす

○免許取消

愛知	愛知中央鐵道	資本金三〇〇,〇〇〇圓を金一,五〇〇,〇〇〇圓に減資(昭和九,一二,三決議)					昭和10,11,12
秋田	雄勝鐵道	資本金三〇〇,〇〇〇圓を金三〇〇,〇〇〇圓に減資(昭和九,一二,三登記)					昭和10,11,12
兵庫	播磨丹波鐵道	資本金一,〇〇〇,〇〇〇圓を金一,〇〇〇,〇〇〇圓に減資					昭和10,11,12
愛知	愛知中央鐵道	資本金三〇〇,〇〇〇圓を金三〇〇,〇〇〇圓に減資(昭和九,一二,三登記)					昭和10,11,12
北海道	釧路臨港鐵道	資本金三〇〇,〇〇〇圓を金三〇〇,〇〇〇圓に増資					昭和10,11,12
東京	東京橫濱電鐵	指定期限迄ニ工事竣功セサル爲地方鐵道法第三十七條ノ規定ニ依リ免許取消					昭和10,11,12官揚
東京	東京橫濱電鐵	至麻布二ノ橋	1・0・0	電氣	1,047	1,000,000	昭和10,11,12官揚
埼玉	久喜筑波鐵道	自久喜起點五軒五三二 至同起點六軒二五六	ハ・ム	電氣	1,047	700,000	昭和10,11,12
神奈川	相武電氣鐵道	自相武起點五軒五三二 至同起點六軒二五六	ハ・ム	電氣	1,047	700,000	昭和10,11,12
長崎	佐世保鐵道	自佐世保市依町 至同市八幡町	0・ハ・ム	蒸氣	0,741	100,000	昭和10,11,12
宮城	宮城電氣鐵道	指定の期限迄に工事竣功せざる爲地方鐵道法第三十七條の規定に依り免許取消(昭和九,一二,三登記)					昭和10,11,12
鳥取	伯陽電鐵	自鳥根縣能美郡母里村 至同縣同郡井尻村	二・三・三	電氣	1,047	—	昭和10,11,12
愛知	三河鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲					昭和10,11,12
愛知	三河鐵道	自愛知縣碧南郡上郷村 至同縣西加茂郡母村	二・三・三	蒸氣	1,047	41,000	昭和10,11,12

本邦電氣界

京都	柳谷登山鐵道	同	上	京都府乙訓郡海印寺村大字淨土谷	電氣	1,000,000	10,000	10,000
香川	琴平急行電鐵	指定の期限迄に工事着手及工事施行の認可申請を受けざる爲	同	香川縣琴平郡野村	電氣	11,100,000	10,000	10,000
埼玉	武州鐵道	指定の期限迄に工事着手せざる爲	同	埼玉県羽呂	蒸氣	11,100,000	10,000	10,000
山形	床内鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を受けざる爲	同	山形縣鶴岡市大字大寶寺	電氣	1,000,000	10,000	10,000
滋賀	八日市鐵道	指定の期限迄に工事着手せざる爲	同	滋賀縣神崎郡御園村	蒸氣	1,000,000	10,000	10,000
愛知	帝國火藥工業	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	愛知縣知多郡武豐町	電氣	1,000,000	10,000	10,000
埼玉	武州鐵道	指定の期限迄に工事竣工せざる爲免許取消(昭和10,11,12取消)	同	埼玉県田	蒸氣	1,000,000	10,000	10,000
京都	京都鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	京都府南桑田郡龜岡町	瓦斯倫	1,000,000	10,000	10,000
福岡	博多灣鐵道汽船	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	福岡縣宗像郡津屋崎町	蒸氣	1,000,000	10,000	10,000
東京	東京多摩川電鐵	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	東京府北多摩郡小金井村	蒸氣併用	1,000,000	10,000	10,000
大阪	大阪電氣軌道	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	大阪府中河内郡大戸村大字石切	電氣	1,000,000	10,000	10,000

[昭和十一年電氣年]

三重	三岐鐵道	指定の期限迄に工事着手せざる爲	同	四日市起點一軒一〇〇	併用	1,000,000	10,000	10,000
石川	能登鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	石川縣羽咋郡羽咋町	蒸氣	1,000,000	10,000	10,000
三重	志摩電氣鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	三重縣志摩郡鳥羽町	電氣	1,000,000	10,000	10,000
滋賀	名古屋急行鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	滋賀縣大津市(鐵道省事務所)	電氣	1,000,000	10,000	10,000
兵庫	京阪神高速度電鐵	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	神戸市布引町四丁目	電氣	1,000,000	10,000	10,000
東京	鎌倉急行電氣鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	東京都鎌倉市	電氣	1,000,000	10,000	10,000
徳島	眉山登山鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	徳島市北小路町地内	電氣(鋼索)	1,000,000	10,000	10,000
静岡	秋葉山鋼索鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可を受けざる爲	同	静岡縣周智郡大居町地内	電氣(鋼索)	1,000,000	10,000	10,000
愛知	愛知中央鐵道	指定の期限迄に工事施行を受けざる爲	同	愛知縣豊田郡	電氣	1,000,000	10,000	10,000
茨城	關東電氣鐵道	指定の期限迄に工事施行を受けざる爲	同	茨城縣猿島郡古河町	併用	1,000,000	10,000	10,000

[昭和十一年電氣年]

東京	三原登山鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	1・800	電氣(鋼索)	1・024	800,000	昭和10・7・23官揚
京都	峰山間人鐵道	指定の期限迄に工事着手せざる爲	1・800	瓦斯倫	1・024	800,000	昭和10・7・23官揚
愛知	愛知中央鐵道	指定の期限迄に工事竣功せざる爲地方鐵道法第三七條の規定に依り免許取消(昭和10・7・27取消)	1・637	電氣	1・024	—	10・7・29
茨城	茨城鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	6・636	蒸氣	1・024	240,000	10・7・14
京都	京雄鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	7・033	瓦斯倫	1・024	1,200,000	10・7・23
東京	大東京鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	2・555	電氣	1・024	700,000	10・8・21
愛知	新三河鐵道	指定の期限迄に工事着手せざる爲	8・933	電氣	1・024	700,000	10・8・21
静岡	光明電氣鐵道	指定の期限迄に工事竣功せざる爲地方鐵道法第三七條の規定に依り免許取消(昭和10・8・12取消)	2・555	電氣	1・024	260,000	10・8・23
石川	白山電氣鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	10・000	電氣	1・024	590,000	10・8・23
千葉	九十九里電氣鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	10・190	電氣	1・024	800,000	10・8・23

[昭和十一年電氣年報]

兵庫	淡路快速交通	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	12・751	蒸気併用	1・024	—	10・11・14
兵庫	山陽電氣鐵道	指定の期限迄に工事着手せざる爲	11・644	電氣	1・024	—	10・11・14
三重	伊勢電氣鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	11・644	電氣	1・024	240,000	10・11・14
○起業 廢止							
大分	宇佐參宮鐵道	起業廢止許可(昭和10・11・17許可)	5・511	蒸氣	1・024	150,000	昭和10・11・18官揚
静岡	光明電氣鐵道	起業廢止許可(昭和10・11・17許可)	2・555	電氣	1・024	700,000	10・11・18
大阪	京阪電氣鐵道	起業廢止許可(昭和10・11・17許可)	10・134	電氣	1・024	1,400,000	10・11・18
岐阜	西濃鐵道	起業廢止許可(昭和10・11・17許可)	10・134	電氣	1・024	1,400,000	10・11・18
静岡	富士身延鐵道	起業廢止許可(昭和10・11・17許可)	10・134	電氣	1・024	1,400,000	10・11・18
大阪	大阪電氣軌道	起業廢止許可(昭和10・11・17許可)	10・134	電氣	1・024	1,400,000	10・11・18
東京	東武鐵道	起業廢止許可(昭和10・11・17許可)	11・757	蒸氣	1・024	—	10・11・18

[昭和十一年電氣年報]

本邦電氣界

第二篇 電氣鐵道

○運輸營業廢止

東京 東武鐵道 運輸營業廢止許可(昭和10.6.22許可)  
 自野州山邊(貨物線) 1.300 蒸氣 1.0.27  
 旅客運輸營業廢止實施(昭和10.6.27實施)  
 昭和10.5.25赤坂本町、市橋間旅客運輸營業廢止の件  
 許可せるところ昭和10.6.27其の廢止を實施せり

○起業廢止

富山 富山電氣鐵道 起業廢止許可(昭和10.7.27許可)  
 1.125 電氣 1.0.27  
 富山縣下新川郡石田村地内の一部  
 牧方東口私市間貨物運輸起業廢止の件許可せり(昭和10.6.19許可)  
 起業廢止許可並會社解散決議の件認可(昭和10.6.19許可並認可)

○運輸營業廢止

東京 目黒玉川電氣鐵道 運輸營業廢止許可(昭和10.6.22許可)  
 1.103 電氣 1.0.27  
 自東京市品川區上大崎二丁目  
 自同市目黒區清水町  
 自同市世田谷區新町一丁目

○起業廢止

兵庫 播磨電氣鐵道 起業廢止許可(昭和10.3.13許可)  
 1.8.203 電氣 1.0.27  
 自新宮町  
 自同縣新井町  
 京濱接續點、浦賀間及金澤八景、湘南選手間貨物運輸營業廢止許可

東京 東武鐵道

起業廢止許可(昭和10.3.13許可)  
 1.1.103 蒸氣併用 1.0.27  
 1.2.111 蒸氣併用 1.0.27  
 1.1.100 併蒸電瓦 1.0.27  
 1.0.200 併蒸電瓦 1.0.11.11

軌道の異動表

(昭和十年二月末日調)

○敷設特許

(記載事項ナシ)

○工事施行認可

地方別	軌道名	區間	軒程(軒)	動力	軌間(米)	建設費(圓)	年月日
大阪	阪堺電氣鐵道	自湊ノ濱至湊ノ寺	2.635	電氣	1.0.27	11,111	昭和10.2.28認可
大阪	大阪市營軌道	自北區野田町四丁目至同市加納町	0.752	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
兵庫	阪神電氣鐵道	自同市元町至同市加納町	0.882	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	西大路七條	1.600	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	七條大宮(御堂屋町)	1.034	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	千本北大路	1.034	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	平野櫻木町	1.034	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	東田地方櫻橋北詰	0.882	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	川口町(昭和橋)大川町(從屋橋)	2.151	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	難波元町三丁目、難津町一丁目	0.318	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
地方別	軌道名	區間	軒程(軒)	動力	軌間(米)	建設費(圓)	年月日
兵庫	神戸市營軌道	自脇濱町三丁目至小野町八丁目	1.16	電氣	1.0.27	2,000	昭和10.1.1實施
熊本	熊本市營軌道	自熊本駅前至上熊本駅前	1.13	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	西大路四條西大路七條	1.16	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	海濱、濱寺	2.6	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	自七條大宮至九條大宮	1.000	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	加茂街道大原道	1.18	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
京都	京都市電	七條千本西大路七條	0.8	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
大阪	大阪市電	心齋橋、難波	0.9	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28
大阪	大阪市電	梅田、梅田假停留場	0.9	電氣	1.0.27	2,000	10.2.28

本邦電氣界

第二篇 電氣鐵道

○本社 移 轉

北海道	贈振鞍貫鐵道	(新) 東京市麹町區丸ノ内三丁目二番地一、丸ノ内ビルディング第六七三號	昭和10、2、21届
東京	御嶽登山鐵道	(新) 東京府西多摩郡三田村御嶽字龍本四八三番地 出張所 東京市日本橋區馬喰町四丁目一、番地	昭和10、3、18届
岩手	東北鐵道鐵業	(新) 東京市麹町區大手町二丁目二番地、日清生命館五階五九號(昭和三〇、三、二六登記)	昭和10、3、26届
岐阜	矢作水	(新) 名古屋市長久保町二丁目二番地、一	昭和10、3、28届
東京	西武	下記に移轉したり、東京市淀橋區下落合二丁目二番地、一	昭和10、3、28届
福岡	筑	昭和三〇、三、二六登記時株主總會ノ決議に基き本社を左記に移轉したり 福岡縣朝倉郡三輪村大字野町四一九	昭和10、3、26届

○會社合併並商號變更

名岐鐵道株式會社は各務原鐵道株式會社を合併す、各務原鐵道株式會社は解散し名岐鐵道株式會社は存続するものとす。存続會社は合併の結果資本金200,000圓を増加す

○資本増加並減少

愛知	名岐鐵道	資本金200,000圓を金1,000,000圓に減少	昭和10、3、26届
愛知	小倉電氣鐵道	資本金200,000圓を300,000圓に變更の旨届出あり	昭和10、3、21届

○特 許 失 効

地方別	鐵道名	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる者	軒程(軒)	動力	軌間(米)	工事費概算(圓)	年 月 日
佐賀	肥 筑 軌道	北茂安村(千歳村)(崎村) 巨勢村(高尾)佐賀市神野町	一六・〇九三	蒸 氣	〇・九二四	六七七、七六八	昭和10、5、9官掲
北海道	小樽市營軌道	小樽市内	七・八〇二	電 氣	一・〇九二	二、三三、〇〇〇	昭和10、5、15届
靜岡	靜岡電氣鐵道	香羽町、宮ヶ崎町	三・二二九	電 氣	一・〇九二	五〇〇、〇〇〇	昭和10、6、15届
福岡	九州鐵道	水田村、瀬高町	四・〇八二	電 氣	一・〇九二	四〇〇、〇〇〇	昭和10、6、22届
栃木	鹽原電車	特根村、鹽原町	三・八三三	電 氣	一・〇九二	三〇〇、〇〇〇	昭和10、7、9届
北海道	札幌郊外電氣軌道	圓山三丁目(類似群前)、指定の期限内に工事竣功せざる爲	四・三九六	電 氣	一・〇九二	一〇〇、〇〇〇	昭和10、8、3届
北海道	輕石軌道	花野、石狩指定の期限内に工事竣功せざる爲	九・一五三	馬 力	〇・七六三	一〇〇、〇〇〇	昭和10、8、7届
秋田	矢島鐵道	全線、指定の期限迄に工事施行申請並工事竣功せざる爲	一三・九三〇	蒸 氣	〇・七六三	三三〇、〇〇〇	昭和10、8、7届

地方別	鐵道名	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる者	軒程(軒)	動力	軌間(米)	工事費概算(圓)	年 月 日
福岡	相馬郡中村町地内、工事施行の認可を得ざる爲	相馬郡中村町地内、工事施行の認可を得ざる爲	四・三四三	蒸 氣	〇・七六三	五〇、〇〇〇	昭和10、8、15届
宮崎	日向軌道	越野尾村所、指定の期限迄に工事施行の申請を爲さざる爲	一・八七七	馬力及人力	〇・七六三	二、五〇、〇〇〇	昭和10、8、18届
愛知	中村電氣軌道	名古屋市西區中村町同榮生町	二・〇三二	電 氣	一・〇九二	一四〇、〇〇〇	昭和10、9、18届
山梨	三 鹽 鐵道	指定の期限迄に工事着手せざる爲	九・〇九三	蒸 氣	一・〇九二	六、〇〇、〇〇〇	昭和10、9、28届
山口	宇部鐵道	山口縣厚狹郡厚南村地内	二・六〇〇	蒸 氣	一・〇九二	一四〇、〇〇〇	昭和10、9、16届
徳島	中津峯山登山鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	〇・四〇〇	電氣(鋼索)	一・〇九二	一〇〇、〇〇〇	昭和10、9、16届
北海道	北海道拓殖鐵道	徳島縣勝浦郡多末村地内	〇・四〇〇	電氣(鋼索)	一・〇九二	一〇〇、〇〇〇	昭和10、9、16届
山口	小野田鐵道	指定の期限迄に工事施行の認可申請を爲さざる爲	四・〇〇〇	蒸 氣	一・〇九二	一、六、八、八、八	昭和10、9、16届
愛知	下之一色電車	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届
福岡	博多電氣力	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届
愛知	中村電氣軌道	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届
地方別	鐵道名	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届
山形	谷地軌道	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届
東京	目黒蒲田電鐵	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届
東京	目黒蒲田電鐵	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届
東京	目黒蒲田電鐵	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届
東京	目黒蒲田電鐵	同 上(昭和10、9、23取消)	一・九一〇	蒸 氣	一・〇九二	二、九、九、九、九	昭和10、9、16届

本邦電氣界

第二篇 電氣鐵道

起業廢止	起業廢止許可	軌道名	距離(米)	動力	軌間(米)	工事費概算(圓)	年月日
○起業廢止	起業廢止許可	長野 上田溫泉電軌	六・三六	電力	一・〇六七	三〇〇,〇〇〇	昭和一〇、九、一六官揭
		神奈川 空中電氣鐵道	一・四〇七	電力	一・〇七二	一,〇〇〇,〇〇〇	昭和一〇、九、一六
		神奈川 湘南電氣鐵道	四・六六	電力	一・〇七一	—	昭和一〇、九、一三
		長野 長野電鐵	一三・九〇九	電力	一・〇七二	一,二〇〇,〇〇〇	昭和一〇、九、一三
		○起業廢止	—	—	—	—	—
		兵庫 阪神電氣鐵道	〇・二六	電力	一・四三五	—	昭和一〇、一、一五
		○運營業廢止許可	—	—	—	—	—
		岐阜 矢作水力	二・〇〇〇	電力	一・〇六七	二五八、五八七	昭和一〇、一、一九許可
		岐阜 矢作水力	—	—	—	—	—
		○運營業廢止許可並實施	—	—	—	—	—
		岐阜 矢作水力	—	—	—	—	—
		○運營業廢止	—	—	—	—	—
		福島 好間軌道	—	—	—	—	昭和一〇、一、一三
		山口 伊佐軌道	—	—	—	—	昭和一〇、一、一三
		北海道 札幌軌道	—	—	—	—	昭和一〇、一、一三
		○軌道運營業廢止	—	—	—	—	—
		佐賀 肥筑軌道	六・七〇	電力	〇・九二〇	二九〇,〇〇〇	昭和一〇、五、一五
		○軌道運營業廢止	—	—	—	—	—
		富山 富山市營軌道	—	—	—	—	昭和一〇、五、一五許可
		○軌道運營業廢止	—	—	—	—	—
		福岡 九州鐵道	七・〇三一	電力	一・四三	三〇〇,〇〇〇	昭和一〇、六、一〇
			—	—	—	—	—

〔昭和十一年電氣年報〕

第三篇 電氣化學工業

第一章 昭和十年の電氣化學工業

時代の潮流に倣して我が國の電氣化學工業は、他の一般工業と同じく近年著しき進展を爲し、嘗て見ざる股肱の狀況を呈して居る。歐洲大戰當時より試験を経て來りし諸工業製品の販路は、内地のみに止まらず近隣諸國は勿論遠く歐米にまで及んで來た。國內自給を内指して精進せる我國工業は、全世界市場として雄飛する事となり、工業製品の製造高に於ては、今や世界列強の首位を目標として進展してゐる。電氣化學工業中曹達工業、硫安工業、

本邦電氣界 第三篇 電氣化學工業

精糖工業等より残されたるアルミニウム、マグネシウム等の輕金屬製造工業も著々として段階を進め、其進歩の速にして、其計畫の大なる驚くべきものがある。例へば一會社のみの製品にして優に國內自給に充分なるものあるが如き、日本の工業界の發達は先進諸國の驚嘆する所、諸會社の設備充實の是は、我が製品が堂々世界の市場に調歩するの秋であり、世界の電氣化學工業は到底我國に太刀打ちの出来ぬ状態にある。昭和十年中に於ける電氣化學及び電氣冶金工業製作高は一億六千四百四十四萬圓にして、其主なるものは電氣銅の三千六百九十八萬圓、金三千四百四十七萬圓、銀八百五十六萬圓、炭化石灰八百五十四萬圓、石灰素末、硫酸安母尼亞二千五百九十三萬圓、燒白

〔昭和十一年電氣年報〕

三十六萬圓、鐵、銅及合金鐵二千七百五十萬圓、苛性曹達類九百三十四萬圓及...

第二章 電氣化學工業用電力と自家發電

電氣化學工業は從來餘剰電力を利用せる向多かりしも最近に於ける各方面の電力需要激増に伴ひ、料金値上りの傾向に刺戟せられ、各社に於ては之が...

Table showing electricity usage and generation for chemical industries from 1927 to 1931. Columns include year, hydro power, thermal power, electricity received, and total. Includes a sub-table for textile industries.

〔昭和十一年電氣年〕

Table showing electricity usage and generation for various industries from 1927 to 1931. Columns include year, hydro power, thermal power, electricity received, and total. Includes a sub-table for textile industries.

第三章 輕金屬製造工業の將來

森田和起氏を主班とする日本電氣工業會社が、昭和六年アルミニウム精煉工業に着手し、商工省工業試驗所の研究による濕式電解法を採用し、朝鮮産の明礬石を原料として、品質優良なるアルミニウム金屬の製造に成功し、朝鮮産に至難とせられ幾度か企てられては續性を多くするに過ぎなかつた本工業に...

本邦電氣界

第三篇 電氣化學工業

第四章 人絹工業

電氣化學工業は其事業の本質より見て電力が本事業の要素を爲すものであ...

〔昭和十一年電氣年〕







八、人絹生産原價

Table showing the cost breakdown of rayon production, including raw materials, labor, and overhead costs across various countries like America, England, and Japan.

九、板硝子生産高(單位並板換算千兩)

Table showing the production volume of plate glass in thousands of units, comparing Japan with other countries like the US, UK, and France.

一〇、合成醋酸輸出(位單百斤、圓)

Table showing the export volume of synthetic acetic acid in hundred jin units, with data for various years from the Meiji era to the Shōwa era.

第四編 農事電化

農事電化として今日行はれてゐるものは、農事作業そのもの、電化であるが、元來我國の農業方式は歐米のそれと大に趣を異にして居る關係上農事電化方式に於ても我國獨特の創案に成るものが多い。我國に在りては灌漑電化、穀物乾燥電化、製糖電化、養蠶電化、誘蛾燈電化、養蠶電化、煙草の電照栽培、促成蔬菜栽培用電熱温床、水稻苗代の電熱温床、調製作業電化、共同作業場電化等他に廣く應用せられてゐる。我國に於ける農業の機械化、又は農村の電化は年と共に擴大し、今や農村に入つて居る小型石油發動機は約八萬一千餘臺、電動機は約三萬八千餘臺に及んでゐる。此等は主として收穫後の作業即ち脱穀、精米、製茶、大豆粉削、揚水等に用ゐられてゐる。併し其利用の範圍は比較的狭く、其性能もまだ充分發揮せらるゝに至らぬ憾がある。

昭和十年中の農事電化を顧みるに昭和七年公布された農漁村振興資金に依る共同作業が全国的に設立されて其機能を發揮して來た處とも云へる。抑も我國農村の疲弊は年と共に甚しく、農山漁家の収入は年々減削して積成するもの負債のみの状況を現出して來た。昭和七年十一月の調査に依れば農家の負債は四十五億四千六百萬圓、山家の負債は八億三千七百萬圓、漁家の負債が一億二千萬圓、合計五十四億九千七百萬圓の巨額に達してゐる。而して此負債が如何なる壓迫を農山漁村に加へてゐるか云ふに、第一は其利子支拂である。農家の利子は多く七分以上一割五分未滿であるが中には一割五分以上のものもある。今平均利率を大體一割五分と推定して五十四億九千七百萬圓の利息は年額六億四千五百萬圓である。農山漁家の金銭収入は最近昭和五、六、七年の平均年額十六億五千萬圓であるが是は粗収入であり肥料代、漁具代等一切の経費を大體半分に推定して是を控除すると約九億圓が實収入となるのである。此の中其三分の二に當る六億圓を負債利子に廻すと残り三億圓足らずで納税し、且つ生活をせねばならぬので利子は完全に支拂はれず、益々窮境に陥るの状態におかれてゐる。今全國にて四千六百六十四の經濟更生指定村があるが基本調査の結果は收支が殆んど赤である。茲に於てか、時局

本邦電氣界

巨敷施設の一端として設置されたのが農山漁村共同作業場である。是は農山漁家の經濟更生上各種の生産物の生産費の低減、品質の改善、價格の維持、販路の擴張等を圖る爲め、其生産物の生産、加工保管及處理等の各般の作業を共同して而も綜合的に行ふことを以て主たる目的としてゐる。故に電化に依る農事施設は最も肝要のものとしてせられてゐる關係上本邦農家の危機を巨敷する國策上より見るも電氣家の責任は重大なるものがある。

第一章 農林省が獎勵する地方農村工業

(イ) 地方別農村工業の種類

農林省に於ては農村に於ける副業の工業化を計らんが爲めと一方工業方面に於ては工業自體の打開策の爲めに大工場を地方に分散して、農村に於ける廉價なる勞力を利用して生産費の低下を計らんとする方針にて、各地の事情を參照し、且つ過剰生産を避くるため獎勵すべく計畫したる地方別農村工業の種類は次の如くである。而して此等は何れも一町村又は數町村を單位としたる産業組合又は聯合會を以て經營せしめんとするものである。

- 1. 北海道 トマト加工、果實加工、穀類加工、蔬菜加工、百合加工、兔肉加工、醬油醸造、羊毛加工、凍豆腐製造
2. 青森 簡易製材、菜種搾油、小麦製粉、製糖、酪農
3. 岩手 蔬菜果實加工、兔肉豚肉加工、ホームズパン製糖、林産物加工
4. 宮城 兔肉罐詰、醬油製糖、簡易製材、魚種製造
5. 茨城 甘藷澱粉製造、蕎麥製粉、菜種製油

